

令和4年9月14日・15日・16日 開催

常任委員会会議録

箕輪町議会

福祉文教常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和4年 9月14日・15日・16日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 301委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	住民環境課	2～13
2	文化スポーツ課	13～27
3	子ども未来課	27～42
4	学校教育課	42～52
5	健康推進課	53～69
6	福祉課	69～80
7	請願・陳情	80～110

議事のとんまつ

1 日目

午前9時00分 開会

○5番 寺平福祉文教常任委員長 時間となりましたので、ただいまより福祉文教常任委員会の審査を始めたいと思います。まず、会議録署名議員の指名をいたします。9番 青木委員、13番 入杉委員を指名いたします。

①住民環境課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 まず初めに議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について住民環境課についてを議案といたします。細部説明を求めます。課長

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 おはようございます。それでは議案第1号の決算認定につきまして、住民環境課分につきましてそれぞれ担当の係長に決算書及びご報告を申し上げます主要な施策の成果の方でご説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 それでは令和3年度の決算についてご説明いたします。主要な政策の成果に基づきまして歳入についても合わせてご説明いたしますのでよろしくお願ひいたします。それでは主要な施策の成果の7ページをご覧ください。決算書につきましては32ページをご覧ください。02-01-05 財産管理費になります。0232 財産管理費、住民環境課分につきましてですが決算額が191万2,784円。主な事業につきましては、そこに記載してございますが伊那松島駅トイレ建設事業実施設計業務委託、約118万8,000円。駐輪場土地借上げ料ということでJRの木ノ下駅、沢駅、伊那松島駅になります。17万8,800円。木ノ下駅駐車場土地借り上げ料、こちら2区画分になります、5万2,800円。木ノ下駅公衆便所用用地賃借料1万6,500円になります。

続きまして9ページをご覧ください。02-01-09 公共交通事業費。0254 公共交通事業費、住民環境課分決算額3,387万6,916円。主な事業につきましては町内巡回バス運行管理業務委託、こちらみのちゃんバスになります。延べの利用人数が2万8,707人、1,860万9,000円。伊那地域定住自立圏地域公共交通負担金、こちらが1,089万2,897円。伊那地域定住自立圏伊那本線支援券印刷4万150円。会計年度任用職員の報酬、こちら伊那松島駅員の報酬になります、309万6,000円。財源内訳につきましては町内巡回バス使用料ということで、99万9,976円。あと雑入になります。巡回バスの広告料が、24万4,750円。また伊那松島駅の乗車券の販売手数料ということで64万7,350円になります。

続きまして下の02-01-10 住民諸費をご覧ください。0247 消費者行政事務費、決算額につきましては17万6,544円。主な事業につきましては消費者普及啓発事業委託というこ

とで箕輪町消費者の会に9万円の委託料を払ってございます。財源内訳につきましては県の補助金が5万4,000円。あとは一般財源になります。

○有賀住民係長 続きまして主要な成果10ページ左上になります。2-3-1 戸籍・住民基本台帳費でございます。決算書は36ページをお願いいたします。3項の戸籍住民基本台帳費でございます。0254 戸籍・住民基本台帳費、支出済額は4,127万8,141円です。主な歳出はコンビニ交付委託手数料51万3,162円、証明書発行件数は住民票戸籍の附票2,041件、印鑑証明書2,081件、戸籍証明書264件でございます。1件当たりの委託手数料が117円です。そのほかの主な歳出は、コンビニ交付運営負担金69万963円、個人番号通知書個人番号カード関連事務の委託に係わる負担金807万3,600円、人権擁護委員会補助金が8万円でございます。財源内訳といたしまして、手数料864万7,000円。こちらは戸籍住民基本台帳手数料でございまして戸籍関係、住民票、印鑑証明等の交付手数料による収入です。

続きまして国庫補助金1,134万1,000円。こちらは個人番号カード交付事業に係る補助金収入です。国庫委託金539万4,955円。内訳といたしまして中長期在留者の届出事務の委託金収入が26万4,723円。国民年金事務にかかる委託金収入が513万232円になります。県委託費委託金2万8,329円、こちらは人口動態調査に係る委託金収入です。雑入3万2,386円、こちらは雇用保険本人負担分です。後は一般財源でございます。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 それでは引き続き19ページをご覧ください。04-01-04 環境衛生費になります。0430 環境衛生費、決算額が3,661万8,246円。主な事業につきましては箕輪町環境基本計画改定業務委託ということで154万円になります。財源内訳につきましては、手数料ということで犬の登録に関係するものが23万円、狂犬病予防注射済票交付手数料ということで62万4,250円、一般廃棄物処理業許可申請等につきまして40万8,000円、浄化槽清掃業許可申請等につきまして3万円、雑入が6,545円、あとは一般財源になります。

続きまして、0431 公害対策事業費、決算額が22万404円になります。主なものにつきましては不燃物処理場跡地の水質検査業務委託ということで14万3,000円になります。財源につきましては一般財源になります。0432、合併処理浄化槽事業費ということでこちら301万5,000円の決算額になります。主なものにつきましては合併浄化槽設置整備事業補助金ということで8件、こちらが273万8,000円の支出になっております。財源内訳につきましては国庫補助金が91万2,000円、県補助金が91万2,000円、残りが一般財源になります。0433 自然保護事業費、決算額が218万8,300円。主な事業につきましては、水源かん養保全対策交付金ということでこちら104件、152万9,000円の支出になります。財源につきましては一般財源になっております。

続きまして、0435 自然エネルギー導入促進事業費、決算額につきましては451万5,617円、主な事業につきましては緑の資源リサイクルステーションの枝の処理に113万3,000円、剪定枝の粉碎機購入ことで購入ということで158万4,000円になります。財源につき

ましては一般財源になります。

続きまして0436ゼロカーボン推進事業費、決算額が619万9,889円、主なものにつきましてはゼロカーボン推進事業費の啓発用消耗品購入、111万9,305円。5番になります。箕輪町地球温暖化対策基礎調査業務委託ということで220万。財源につきましては県補助金が211万5,000円。雑入が25万円、残りが一般財源になります。

続きまして04-01-08墓園費になります。0451公園墓地事業費決算額299万2,141円になります。主な事業につきましては合葬式墓地建設工事設計業務委託ということで163万9,000円の支出になります。財源内訳につきましては手数料が81万9,000円、残りは一般財源になります。

続きまして04-02-01清掃費になります。0460ごみ・し尿処理事業費決算額が1億9,216万3,679円になります。主な事業につきましては、1ごみ・資源物収集業務委託ということで7,746万2,000円の支出になります。20ページをご覧くださいまして、6番、伊那中央行政組合負担金ということです。3,117万9,000円、7番、上伊那広域連合負担金6,754万円、8番、各区衛生部への補助金になります、390万1,000円。財源内訳につきましては雑入が2,259万8,319円、残りは一般財源になります。

続きまして、0461生活排水汚泥処理施設運営費、決算額が743万8,500円。主な事業につきましては汚泥処理施設維持管理業務委託ということで601万7,000円の支出になります。財源につきましては一般財源になります。以上です。97ページをご覧ください。決算書の97ページをお願いいたします。下段の方になります。公園墓地管理料未納金調書をご覧ください。こちらですけれども、令和2年度に1万3,000円、13件の未納がありました。令和3年度につきましては1万7,000円、17件の未納がございました。合わせて現在3万円の未納がありまして30件になってございます。以上です。

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 ちょっと補足させていただきますと、先ほどの主要な施策の9ページをご覧くださいましてね、9ページ左側の2の1の10住民諸費のところの0247消費者行政事務費でございますけれども、この中で2番に特殊詐欺防止対象機器設置補助金というのがございます9件、これは迷惑電話防止装置のついた、電話機でございます10件分を、補助金をとっておりまして、昨年はかなり民生児童委員さんたちに頑張っていただきましていろんな周知をしていただきまして9件確保できました。実はですねもっとあったんです。要望というか希望が。実は機器がですね、物がなくて、買えなかったということがありましてということでございますので、また今年もうちょっとの周知に努めてまいりたいというところがございます。それから19ページをご覧ください。先ほど、左下の0432の合併処理浄化槽事業費でございます。先ほど係長三井の方が2番の合併浄化槽の補助金の方私どもの方でってことで説明しておりましたが、これらは水道課事業でございます、私どもの事業ではございませんのでこれはちょっと訂正をさせていただきます。上の1番の方が私どもの事業で補助をしている事業でございます。あと次の20ページでございますけれども左上のところにご覧いただきまして、先ほど負担金のご説明させていただき

ましたけども、そのほかにごみステーションの整備事業費ということで各常会から区を通して常会から上がってくるもので10件ございまして、希望どおりこれは10件を補助させていただきます。また10番の生ごみ処理機購入補助金でございますけど、59件ございまして生ごみ事業が廃止されたことになりまして補助率引き上げたことになりまして例年より2倍か3倍近くですかね、補助金の生ごみ処理機購入の申請がいただいたところでございますのでよろしくお願いたします。では住民環境課に係る分については以上になります。よろしくお願いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑に入ります。質疑もしくは意見がある委員の方は挙手でお願いたします。唐澤委員

○7番 唐澤委員 19ページですね、右側ですが、ゼロカーボンの方の関係です。今年度いかこの年度は非常にご苦労いただいたわけで今年の7月にああいう形で宣言ということで本格的に動きだした、非常にいい取り組みだというふうには思っております。で、その中でですねお聞きしたいのは5番目のね、基礎調査が業務委託ということですが、どういう内容をどんなところに調査されてどんなことがわかったとかどんな（聴取不能）状況だとちょっとその辺の概略を説明をいただきたいと思えます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 それではこの5番の方を基礎調査の内容につきましてご説明させていただきます。まず1点目ですね、昨年7月に立ち上げました、特別委員会地球温暖化対策特別委員会、これのワークショップとかやったりしてまして、これの行うための準備資料の用意ですとか基礎資料の用意ですとか、そういったもの、またその実際当日のワークショップとかの運営もこれ兼ねさせていただきました。これがですね、前回の時にご説明しました地球温暖化対策の6月ですか、区域施策編、この策定を基本的に入っているデータ集とか、ああいうものの収集情報収集だとかを行っていただいたりした業務になりまして、今実際に最終的に区域政策編のまとめまで原案までではつくらしてるといような業務になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 私も区域調査の報告を見ましてですね。こういうふうにするんだなと思えました。ありがとうございました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。副委員長

○6番 松本委員 同じく19ページの緑の資源のところなんですけど、いわゆる粉砕機、前は手で引っ張るような小型のもので（聴取不能）今度は大型にしたと思うんですけど、私も実際見てみたんですけど、能力というのが非常に前と違うと思うんですけども、細かくもできるし、粗くもできるとかそういう感じなんですか、能力的なものは。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 能力につきましては大型になりましたので大量に処理ができるんですけども、チップにつきましては従来のものと同じで大きさ等には変わらないと思いま

す。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 補足させていただきます。実際には木の口径、太さ幹の太さ、あれが大きいものも粉碎できるように機能アップになってます。それからまた当然処理能力、速度も速いと。また明日現場を見ていただければと思いますけどもかなり投入口も広いのですので、かなり量を多く投入できて粉碎時間の短縮になってると。作業効率が上がっているというふうに思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 副委員長

○6番 松本委員 前委員会で、随分前になるんですが見に行った時には、幾つかのこの分別する箱があつてね、うんと細かいのは昆虫用だとか、あと粗いのは庭へ撒くとか（聴取不能）そういうような形になって、今も実際そういうことやっているわけですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 現在は細かく分けていなくて1カ所に粉碎したチップをどンドン置かせていただいております。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 関連ですけれども、ちょっと私も最近状況を見ていないですけど機械を入れたりした結果ですね、どうですかね、時々私も持っていったりするとすごい溜まってるなど思ったんですけど、どうですか処理状況。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 処理状況につきましては機械を入れる前と入れた後では実際やっただいていらっしゃるんですけども、楽というか早く処理ができるということですが、やっぱり住民の方からお持ちいただいている枝の量が沢山なので、なかなかタイミングによっては処理が追いつかないということもありますが、基本的にはできる限り処理を急いでくれということをお願いをしているところでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。中村委員

○14番 中村委員 9ページの公共交通事業のところですけども、巡回バスの延べ利用人員が2万8,707人ということで、これは前年ほどのくらいあったかということと、あと4番の松島駅の会計年度任用職員ですけども309万6,000円ということで、これは何人の方に支払った額なのか教えてください。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 みのちゃんバスの前年度ということなので令和2年度の数字になりますか。みのちゃんバスの令和2年度の数字を今私手持ちでございませんで、また後ほど報告させていただきます。あと4番の伊那松島駅の会計年度任用職員の人数でございませんで、4人でございませんで。以上でございませんで。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 あと20ページの左上のところですけども、この財源内訳の雑入

2,259万8,319円と、これはどのようなものでこの雑入というものが生まれてくるのか、ちょっと教えてください。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 清掃費、ごみ・し尿処理事業費の財源内訳の雑入でございますけれども、こちら上伊那広域連合の方からごみ処理費用有料化手数料ということで当町へいただいている手数料、その収入になります。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 9ページの消費者の会の消費者普及啓発事業委託料ですけど、具体的には今の時代に合わせた環境問題だと思えるんですけども、どんな事業をされておりますでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 箕輪町消費者の会の関係でございますけれども、箕輪町消費者の会の独自の事業で勉強会を行ったり、また今ですとゼロカーボンの関係の啓発事業の方でお手伝いをさせていただいております。またコロナの関係ありまして事業がなかなか進んでいないところがありますけれども、例年ですとフリーマーケットなど消費者の会では開催してるところでございます。以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 若干補足させていただきますと、毎年石鹼を作って販売だとか、あれは継続的に続いている事業になって行っています。またあの不定期ではありますけれども消費者だよりということではなかなか配布する範囲が狭いんですけどもそういったものの作成も消費者の会の方で行っていただいております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。中村委員

○14番 中村委員 こっちの決算書の方の97ページで先ほど説明してもらいましたが、一応令和2年度が13件で令和3年度が17件とのことですけれども、2年3年と2年間未納になっている人はどのくらいいるのでしょうか

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 2年間未納の方につきましては8人の方が2年間未納でございます。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。関連で、同じ関連。

○13番 入杉委員 関連

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 関連しましてその2年間未納してもうちょっとそのそれが重なった場合とかで何年未納だともう取り消しになるとかそういう規定はございますでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 何年未納で取り消しとかはございませんが、

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 条例上5年と決まっております。5年で撤去という形に決まっておりますけども、これをどういうふうに処分を行っていくのかというのが非常に悩ましいところでございます。実際若干内訳を申し上げますと先ほどの2年続けてという人もいますけども今年改善されたという人もいますが、今、合計で1万7,000円ですので17件という形になってますが3年度、この内です通知が届くが未払いという人は15人います。全く連絡とれない人が2人います。これは今戸籍を追っかけているんですけどもなかなか見つからない人もですね若干出てきてますので、今申しあげましたように通知が届くという人に関してはですね、やはりある程度3年目あたりから撤去というか退去してもらわなければいけないよってことはちょっとこの通知の中に来年度あたりからはちょっと案内してかなきゃいけないかなというお知らせをしていくと、事前に通知をしていくということがちょっと重要になってくるかなと思いますけども、連絡がとれない人というのが非常に悩ましいところございまして。辰野町では1件だけらしいですけどもやはり未納者がいてどうしても退去してもらった人がいるのでやはり告示した上で期間を置いて、それも退去をしなかった人は強制執行して費用を請求したという経過があるらしいですけどもそこまでちょっとどうふうにとっていくのかというのはですね、また今後検討させていただきたいと思っております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 公園墓地のことについての関連ですけど、さっきその通知を出したということの関連ですが未使用の土地をずっと未納ではなく未使用でいるお墓について返還申しつけたという書類が送られたということでご本人のところへ返還を請求する書類が町から行ったということがあったと。その効果というか結果どんなふうな状況でしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 その返還につきましてはその返還希望の問い合わせがあった方について通知を出したということでございます。なので返還希望者、細かい数字把握しておりませんが、かなりの方が返還ということで町の方に返還をしてございます。以上です。

○3番 釜屋委員 それは未使用の人ということですか。

○三井生活環境係長 そうですね、まだ更地の状態の方達になります。

○3番 釜屋委員 それを持っていたい人に対しては特に早く返せとかそういうことではないってということですね。

○三井生活環境係長 そうですね。

○3番 釜屋委員 使う可能性もある。わかりました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 今までやはり規定がなかったものですから、昨年度条例から改正作らせていただきまして、返還規定をつくりまして、それに伴ってやはり使わないという方が大勢待機していたんだということがよくわかりまして、かなりの件数で返還申し出が実際にはございました。ただ中にはですね使用料をお返ししないもの

ですから、町としてしないことになってますので、それに対してずっとかなり不満をお持ちの方も中にはいて、返還を留まっているとかやめてるという方も中にはいらっしゃいます。

○3番 釜屋委員 そのところが、本当は墓地の扱いを本人は知らないと思うんですけど、買ったと思っていて自分のものだと思っているのを返せという。で買ったときのお金はどようするのというそういうふうな思いの人も少なからずおられて返せないということだと思うんですね。その辺のところを例えば何割かとか、それからほしい人にマッチングするとか、そういうことは今考えませんか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 考え方としてですね、町としては財産権、お寺さんがやるような墓地の区画を販売したわけではないと、あくまでも永代使用権を与えているだけであるということの考え方なんです。ここに今認識のずれがあって墓地もそう、おっしゃるとおり、墓地を買ったんだと、権利を買ってあるんだと、永代使用権はもちろんあるんだけど、もし使わないんだったらお返しいただくと。それには、あの町は強制はしておりません。あくまで使う可能性があると思えば、そのまま使わなくてもまだ所有してて使用権をそのままに持っていただいて結構なんだけど、一応そういうちょっと解釈の認識のちょっとずれというのところがあって、なかなか説明に苦慮していることは実際にございます。その使用料の返還についてはやはりもう十何年はその区画をもうずっと押さえていたわけですね、その間にも本当は使いたい人は、墓地を借りたいという人は結構いたんです。ですが、それはもう使用権利としてそこを抑えているずっと抑えていたということで一応近隣の市町村の条例状況見ても、やはり5年以内の返還に関しては割合が年によって違うんですけども、お返しするという規定にはしてございますけども、それ以上についてやはりその区画をずっと抑えていたということになれば返還はしないということにさせていただいてるところでございます。

○3番 釜屋委員 わかりました。納得がいけるようにね、お願したいですけど。(聴取不能)冷たい町だとか言っている。申し訳ないです。来た通知がちょっときつかった言葉が(聴取不能)。そのことをお伝えしておかないといけない。一般質問で取り上げてはいけないと思っ。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。入杉委員

○13番 入杉委員 迷惑防止電話の件でお伺いさせていただきますけども、もしかしたら聞きそびれているかもしれません。どういう既存の電話に取り付けるものなのかそれとも全く新しい機械なのか。それは独居、ひとり暮らしの人でないとも買えないのか。あの私のように母と同居という者でも大丈夫なのか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 特殊詐欺防止等(聴取不能)ということで機器の設置の補助金ですけどもこちら交付を受けることのできる方っていうことで、まず箕輪町に住所を有する方、満

70歳以上の方のみで構成されている世帯、また70歳以上の者と同居する世帯で通年、概ね1日の大半が70歳以上の方のみとなる世帯。また当然町税を滞納していないかとか、5年以内にこの要綱に係る補助金を受けていないという方になります。対象機器につきましては例えばですね、電話機に登録していない番号からの着信に対する注意を促すだとか警告のメッセージ機能がある電話機とか、これは後付けの物でもありますしそのもの自体、電話機自体が新しくそういうものにするというのを、どちらでもいいです。補助金額につきましては上限が9,000円、対象経費が3分の2ということになってございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 若干補足させていただきます。今の昨年度この要綱を改正しまして、先ほど説明ありましたように日中の大半が高齢者で構成された世帯を対象にしたことからかなり申し込みがありました。やはり日中不在のときにやっぱり特殊電話がかかってきてお年寄りが出てトラブルってことも多く発生しているというふうになんか認識しておりますので、それで対象範囲を拡充させていただきましたのでよろしくをお願いします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 (聴取不能) 個人番号カード関連事務の委託(聴取不能)ですけど、この今現在の(聴取不能)個人番号カードの加入数ですか。決算時点の加入数、現在でもいいです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○有賀住民係長 9月4日現在でございますけども、9月1日人口に対しまして、申請件数が1万2,316件、申請率は50%、交付が1万186件、交付率41.34%になってございます。以上です。

○3番 釜屋委員 これは国、県の平均と比べてどうでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○有賀住民係長 8月末時点の全国ですけども交付枚数率が47.4%、町村ですと43.5%、それから長野県が41.2%になっております。県の交付率よりは少し上に超えているかなと、大体同じような感じでございますけれども。以上です。

○3番 釜屋委員 これからの課題として考えられることで、子供とか赤ちゃんのこのカードの作成というのはどんなふうな方向で行きますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○有賀住民係長 健診の案内通知に申請もできますよという、マイナンバーカードの申請の案内の通知と一緒に配付させていただきたいと考えております。あと子育て支援センターの方にも出向いて申請を受け付けたいと考えております。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 コンビニでの手数料の載っていますけれども、年々コンビニっていうのが増えているんですか、減ってきているんですか、どちらなのでしょう。以前と比べて。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○有賀住民係長 令和2年度に比ばまして令和3年度は令和2年度の戸籍の証明件数が124件、住民票などの関係が1,578件、印鑑証明の関係が1,758件だったんですけども、令和3年度は戸籍の関係が264件、住民票・戸籍の附票関係が2,041件、印鑑証明の関係が2,081件ですので増えてきております。以上です。

○3番 釜屋委員 先ほどのマイナンバーカードに戻るんですけども今の健康保険証との紐づけとか公金とかそういうものの振り込み先を指定するとかそういうことでマイナンバー作成のときの金額より少ないけれど入るじゃないですか、7,500円とか。そういうのが期限があると思うんですけどそういうのはわりあいと知られてないんです。じゃないでしょうか。新しく作る人には区でやったりしてるけど、新しい申請の人だけですよ、区で10名くらいまであったんですね、各区回るのに10人くらいずつ受け付けるってことになっているんですけど、今まで作ってある人が窓口に来て健康保険のあれとかそういうのを勧めていらっしゃるんですよ。

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 実際のところは多分おっしゃっているのは初期の段階で5,000円くれた時の時と、現在の7,500円と7,500円で1万5,000円のポイントがつく、これ結構もうご自宅で自分でやられる方も非常に多いんです。スマートフォンであればと簡単にできてしまうので。だからそういうことでは新規じゃなくても持っている方にとってはもう来なくてもって方が。ただわからないという方はやっぱり窓口いらっしゃいますし現在新規申請交付申請数も非常に伸びています。今ポイントがやっぱ、9月末で事業はつくる、あるいは事業はいたしますので、まだまだ9月過ぎでも、マイナンバーさえ申請しておいてくれれば大丈夫なんですけども、そういったことでも今かなり申請状況が多いです。また今イオンです、休日に頑張ってやってもらってますけども、休日にこの間やったら物凄い人が来て、3町村合同でやったんですけども、すごい件数の申請でてんでこ舞いで、休憩なしで夕方までやっていたというくらい忙しかったということなのでテレビのあれだけ放送しているし、ある程度認知度はあるのかなというふうに思っているところでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。では、ないようですので質疑を打ち切ります。それでは討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について住民環境課に関わる部分を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、認定することと決しました。その旨本会議で報告いたします。次、補正です。議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)住民環境課に関わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 それでは引き続き、お願いいたします。議案第9号 一般会計補正予算（第5号）につきまして担当の係長からそれぞれ説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 それではよろしくをお願いいたします。お手元の、議案第9号 補正（第5号）予算書の26ページをご覧ください。歳出の方からご説明いたします。04款 衛生費、02 保健衛生費、04 環境衛生費 0435 の自然エネルギー導入促進事業費ということでこちら修繕料に19万5,000円の増額を計上いたしました。こちら緑の資源リサイクルステーションの入り口ドアの修繕費になります。こちら過去に何度も入口のドアが外れるということがありまして今回そのドアがはずれ、窓ガラスが割れてしまいました。住民の方に怪我はございませんでしたが、窓枠が緩んでおりましてドア自体がはずれてしまうということで窓枠の補強とドアの入替の修繕を行いたいと考えております。

続きまして、その下になります。08の墓園費になります。0451 公園墓地事業費をご覧ください。修繕料に4万2,000円の増額を計上いたしました。こちら木下公園墓地にあります、外水道の漏水修繕になります。地下の埋設部分より漏水しておりましてソケット等によりつながりかえる修繕になります。

続きまして、同じ公園墓地事業費になります。委託料に16万1,000円を計上いたしました。こちらの松島公園墓地になりますが、高木の枝が近隣の建物に当たるなどの支障があるということで支障木の剪定等を行うものでございます。

続きまして歳入になります。予算書の14ページをご覧ください。17款 県支出金、02 県補助金、02 総務費県補助金、01 総務管理費県補助金になります。こちら消費者行政活性化事業補助金の9万円を減になりまして一般財源に組替えるものでございます。こちら9万円は先ほどもご説明しました箕輪町消費者会への消費者普及啓発事業委託金に充ててございます。

続きまして、19ページをご覧ください。23款 町債 01 町債、04 衛生債、05 衛生施設整備事業債、こちら1,890万円の減になりまして一般財源に組替えます。こちら本年度予定しておりますJR伊那松島駅の公衆トイレの建設費に充てるものでございます。

○有賀住民係長 歳出の説明をさせていただきたいと思っておりますけども、一般21ページをお願いいたします。下段の0254 戸籍住民基本台帳費でございます。補正前の額は3,327万円1,000円に150万6,000円追加し3,477万7,000円とするものです。12節 委託料150万6,000円の増加でございます。現在、国で実施しているマイナポイント事業でございますが、マイナンバーカードを今月末までに申請した方が対象となっております。今後のカードの取得推進のため、マイナポイント対象申請期間終了後の10月1日以降にマイナンバーの申請をし、来年2月28日までにカードの取得をされた方を対象にみのちゃんポイント2,000円分の券を作成しお渡しするというものでございます。みのちゃんポイント券2,000円分のうち1,500円が特定財源として国の補助対象となります。なお、状況によってということ

になりますけども、国のマイナポイント事業が延長となった場合は重複とならないように、みのちゃんポイント券の配布を延期させていただきたいということでございます。以上です。

続けて歳入についてご説明いたします。一般の13ページをお願いいたします。16款 国庫支出金です。中ほどの2項 国庫補助金、2目 総務費国庫補助金です。住民環境課に係わるものは24個人番号カード交付事務費補助金112万5,000円の増額となります。先ほど歳出でご説明いたしましたみのちゃんポイント券に対する国庫補助金となります。細部説明は以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。よろしいようですので、では質疑を終わります。それでは討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)住民環境課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。以上ですかね。それでは、以上で住民環境課に関わる審査を終了いたします。協議会に入りたいと思います。

【住民環境課 終了】

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは時間になりましたので、会議を再開いたします。先ほどの住民環境課の質疑に関して答弁がございましたので、まず最初に答弁を求めます。係長

○三井生活環境係長 先ほど中村委員さんから質問のありました令和2年度のみのおのちゃんバスの利用人数でございますが、延べで2万5,808人になります。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 この件に関して質疑ございますか。よろしいですかね。では係長ありがとうございました。

②文化スポーツ課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは、ただいまより文化スポーツ課に係わる審査を開始いたします。議案第1号 令和4年度一般会計歳入歳出決算認定について文化スポーツ課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○小池文化スポーツ課長 それでは議案第1号 令和3年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、文化スポーツ課に係る部分につきまして主要な施策、28ページから各担当の係長ごとに細部説明をさせていただきます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 よろしくお願いいいたします。それでは、28ページの左側下から右上にかけてですが10の6の1、社会教育総務費の関係でございます。決算書につきましては71ページから72ページに記載してございます。

まず最初に社会教育総務費の中で二つのコードに分かれておりまして1060社会教育総務費、主に人件費に関わる項目でございます。1番としまして社会教育主任指導員の会計年度任用職員でございますが、報酬一人分ということで206万4,000円の支出がございました。2番目としまして社会教育委員の報酬として会議を3回ほどを開き、あと県の総会等への出席を含めまして、その報酬として10万2,000円の支出がございました。

次に伊那美術会への支援補助金ということで、2万円の支出がございました。4番目ですが生涯学習まちづくり基金の積立金ということで浅川建設工業さんからの寄附金ということで100万円がございました。合わせて総額4,113万3,808円の支出でございます。

続いて1061の人権教育費の関係でございます。人権尊重のまちづくり審議会委員報酬3回分ということで6万9,000円の支出がございました。合わせまして総額4,120万2,808円の総額で決算額のとおりでございます。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○原公民館主事 よろしくお願いいいたします。主な施策の成果に沿って説明させていただきます。28ページの右側となります。まず1025の公民館管理費ですが1,766万2,559円の支出となりました。主なものとしましては会計年度任用職員の報酬、公民館長一般事務2人というかたちで573万9,420円の支出になっております。公民館運営審議会委員報酬としまして、6月17日開催しまして、8人×3,000円というかたちで2万4,000円の支出になっております。例年通り上伊那地方視聴覚教育協議会負担金として23万3,000円の支出になっております。

続きまして1066の公民館事業費の支出が398万5,676円となっております。こちら主な施策としまして分館役員ですね。各区の分館長、副分館長、分館長主事、分館主事の関係と、あと公民館文化部8名で視聴覚職員の4名の報酬となりまして、312万4,500円の支出となっております。で、2番の箕輪町町民文化祭としまして、開催期間10月30日から11月3日までという形でこちらの方の支出が主に各種消耗品、あと全戸配布のチラシやポスター等で32万8,209円という形になってます。来場者数が5日で延べ2,567名となっております。こちら感染症の影響で芸能の広場、音楽の広場、マナビランドちょっと中止となっております。会場、展示の広場のみの開催となっております。そちらの方が参加団体46団体、個人9名という形で出店作品数が1,316点の出店となっております。3番の元気はつらつ地域出前講座の講師謝礼の方なんですけど、決算審査資料の24ページに資料がついておりまして、ないです。すみません。こちらの方が5,000円×11回という形で、5万5,000円となっております。令和元年度までが大体いつもそうですね、件数としましては一応50件以上あったんですが、感染症の影響で大分開催数等が減っております。次は1067

成人講座事業費となりまして、39万7,338円の支出となっております。こちらの方が公民館大学、主な施策としまして公民館大学で学級講師謝礼、各種講座の講師謝礼となりまして支出が29万8,950円の支出となっております。で、公民館大学が、学級が5学級で、受講生が118名となっております。開催しました(2)番公民館講座に(聴取不能)陶芸講座を前後期開催しまして27名、カラーセラピー講座が21名で、伝統技能を学ぼうで和ほうき作りが11名、公民館ボランティア講座28名、初めての刺しゅう講座11名、スマホ講座14名、若者チャレンジ講座苔テラリウム等が14名、終活セミナー100名、冬のこどもひろば100名というかたちで延べ326名の参加となっております。以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 続いて青少年健全育成費の関係を先ほどに続きまして赤松が説明させていただきます。施策でいきますと28ページの最後に(聴取不能)がありますので、29ページの冒頭になります。まず、1070青少年健全育成費の関係で文化センターにかかるものです。1番目としまして青少年健全育成推進協議会の委員報酬としまして20名分ということで75万2,000円の支出がございました。

続いて町内児童遊園の遊具他の修繕ということで昨年度は3基修繕を行いまして、主に木下西町公園のクライミングスライダー等の修繕を行いまして89万2,100円の支出がございました。3番目ですが、長野県子ども安全会の保険料ということで昨年度は2,733人分、単価が150円ということで、合計40万9,950円の支出がございました。

続いて遊具の構造調査の委託料ということでございます。1基分ですが、これは先ほどお話ししました木下西町のクライミングスライダーの修繕にかかわってそれに接続しておりました、ジャングルジムの地下の構造が安全かどうかということでその調査をいたしまして、3万1,500円支出してございます。5番目としまして児童遊園の土地の賃借料8ヵ所ございます。ちょうど令和3年の4月1日に契約の更新をしまして総額318万5,423円の支出でございます。6番目、児童遊園の遊具の撤去工事ということで5基行っております。これにつきましては26万7,300円の支出でございます。あと1071の学童クラブということで、これは教育課のほうで主管課で持っているものでして、文化スポーツ課にかかるものの総額として568万1,672円、総額で4,970万4,022円総額の支出でございます。以上であります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○柴文化財係長 続きまして博物館費について説明をいたします。まず最初に1072博物館管理費ですが、こちらにつきましては博物館の維持管理等に要する経費になります。決算額は1,436万2,248円です。主なものですけれども1番といたしまして博物館の警備の委託料ということで機械警備年間ということで23万7,600円になります。2番目ですが、浄化槽の維持管理委託料ということで年額ですが13万1,560円になります。3番目ですが、三日町倉庫の土地賃借料ということでこちらの方が年間になりますが35万8,787円になります。あと4番目に複写機のリース料ということで年額で12万7,008円の支出があります。

た。

次ですが1073博物館事業費です。こちらは博物館活動等のソフト事業に要する経費になります。決算額は449万5,237円でした。主なものですが1番としまして、会計年度任用職員報酬ということで1人分になりますが、210万6,000円です。それから2番ですが箕輪学かるたの原画作成謝礼ということで奈良県在住の絵本作家のなかじまゆたかさんに描いていただいたということで謝礼を10万円支出しております。3番目ですが箕輪学かるたの印刷製本代ということでこちらの方が80万800円です。ただし、このうち80万円は生涯学習まちづくり基金を活用しています。4番は特別展ポスター、チラシ・リーフレット印刷代ということで9万8,450円です。5番目ですが放送講座の制作・放送委託料ということで箕輪町の養蚕というタイトルで調査放送いたしまして、こちらの委託料が11万円ということで支出をしております。なお以下に参考ということで記載してありますけれども、博物館の利用状況につきましては、昨年もコロナの影響等がありまして入館者数は1,004人ということでそれ以前の半分くらいだったんですが、昨年もちょっと人数は戻らなかったというような状況になります。特別展につきましては、秋の10月16日から11月14日までの26日間ということで、地味だけど推しの資料展ということで開催いたしまして384人の方の来館がありました。3番目の各種講座・学習会ですが、五つ実施したことを記載してありますけれども7個計画をした中で二つはちょっと中止ということで7分の5の実施ということでこちらの講座が実施できました。それから4番目としまして、入館者がちょっと来づらい中でも、こういった中でも継続して学ぶことができる新たな取り組みということで、五つほど新たな取り組みを実施をいたしました。(1)番の映像アーカイブ・放送事業ということで先ほど委託料のところでお話しをしましたが、箕輪町の養蚕という番組を作成してケーブルテレビで放送する講座、放送講座を実施をいたしました。それからミニ出前講座ということで来ていただくよりも出ていった方が感染リスクが少ないんじゃないかということで実施をしております。図書コーナーの充実ということで少ない人数で誰でも気軽に寄っていただきたいということでこのようなことも行いました。それから4番の新収蔵資料の紹介、今月の1品ということで、こちらにも少ない利用、一度に少ない人数だけど来ていただけるようにということで、毎月1回無料で見ていただけるコーナーの実施をいたしました。5番の博物館だよりの充実も、紙で家で見る、情報を充実させるというコンセプトで実施をいたしました。その下ですが、1083資料収蔵施設管理費になります。こちらは収蔵庫等博物館関連施設の維持管理整備等に係わる経費になります。決算額は2,382万5,175円でした。主なものですが1番の中原文化財調査施設改修工事ということで、こちらにつきましては、博物館の耐震改修工事に先立ちまして、資料等の移動先を整備するというので、農集排西部中施設を改修したものになります。こちらの工事費が2,104万3,000円ということになります。それから2番目の中原文化財調査施設の管理委託ということで、1番の工事の管理委託ということで66万円の支出をしております。3番目ですが同じく中原文化財調査施設の機械警備の設置工事ということで、新しく資料がたくさん入りますので

人が普段からいるわけではないので警備を入れたということで、こちらの工事が44万9,350円でした。4番は考古資料の運搬委託料ということで三日町倉庫にありました、土器や石器など箱数にして300から400ぐらいあったと思うんですが、こちらの方を中原へ持って行ったということでこちらの委託料が41万2,500円になります。それから5番目、彫刻資料の運搬委託料ということでこちらは三日町にありました、大槻一二さんのブロンズ作品ですね、こちらの方すべて長岡の方に持っていったということでこちらが41万8,000円になります。6番目、長岡資料収蔵施設の警備委託料ということで、これは継続のものなんです、前からのものですが、年間で29万400円です。

最後に7番目ですが、長岡資料収蔵施設の駐車場賃借料ということで年額お借りしている部分になりますが、12万7,530円の支出がありました。博物館費については以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○笠原図書館係長 それでは図書館の経費につきましてご説明申し上げます。まず1075の図書館管理費でございますが、図書館の維持管理に関する経費でございます。2番3番でございますが、上伊那で共同で利用しております図書館管理システムのリース料、それからサーバーの共同のする利用料でございます。4番でございますけれども経年劣化いたしました物置を設置する工事費でございます。46万900円でございます。5番でございますが、図書館の建設基金への積立金でございます。5,325円、これは利子分を積み立てたものでございます。

続きまして、1076図書館事業費でございます。図書等の資料の購入費といたしまして469万9,227円でございます。購入した図書、雑誌などは、ほぼ2年度並みでございます。2番でございますが3年目となりました方言講座の講師の謝礼を3万円でございます。

続きまして30ページの左側でございます。移動図書館の車の運転の委託料でございます。21万8,853円でございます。

続きまして、郷土資料のアーカイブ委託料でございます。萱野高原自然探索ガイドと、松島王墓を考えるの2タイトルを追加いたしました。45万9,800円でございます。

続きまして1078の子供読書推進事業費でございます。読育ボランティア養成講座等の講師謝礼といたしまして40万円でございます。児童書等の購入費でございますが108万9,288円でございます。購入冊数ほぼ2年度並みでございます。利用状況でございますが、まず蔵書の冊数といたしましては約6万9,000冊でございます。その下の入館者数でございますが、約4万3,000人ございまして、2年度に比較いたしますと14.3%の増となっております。3番の各種催物でございますけれども、まず読育関係といたしましてはボランティア養成講座、それから読み聞かせはおはなしこんにち、おはなしくまさんでございます。人数につきましてはほぼ2年度並みでございます。そのほか子供向け関係の事業をご覧のとおり実施をしております。図書館の説明は以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○柴文化財係長 引き続き文化財保護費について説明をいたします。まず、1080 伊那谷人形浄瑠璃地域伝承活動費ですが、こちらは伊那谷4座に関する経費になります。1番としまして伝承活動負担金ということで25万円を支出しておりますが、これは1座につき25万円ということで3市町村がそれぞれ支出しているものになります。2番目ですが、伊那人形芝居公演への参加ということで毎年11月に行っておりますが、学校は参加せず各座のみ、無観客でということで実施をいたしました。

続きまして、1081 文化財保護費ですがこちらにつきましては、国・県・町各指定文化財の保護に関する経費になります。決算額は431万9,671円でした。主なものですけれども、1番は会計年度任用職員の報酬1人分になります。2番は天然記念物等の樹勢診断の謝礼ということで木ノ下のケヤキ等12件の診断に11万円でした。3番目ですが、同じく天然記念物の緊急枯枝除去委託ということで、どうしても危なくて急ぎに切らなきゃいけないというものについて木ノ下のケヤキ等4件対応をいたしまして24万2,998円の支出でした。4番目ですが、史跡の整備の委託料ということで福与城跡と源波古墳などにつきまして23万130円の支出でした。5番目ですが、町の有形文化財の保存事業補助金ということで北小河内にあります五社権現本殿の保存と大出の高橋神社本殿の保存2件ということで15万6,752円の支出がありました。6番目ですが、無形文化財の保存事業に対する補助金ということで南小河内のおさんやりなど計6件につきまして計44万円の支出を行いました。7番目ですが、史跡保存事業等交付金ということで福与城跡を守る会等3件につきまして31万円の支出を行ないました。その次ですが1082 埋蔵文化財保護費ということで、こちらは遺跡の緊急発掘調査等に要する経費になります。決算額は162万8,112円でした。会計年度任用職員ということで1人分ここに計上しております。2番目ですが、発掘調査作業の謝礼、あるいは整理作業の謝礼ということで合わせまして47万7,050円の支出を行いました。3番目ですが、発掘調査用の機材の借上げ料ということでバックホーと仮設トイレを借り上げた金額ですが16万2,140円の支出がありました。なお、昨年度の遺跡発掘届け出件数が全部で105件ありまして、このうち3件について試掘調査を行いまして工事立会が78件、慎重工事、これは何もしないってことになるんですが、そちらが24件でした。

最後に1086 東山山麓歴史コース整備事業ということで、こちらはこちらのコースの維持管理等に要する経費であります。こちらが52万9,899円の決算額でした。1番としましてパンフレット(全体コース)版の増刷代ということで15万4,000円でした。2番目ですが福与地区の案内看板のちょっと余りにひどくなったということで修繕料ということで9万5,000円の支出をしております。それから3番目ですが、維持管理交付金ということで竜東5区、各区5万円×5区ということで交付金分を25万円支出しております。文化財保護費については以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 続きまして30ページのところでございますけれども、文化センター費ということで1090の管理費と91の事業費について説明させていただきます。

まず最初に1090文化センター管理費でございます。1番目としまして燃料代、主に空調設備をの関係する灯油代等の燃料費、そして電気代等の光熱費、あわせまして721万1,472円の支出がありました。2番目としまして、男子トイレ小便器ほか各種施設整備、設備の關係の修繕料としまして135万9,195円の支出がありました。

続いて3番目ですが、施設の維持・管理、保守に関わる委託料の關係でございます。総額としまして1,150万6,367円の支出がございました。

続いて4番目ですが、事務機器等、文化センターで使っている複写機印刷機等のリース料の關係でございます。133万7,499円の支出でございます。5番目ですが、施設の敷地賃借料ということで文化センターの駐車場として松島保育園の西側に土地を借りている一筆分、1名分でございますが、47万円の支出がありました。6番目です。舞台機構の更新工事ということでホールの舞台の吊りもの、バーですとかサスペンションですとか、そのような吊りものの關係でございます。その關係でバーを吊るロープの關係、マニラロープ、それとそれを抑えるロープレック、滑車のようなものですけれどもその交換ということで209万円の支出がございました。7番目としまして消防用の設備の取り付け替え工事ということでございます。自動火災報知機防火設備等の非常灯等のバッテリー等の交換等をしまして総額104万5,000円の支出がございました。

続いて8番目ですが新型コロナ関連の關係でホールの映像配信システム、備品を入れました。これにつきましては309万5,000円の支出がございました。9番目としまして消毒液等新型コロナ感染対策用の消耗品、アルコールですとかティッシュ、そういう消毒液他を含めまして17万5,760円の支出がございました。これにつきましては8番と9番に、特に8番に合わせまして新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金として309万2,000円を充当ということでしております。

続いて使用料・附属施設の収入の關係でございます。合わせまして54万2,900円の収入がございました。それで利用人数ということでございますが、文化センターの使用人数としましては2万9,603人でございました。昨年よりも約10%か15%増えておりますが、コロナ前に比べればまだ4分の3ぐらいの人数だということでございます。

続いて1091文化センター事業費の關係でございます。主に文化センターの実施事業と催物等に係る費用でございます。1番目としまして実施事業とのポスター・チラシ等の各種印刷代でございます。これにつきましては、成人式並びに生涯学習広場等の印刷代、総額含めまして114万5,280円の支出がございました。

続いて2番目ですが、公共ホール事業実施事業でございますが、みのわ寄席ということで4月24日の土曜日に開催しまして入場者数235人ありました。支出としましてはこの委託料として247万5,000円の支出がございました。これにつきましてはその前年度に予定をしておりましたが、コロナの影響がありまして次年度、要するに3年度に繰り越してという形で実施したものでございます。3番目としまして、人権尊重のまちづくり講演会 in みのわの委託料ということでございます。これにつきましては18万580円の支出がござい

まして、おめくりいただきました31ページでございますが、これにつきましては講師に杉山文野さんは初めてのLGBTQという演題で講演会を開きまして、11月21日、入場者数は118人の入場者数でございます。4番目といたしまして、豊島区箕輪町地域間交流事業ということで、豊島区にあります東京芸術劇場の主催する芸劇オーケストラ・アカデミー・フォー・ウインドのオータムコンサートということで、委託料44万円の支出がございました。これにつきましては、11月の3日水曜日文化の日に行いまして、203人の入場者数でございます。5番目、古田人形芝居の定期公演でございます。これは12月4日、毎週12月の第1土曜日ということで開いているものですが、昨年度はコロナの影響がありまして中学生小学生だけの伝承発表会ということでございましたが、2年振りとなる定期公演を開きまして入所者数213人ございました。それと成人式の動画配信委託料ということでこれも8月15日に予定したものがコロナの影響で延期を余儀なくされまして、今年の1月10日、成人の日に行ったものでございますが、これを配信して多くの方に見ていただくということで行ったものでございます。19万8,500円の委託料を支出してございます。7番目としまして舞台・照明・音響委託料ということで舞台に関わる（聴取不能）への委託料でございます。682万8,470円の支出がございまして、総額1,203万5,451円の支出がございました。

続いて説明させていただきます。地域交流センター費の関係でございます。これは1コードのみで1092地域交流センターの管理費ということで地域交流センターの維持管理に係る予算でございます。まず1番目としまして燃料光熱費の関係でございます。214万9,533円の支出がございました。2番目としまして非常用発電設備の機関部等の修繕を行いまして総額50万2,920円の支出がございました。あと3番目、施設の保守・管理に係る業務委託料としまして150万3,865円の支出がありました。4番目ですが、駐車場の用地賃借料、先ほど文化センター費の方でも申し上げましたところでございますが、そのほかは、3筆ほど同じく駐車場の用地ということでお借りしておりまして、その借地料としまして120万5,110円の支出がございました。5番目ですが、交流センターの屋上の防水改修工事ということで総額987万8,000円の支出をしてございます。これにつきましてはその前年度にも一部雨漏りがするという一部改修をしておりますが、まだ漏るということもありまして全面改修ということで立ち上がり面（聴取不能）の部分と立ち上がりの部分を含めた806㎡ほど塩ビシートを張ったという工事でございます。6番目、交流広場入口の駐車場舗装工事でございます。これは補正で計上していただきまして駐車場区画を7区画、広さとしましては295㎡ほどになります。これを事務室の前、ちょうど入口になるところですけども、あそこの部分の舗装工事をさせていただきました。これについては242万円の支出がございました。収入の関係でございますけれども、使用料及び附属施設の使用料として14万7,000円の収入がございました。続いて先ほど6番目で申し上げました、屋上の防水改修工事の関係で上伊那広域消防組合から半額にあたる493万9,000円を負担金として収入としております。最後ですが交流センターの利用者数でございます。1万3,528人となっ

ています。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○木村スポーツ振興係長 引き続きまして保健体育総務費を説明させていただきます。

1093 保健体育総務費といたしまして、まず1番目、スポーツ指導員報酬としてフェンシング1名の方を会計年度任用職員として206万4,000円の支出でございます。2 スポーツ推進委員報酬として32万7,400円、3 全国大会等出場激励金として団体ソフトボール、ソフトテニス、バスケットの3団体また個人フェンシング等46名に40万5,000円の激励金を支出しております。4 長野県フェンシング協会補助金として66万5,000円、5 フェンシングの町づくり事業補助金、全国大会3大会の関係ですが390万円、6 としてフェンシング競技力向上講習会として35万900円、7 松本山雅サッカー教室 in みのわということで、小学校1年生から中学2年生までの95名の参加で15万円支出でございます。ながたドームで行っております。

次に、1098 スポーツ振興事業費でございますが、みのわナイトウォーク実施経費でございます。ショートコース246人、ロングコース、295人、計561名の参加で556万4,525円の支出でございます。このうちスポーツ振興くじ助成金として322万6,000円を補助していただいております。

続きまして体育施設費となります。1094 屋内体育施設管理費でございます。体育館等燃料光熱水費で230万8,229円、屋内体育施設修繕費、町民体育館の修繕等でございますが113万3,330円、ながたドームの管理委託料としてみのわ振興公社への一部管理委託ですが150万4,800円、ながたドーム清掃業務委託として85万8,000円、町民体育館管理委託、シルバー人材センターへの委託となりますが、93万2,192円、健康センター土地借上げ料として60万5,000円、こちらにつきましては令和3年度まで文化スポーツ課の管轄という形で行っていましたが、令和4年度からは学校教育課の方に移管してございます。屋内体育施設の使用料照明料の収入としては435万7,285円の収入がございました。ながたドームの利用者数は1万5,701名、屋内体育施設の利用者数としましては、3万6,003人、合計5万1,704人の方に利用していただいたという形になってございます。

続きまして、屋外体育施設管理費でございますが、主なものとして屋外体育施設燃料光熱水費で194万772円、屋内体育施設修繕料、番場原の水道施設送水ポンプ修繕他でございますが、263万1,544円、屋外体育施設管理委託料、シルバー人材センター他でございますが184万6,744円、沢運動場駐車場土地借上げですが23万、上古田運動場駐車場の土地の借上げですが30万となっております。施設利用に関することですが、屋外体育施設使用料照明料収入として55万7,100円、3万3,450人の方が利用していただきました。また冬季ですが、上古田スケート場につきましては、利用者数が1,739人、滑走は13日間滑走が可能でございました。

○小池文化スポーツ課長 以上、文化スポーツ課に係る分ご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それではただいまより質疑に入ります。質疑もしくは意見ございますか。入杉委員

○13番 入杉委員 2点お伺いします。保健体育総務費の中のこのフェンシングの指導員の方ですけれども、フェンシングの指導員の方は、例えば指導が週に1回何時間とかってそういうのをちょっと教えていただきたいと思います。それから次のところの町民体育館の修繕はどんなところを修繕なさったのか、これちょっと。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 今先ほどの入杉委員からのご質問1点目フェンシングの関係から私の方からご説明させていただきます。文化センターの中に常勤しております会計年度任用職員1名、現在女性でございますが、主に箕輪中学校の運動部活動指導ということで基本的には週火、水、木、金4日間、それから土曜日日曜日の部分でいずれか1日というような時間帯の指導に行っていただきます。平均指導時間は約2時間から3時間ぐらいの間だと思っております。それ以外にも日中は長野県フェンシング協会の事務、そして文化センターの受付窓口事務としてご活躍いただいております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○木村スポーツ振興係長 町民体育館の修繕でございますが、主なものとしては照明の修繕が49万5,000円、それと町民体育館トイレの修繕として雨漏りが若干していたという部分がございます、それがございます。あと武道館のガラスが1回割れていまして、武道館のガラスを直しているというのが金額的に大きい主なものとなります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますでしょうか。青木委員

○9番 青木委員 文化センター及び地域交流センター、それから体育施設の施設保守管理業務についてお伺いしたいんですが、先ほどちょっとお聞きして漏らしたところもあるか、文化センターの施設保守管理業務で1,100万。で、他の地域交流センターが150万、それからながたドームが清掃含めて200万近くの管理委託ということで、文化センターの施設保守から管理、清掃含めてあるいはセキュリティ含めたその内容がちょっと個別にわかれば教えていただきたい。ちょっとバランスから見て、文化センターの管理業務の委託料が金額が多いので素人考えですがね、ちょっとバランス的に見て多いなと思うんですが。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 青木委員からのお問い合わせですが、まず文化センターの詳細につきましては、この後赤松係長の方からご説明申し上げますけれども体育施設、それから交流センターにつきましては主にシルバー人材センターさんの管理のみで人件費で受け等の業務ですので、そんなに大きなものにはなりません。で、文化センターにつきましてはこれからご説明申し上げますけれども、いろんな機械器具とかそういったものの専門業者への業務委託等が出てくると思いますので、積み上げるとそういった高額になってくると思われま。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 説明させていただきます。今、ご質問のあった維持管理にかかる委託料の関係でございますけれども、課長の申し上げるとおり様々な、文化センターには機器類等維持して動かしていくというために保守をする部分が毎年ありまして、主だったところでいきますと、空調設備の保守点検委託料ということで年間で大体 130 万円ほどかかっております。あと高額のところではやっぱり先ほども話したとおりの中で、文化センターの管理人ですかね、シルバーへの委託料、これが約 180 万円ほどかかってございます。あと細かいところを言いますと電気設備の保安維持ですとか中央監視システムの保守点検、あと舞台の照明設備、これについても毎年業者の方に年間という形で保守点検をいただいて約 25 万円ほどを支払ってございます。あとは自動ドアですとか、あそこに陶芸窯がございまして陶芸窯の保守点検等ございます。それを積み上げますと 1,100 万円と言う形の総額になるということでご理解いただきたいというふうに思います。

○9番 青木委員 今の説明の中で 1,100 万の中には舞台照明音響業務委託料は含まれておりませんよね。今何か含まれてるような説明で 1,100 万と言ったけど舞台照明、音響業務委託料が 680 万ということで別計上になっているんで。それを合わせると 1,800 万近くになると。という説明で間違いないですか。私はそう捉えているんですが。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 (聴取不能) のことが違いますけども施設の維持管理という形の中の委託料として 1090 で盛ってある部分については先ほど説明が足りなかったのですが、舞台の照明とか維持管理、それは機器類の関係の業者への委託料でございまして、1091 については、舞台を運営していただくための舞台屋さんにお支払い委託料ということでおっしゃるとおり、合計すればその金額になるというふうに思っていただけだと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 すいません追加で説明させていただきます。文化センターの 1,100 万の中で先ほどシルバーの人件費 180 万とございましたが、ご存じのように町の町民体育館とか、それから交流センターとか、みんなそういうものの管理は文化センターの窓口でやっていますので平日の人件費はそこに集約されていると。でスポーツ施設の方のシルバーさんをお願いする部分は、例えば町民体育館ですと土日の分だけとかそれからながたドームのは振興公社ですとか、人件費分散してますので主なシルバーさんの人件費がその 1,100 万の中に入っておりますし、今赤松からのご説明したように 600 数十万円につきましては、舞台で行事をやるたびに舞台屋さんを頼む人件費ということですので、1,100 万の中にはそういった文化センターの機材とか人件費以外の業者に頼む委託料が含まれてると、そういうご認識でお願いしたいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 30 ページの右下のところにあるその新型コロナ関連ホール映像配信システムについてですけど、ちょっとこのシステムの概要をご説明いただきたいと思うんですけど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 先ほど説明が足らずに申し訳ありませんでした。これにつきましてはホールで事業を行うに当たりまして、コロナの影響を受けまして無観客とか要するに人数制限をするとか、そういう形の中で多くの方が視聴できないということもありましてそれができるような形をとるために導入したものでございまして、カメラにつきましては2台ほど購入しております。主だったところ。で、1台はもう固定式で一番ホールの奥のところに固定した形で全体が映せるような形、リモコンで左右（聴取不能）できるという形。もう1台は三脚と一緒にセットで購入の中にありまして、それを付けて自由なところに付けてカメラを作動させることができると。コントロールするものとしましては、あのミキサーとかコンピューターもセットで入れまして、それぞれのカメラを切りかえて場面場面で動かすことができると。それに配信のあれを繋ぐ形でこないだの成人式もそうだったんですが、初めてそれを作動させまして **You Tube** 配信をしたという形で幅広い活動、要するに事業の展開という形の中で、ただお客さんをホールに入れて見てもらうだけでなく、そういう形でも視聴ができるものもこれからのセンターの、要するにホール事業のあり方としては必要でないかなということですのでそのような器具一式を購入したというところでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 配信先 **You Tube** ありましたけれど、今後どんなところへ配信を予定されているでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 今後につきましてはウィズコロナと申しましょうか、これからもこの状況が続く中で話し少し逸れちゃうかもしれませんが昨年のこの行事ってほとんどホール2分の1ということで、ここで少しずつ改善をして、フルスペックにはしていきんですけども、やはり外に配信を一緒にかけてたりするものに **You Tube** で使って行きたいと思います。具体的に言うと中学校のフォーラム等でまたそういった活用が見込まれるということで、11月ですかね、キャリアフォーラム等でも外部の指導者様がホールでそこで映したり、こちらの様子をこちらに出したりとかそういったところで発信を同時にするようなホールを使ってほかのところを使ったりするような行事で同時活用できるような形で考えております。またすみません、こちらの中で31ページの6 成人式の動画配信業務委託料というのは、実はこれ令和3年度は1月に延びたんですね。令和4年の1月に延びたんですけど、このときにはこのシステム半導体不足で本当だったら間に合わせたかったんですけど間に合いませんでしたので、このときは伊那ケーブルテレビさんにお願いをして、伊那ケーブルテレビさんの **You Tube** アカウントや、伊那ケーブルテレビさんのテレビ放映をやったので、これだけの金額がかかったんですけども、先ほど赤松から説明したように、令和4年の8月の成人式は、このシステムを使いましてやったので、こういった費用はかかってまいりませんので、来年度以降もこういう成人式等の式典を外に出すときはこういった業務委託料は発生しない予定でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。青木委員

○9番 青木委員 29 ページですが、博物館費の資料収蔵施設の件でお伺いします。去年中原の立派な施設見させていただきました。今現状は中原と三日町の倉庫と長岡の資料収集でそれぞれの予算を計上するわけですが、これからの資料収集の考え方として中原にあれば立派なものがあったと三日町とか長岡もそれぞれすみ分けで現在使っていることは理解できますが、今後の予定は中原に収集するとか、あるいは三日町をとる、あるいはそういう考え、それについてはどうでしょうか。お聞きします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○柴文化財係長 そうですね、ご承知のとおり博物館自体が小さい施設なのでたくさん来る既存資料が保管できる場所がなくてですね。だんだんその都度空いているところを探して確保していった結果、今委員さん言われたように、本館以外に今、三日町に農業倉庫借りているというのと長岡旧保育園を使っている。それから西部中だったら中原を使っています。あとさらにですね、もう1個上古田の教員住宅を古田人形保存会に貸しているんですけども、そこも古田人形のものが入っていて4つあります。で、これから博物館を整備するに当たってですね、どうしていくかというところなんですけど、今考えているのが上古田ちょっと置いておいて、保存会に貸しているものであれなんですけど、中原の方は考古資料、それから絵画、古文書等の空調が必要なものを置きまして、さらに埋蔵文化財の調査作業を行うスペース、これは以前は機関車の西側にプレハブがあってこちらで出たものを全部整理作業していました。先ほど監査のところでも言ったように105件あって調査もどんどん出てくるのでこれが常に必要になってくるんですけども、そういった作業やる場所があそこのなりましたっけ、商工会館に直したときに敷地を全部改造したので撤去されてなくなっていますのでその作業する場所も兼ねた、基本的に考古資料を中心とした拠点ということで、中原を活用する予定です。ただ今開始に向けてですね、本館のやつを一時的に移したりしている中で、結構いっぱいになってきているのでそこだけでは当然足りませんので長岡の保育園の方を民俗資料の倉庫、あるいは書籍の倉庫として引き続き活用をしていきたいと思っておりますので、本館と中原、長岡、この3箇所ですべて基本的にやっていきたいと思っております。三日町につきましてはもう20年以上前からどうしても場所がないときに三日町生産森林組合さんをお願いしてあの建物を年間36万を借りて36万は土地代なんですけども建物は町の所有になってるんですけど土地代を払って使ってきましたけれども今回中原が整備できてきましたので、いずれというか近々返却をしたいということで、今、三日町生産森林組合さんに投げかけて協議をしています。ただ次年度、次々年度改修工事、内装工事等もあってですね、もしかしたら緊急的に一時的に置くものが必要になるかもしれない中で中原だけでちょっと足りないこともあり得るので今年、来年くらいまではほとんど入ってないんですけど、借りておきたい。そのあとに返却していきたいと思っております。ただあそこを借りた時の当初契約の条文の中に返却のときには更地にして返すという条文がありますので今更地も含めてあちら生産森林組合さん側に、どういう返し方がいいですかってこと協議しておりますので、

それをしながら、そうですねあと1、2年後を目途に返却していくという予定であります。

○9番 青木委員 ありがとうございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。それでは質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について文化スポーツ課に関わる部分を認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め議案第1号は認定されてしますので本会議でその旨報告いたします。

続きまして議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)文化スポーツ課に関わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○小池文化スポーツ課長 それでは、議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)文化スポーツ課に係る部分、細部につきまして担当係長の方から説明させていただきます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 すみません。予算書のまず最初の方からの説明で申し訳ありませんが、34ページをご覧いただきたいと思います。34ページの中ほど、1060社会教育総務費の関係でございます。人件費の関係の計上でございます。01の報酬ということで非常勤職員の報酬ということで会計年度任用職員事務分でございますが、増ということで127万8,000円、同じく03の手当としまして14万円、共済費といたしまして社会保険料22万3,000円と雇用保険料2万円を含めました24万3,000円、旅費ということで同じく会計年度職員の費用弁償ということで2万3,000円を計上させていただくところでございます。これにつきましては18ページでございますけども、22の諸収入のところ、雑入ということで雇用保険料本人負担分ということで1060社会教育総務費に係るものとして4,000円を見込んでいるところでございます。これにつきましては、説明が前後しましたが7月1日の人事異動に伴いまして職員減といった形の中で会計年度任用職員を増員というの形の中の予算計上でございます。以上であります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○柴文化財係長 引き続きまして博物館の関係の補正予算を説明いたします。予算書19ページになりますけれども23款の0110教育費の08緊急防災・減災事業債、01緊急防災・減災事業債で440万円ということで収入を見込んでおります。これはですね、今年度次年度の耐震工事に向けた設計委託を行っているわけなんですけれども、こちらが緊防債に適用されることが見込まれるということになりましたので起債収入を見込んであるものになります。実際にかかる経費は445万5,000円なんですけれども10万円以下切り捨てという

ことになりますので440万円分を起債でということで収入を計上いたしました。それから関連いたしまして35ページになりますけれども、支出のところになります教育費の0604、1072の博物館管理費のところですが、財源組替えということで今申し上げましたように当初、一般財源で計上しておりました設計委託料のうち440万円分を一般財源から起債収入に組み替えるということで予算をあげたものになります。

○小池文化スポーツ課長 以上細部説明を終わります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 先ほどの会計年度任用職員の方はどこに配置をされておられますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 ただいまの釜屋委員さんからのご質問でございますが、本来ですと4月1日付けで公民館主事を1名正規職員が入る予定だったんですが療休という形が長引いておりました。で、そのかたちの中からここにいる原祐二が生涯学習係におったわけですけれどもコロナがだいぶ明けまして公民館事業が最盛期になるというような形で通常職のまま公民館主事に7月1日で異動しました。ついては生涯学習係が来年度にも向けてこの文化センターの改修事業等、いろんな大きな行事もありますので舞台経験のある会計年度任用職員、男性ですがその方を任用しまして生涯学習係に補充したものでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。他にございますか。よろしいですか。それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)文化スポーツ課に関わる部分を可決すべきことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。以上になりますかね。それでは協議会に切り替えます。

【文化スポーツ課 終了】

③こども未来課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それではこども未来課に係わる審査をいたします。それでは議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定についてこども未来課に関わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○田中子ども未来課長 それでは議案第1号 細部について各係長の方から説明をいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 それでは、まず令和3年度の決算の関係からお願いいたします。先ほ

ど課長の方からお配りさせていただいた委員会審査資料、こども未来課というものでございます。こちらの14ページ以降、事務事業コードごとに上段に節細節ごとの歳出額、それから、下段の方に歳入の方に内訳ということで事務事業順に書いてございますのでこれらをご覧くださいながらご確認をいただければと思います。説明に関しましては、事前にお配りさせていただいております令和3年度主要な施策の成果によりまして、主だったところを説明させていただければと思います。主要な施策の成果はございますでしょうか。主要な施策の成果の方、こども未来課に関する部分が13ページからとなっております。お聞きください。13ページの左半分の下の方に3款2項1目の児童福祉総務費ともございますけれどもここからとなります。それではまず0370の児童福祉総務費をお願いいたします。項目1といたしまして施設型給付費（認定こども園等分）ということでございます。令和3年度は給付対象の児童が24人となっております。すいません、その前にこちらは令和元年の10月から幼児教育保育の無償化が始まっておりまして、国の制度に基づきまして保護者負担となっていた経費は公費で負担することとなっております。そのうちの認定こども園ですとか新制度の認定を受けた幼稚園に通うお子さんの分について国の算定基準によって算定した額を行政で負担をしているということでございます。その認定こども園新制度の幼稚園分ということで24人の分の給付費を負担してございます。それから、二つ目の施設等利用給付費幼稚園等一時預かり分ということでございます。こちらは幼稚園、認定こども園での長時間保育また認可外の施設もございましてそちらの利用給付費ということでございます。こちら対象児童が5人おりました。それから三つ目といたしまして子育て支援PRフラッグ作成業務委託というものでございます。これは松島仲町商店街の方に、フラッグアームを街頭に取り付けておりますが、町の子育てのキャッチフレーズであります「みんなで育てるみのわっこ、パパになるなら箕輪町、ママになるのも箕輪町」のフラッグを作成いたしました。100枚作成をしてございます。それから子育て応援誕生祝い事業ということで、これは出産祝金ということでございます。1人当たり2万円のお祝い金を170人に交付をさせていただいております。それから五つ目としまして、町のホームページにございます、子育て支援サイト「いいね！みのわっこ」のアクセス数でございますけれども4万5,085件ございました。事業の財源内訳といたしましては国保連負担金を初めご覧のとおりとなっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 続きまして、0371 児童手当費についてお願いいたします。児童手当給付金ということで3万5,674人に対して児童手当費を給付をしております。また児童手当制度の改正に伴いましてシステムの改修の負担金等支出をしています。それからコロナ禍ということで毎年現況届は役場の方に直接持ってきていただいて提出をいただいていたところを郵送で現況手当を出していただくということでその返信に係わる経費を計上してございます。財源内訳につきましてはそちらに記載のあるとおりです。

続きまして0372の子育て支援センター事業費になります。子育て支援センターの運営に

関わる経費を計上させていただいておりますけれども子育て支援センターにつきましても、コロナ禍ということでいろんなイベントを企画をしておりますが、こちらの方も縮小という形となっております。ふれ愛遊び、またすすく子育て講座、子育て用品のリユース会等を計画をして回数が少なくはなっておりますけれども実施をいたしました。また子育て支援センターの職員による子育てサークルに対する出前講座を行っていたところですが、コロナというところで昨年度は出前講座の依頼はございませんでした。子育て支援センターの利用人数をそちらに記載をさせていただいております。コロナの感染が拡大している時期には利用の人数制限もさせていただいているところですが、いろはぼけっとなつきましては子供さんと親御さん含めまして6,057人、みのわ〜れのほうは、子供さんと保護者の方、親御さん等で3,332人の方にご利用をいただいております。また子育て支援センター事業費の中で、子育てサークルに対して補助金を交付をしております。令和3年度につきましては5団体に対して補助金を交付いたしました。また支援センターの中でファミリーサポートセンター事業も実施をしております。令和3年度につきましてはファミリーサポート利用された方、78回利用をされています。財源内訳につきましてはそちらに記載のとおりです。

続きまして0375、子育て世帯の生活支援特別給付費になります。こちらは低所得世帯に対する給付金で子供1人につき5万円を給付する事業となっております。支給対象児童数は180人に支給をしております。また、これに対応するためのシステム改修の事業の支出をしております。こちらの事業につきまして財源内訳ですけれども、国庫の10分の10の事業となりますが、当初国の方から使用額の調査があった際に、指定された計算式で使用額を出しまして2,505万という金額の歳入を受けております。実際には900万の支出となっておりますので今年度、返還金が生じる予定でございます。今回の補正で計上をさせていただいております。

続きまして0377 読育推進事業費でございます。こちらは保育園の環境整備ということで本購入を行いました。またみのわっこ絵本プレゼント事業ということで、7か月児、それから2歳児、保育園や幼稚園を卒園する子供さんに対して絵本のプレゼントを行っております。7か月児は172人、2歳児は113人、保育園幼稚園の卒園児は190人に対して絵本のプレゼントを行っています。

続きまして0379、子育て世帯の臨時特別給付費になります。こちらは高校3年生までの子供さん1人に対して10万円を給付する事業でございます。こちらは支給対象児童数が3,898人に支給をさせていただいております。こちら10分の10国庫補助の事業となっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 引き続き3款2項2目の保育園運営費をご覧ください。先ほど配りました資料の方は15ページの横長の表に移ります。決算書は44ページとなります。それでは0380の保育園運営費でございます。保育園の運営に係わる経費ということでござい

して昨年度は職員数 176 人で行っていました。内訳といたしましては正規職員 57 人、うち産育休が 4 人となっています。非常勤職員が 119 人ということで行っています。保育園運営で行っていますけれども園数が 8 園で運営いたしまして定員が合計で 910 人で行っていました。それに対して園児数は 782 人ということで行っています。年間の保育園児数が 9,064 人ということで行っています。長時間保育につきましては全園で実施をしております、利用園児数実数で 409 人で行いました。また一時預かり保育ということで行って保育園と子育て支援センターいろはぼけつの 2 施設で実施しております。利用児童数といたしましては延べで延べは、214 人、いろはぼけつが 35 人で行いました。また園児に対して年 2 回内科検診と歯科検診を行っております。また言語聴覚士の巡回相談が 22 回、相談者延べ 42 名あります。心理相談員の巡回員が 19 回、延べ 35 人となっております。また保育士の発達障害児への対応力向上研修として 6 回、3 園にて 2 回ずつ行っております。保育士等の参加者数が 56 人あります。また保育士のための保護者支援研修会というものも 2 回行っております。参加者 41 人で行いました。2 といたしまして、みのわっこチャレンジ事業ということで行って特色のある保育を目指す中で各園趣向を凝らした取り組みを行っております。戸外遊びを充実させたりですとかリトミックをやる、また絵本の読み聞かせをしたり生き物観察等々行っております。3 の幼児教育保育無償化、これは冒頭申し上げたとおりで行っています。4 の保育園新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、各園にて衛生用品、消毒液等の消耗品を購入して行っています。また保育園の業務支援システムの増設構築業務委託ということで行ってタブレット端末を導入しておりますけれども、こちらの不足分といたしまして 5 台を増設しております。またそのシステム利用料ということで行って支出をして行っています。財源内訳はご覧のとおりとなっております。

続きまして 0381 の保育園施設整備費をお願いいたします。こちら保育園の施設の整備に関わる費用ということで行っています。1 の保育園施設修繕ということで行って施設設備等の修繕、計 63 件行っております。また特定建築物定期調査報告業務委託ということで行って建築基準法に基づきまして保育園は特定建築物と位置づけられておりまして、2 年に 1 度定期調査を行い特定行政庁、県で行って行いますがこちらへの報告が義務づけとなっております、昨年度が実施年度ということで行って行いました。また松島保育園の未満児保育室のテラス屋根改修工事ということで行って行っています。テラスの屋根がですね、ポリカーボネート製の屋根で行って行っていますが老朽化が著しくガルバリウム折板を上へ葺くという工事も行っております。財源内訳は全額一般財源で行って行っています。

続きまして 3 款 2 項 4 目の児童福祉施設建設費をお願いいたします。先ほどお配りした資料が 16 ページとなります。こちらは木下保育園の建設事業となります。0395 の保育園建設費で行って行っています。1 の保育用品購入で行って行っています。保育室で使うテーブル、椅子、また避難に使う車等を購入して行って行っています。2 の事務用品の購入で行って行っています。事務機ですとか椅子・会議テーブルまた椅子、会議テーブル用の椅子また収納庫他を購入して行って行っています。3 といたしまして、遊具の購入で行って行っています。巧技台セットですとか箱積み木、平均台、ソ

フトブロック、他も購入してございます。4の遊戯室木質化工事ということでございます。こちらは県の補助を受けまして、遊戯室を木質化するという工事を行っております。したがって長野県産の木材で壁と床を仕上げしております。5の太陽光発電設備工事でございます。こちらは園舎南棟の屋根に太陽電池モジュールを135枚並べております。太陽電池40kw相当の規模でございます。またパワーコンディショナー、発電された電気を施設で使用できるように変換する機器ですけれども、こちらを4台設置しております。6の外構工事ですけれども、駐車場の整備ですとかフェンス・門扉・雨水排水等外回りの工事を行っております。財源内訳はご覧のとおりでございます。また同じく0395の保育園建設費の繰越明許でございます。こちらは本体工事が主となっておりますけれども1といたしまして建築工事等の管理業務委託を行っております。2は建築工事、園舎の建築工事ということでございます。鉄骨造の平屋建の建物となっております。3といたしまして機械設備工事でございます。冷暖房ですとか、給排水、給湯、厨房機器、消火設備等を設置してございます。4の電気設備工事でございます。高圧受変電設備ですとか自家用発電機設備をはじめとした電気設備を設置してございます。財源内訳はご覧のとおりでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。引き続き説明をお願いします。係長

○鈴木子育て支援係長 引き続きお願いいたします。主要な施策の15ページをお願いいたします。3款2項5目の発達支援費でお願いいたします。今日お配りしました資料につきましては、最後のページ17ページをご覧いただきたいと思っております。決算書の方は45ページの最後の行からになります。0396子ども・子育て支援事業費についてお願いいたします。一つ目に子ども相談室事業に係わる経費についてでございます。こちらは妊娠から二十歳までの子どもや保護者の切れ目のない子ども子育て相談と教育相談に係わる経費となっております。教育相談員を会計年度任用職員で2名お願いをしてございます。で、相談の内訳を記載してございます。妊娠届の受理が135人、就学相談や教育相談が延べ約211件、それ以外の相談件数が1,129件となっております。1,125件の内訳につきまして相談内容として記載してございます。育児相談が56件、発達、疾病、障がいに関する相談が126件、虐待や養育環境に関する相談が750件、不登校に関する相談が107件、特定妊婦に関する相談が30件、その他36件となっております。また、要保護児童対策地域協議会の関係ですけれども、そちらの方で代表者会議を1回、また実務者会議を11回、こちらは原則月1回と開催させていただいておりますが一度だけコロナでお休みをさせていただいております。そのほか個別ケースの支援を検討するための個別支援会議を40回開催しております。二つ目に病児・病後児保育の事業でございます。こちらは上伊那生協病院のいちごハウスと伊那中央行政組合のあるぷすの2カ所で実施しております。上伊那生協病院のいちごハウスは箕輪町が契約をしまして箕輪町、南箕輪村、辰野町、伊那市の子どもさんが利用できる体制を取っております。全体で617人の利用がありました。箕輪町につきましては280人の子どもさんが利用しております。あるぷすにつきましては伊那市が契約をしております。

れども、箕輪町からは二人利用をさせていただいております。この2カ所ともコロナによる人数制限や利用できない期間等がございまして、その分の事業、収入がなくなってしまうので、その分事業継続のための補填ということでいちごハウスに支出をしております。三つ目に子育て支援短期入所生活援助委託料でございます。こちらは家庭で一時的に養育できない子どもさんをショートステイという形でお預かりする事業になっております。令和3年度は4人の子どもさんが合計で24泊利用をしております。4つ目に養育支援訪問事業委託料でございます。こちらは産後間もない家庭ですとか、養育が不適切な家庭に対してヘルパーを派遣する事業となっております。お一人の家庭で2回利用をされています。財源内訳につきましてはご覧のとおりです、。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○福島子育て支援担当係長 引き続きまして0397相談支援事業費からご説明させていただきます。0397相談支援事業費につきましては子ども未来課内に設置されています相談支援事業所みのわという若草園または町内にありますコペルプラスふれあいキッズみのわ教室など児童発達支援事業を利用する子どもさんの障がい児支援事業利用計画を作成する事業の歳出となっております。こちらは正規職員が3名で兼務という形で行っておりまして昨年は12名のお子さんに計画の方を作らせていただきました。ケア会議の方は延べ34回という事でやっております。

続きまして0398児童発達支援事業費となります。こちらは若草園に関する予算となります。こちら若草園現在職員数が8名、保育士の園長、保育士資格を持つ児童発達支援管理責任者1名、あと保育士4名、看護師が2名という形で若草園の職員、通園している子どもたちの養育支援の方を行っております。昨年若草園を利用したお子さんは登録時で13名、利用人数でいきますと、延べ1,219名という形となっております。療育相談・発達支援につきましては心理職による心理相談、こちら上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあが持っています長野県の障がい児等療育支援事業と、地域でフリーで動いている心理職にお願いしまして72件の相談を、また言語聴覚士による言葉の相談等については信州豊南短期大学にいます言語聴覚士、または伊那中央病院の言語聴覚士に委託をお願いしまして33件の相談を行っております。また理学療法士による相談、また作業療法士の相談につきましては上伊那生協病院への委託、またはやはり地域へのフリーで動いている理学療法士等をお願いをしまして理学療法を42件、作業療法士による相談の方を84件という形で行わせていただいております。また内科健診、発達相談という形で上伊那生協病院協力員になっておりますが、そちらの小児科の先生の方に年1回入っていただいております。また障がい乗馬という形でパカパカ塾の方に昨年は2回ということで新型コロナもありまして2回でしたが委託していただいております。あとサービス会議ということで利用するお子さんたちへの会議の方をそちらに書いてある通り年間実施しております。また4室内遊具点検につきましては年1回行っておりまして昨年は1万1,000円、施設清掃につきましては床清掃年2回エアコンの分解洗浄を年1回行っております。また施設修繕について平成20年

に改修をしてから13年が経とうとしていますが、ボイラーの修繕、また室内用の大型遊具という形で木製滑り台の修繕の方を行っております。また備品購入としてウェイブバランス平均台の方を購入させていただいております。財源内訳につきましてはご覧のとおりとなります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 それでは、決算書をご覧いただきたいと思います。82ページをお開きいただければと思います。こちら表紙的のところですけど財産に関する調書とございます。内容としましては、おめくりいただいた次の83ページをご覧いただきたいと思いますが公有財産の移動でございます。ご承知のとおり今年の春に木下保育園が開園いたしました。その関係でですね、(1)の土地及び建物の表の中段あたりにあります行政財産公共用財産の保育園他の施設のところの建物非木造の決算年度中増減高ですが2,757.46㎡とあります。この中に木下保育園の園舎2,995.54㎡ということで数字、実際書かれてるのはそれよりも小さな数字ですけど、他の施設との増減の兼ね合いがあらうかと思しますので表に出てきませんけれども木下保育園園舎を含んだ面積ということになっております。よろしいでしょうか。

それでは続きまして決算書の97ページをお開きいただければと思います。こちらの上段真ん中のところにあります表になりますけれども、保育料未納金調書とございます。令和3年度につきましては、2,450円の未納金が発生してございます。その後、これは保育園の副食費、一人分ということになっておりますけれども7月に既に入金がされております。

続いて98ページをお願いしたいと思います。保育料の不納欠損調書とございます。不納欠損額といたしましては93万9,800円ということで内訳としては5人の方の保育料について不納欠損出ております。不納欠損の理由といたしましては滞納処分をすることができる財産がないということですね、認めまして不納欠損としております。

以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑に入ります。質疑またはご意見ありますでしょうか。副委員長

○6番 松本委員 15ページの子育ての短期生活支援援助事業委託料ということでショートステイの関係ですが、これは施設は決まってるわけですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 子育て支援のショートステイの事業ですけども現在箕輪町は伊那市にありますたかずやの里という児童養護施設、それから岡谷市にありますつつじが丘の児童養護施設、また飯田市にあります風越寮という児童養護施設と契約をしております。またもう一つ伊那市にありますファミリーホームというものもございまして、そちらもとも契約をしてお願いをしているところです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 ちょっと教えていただきたいんですけど14ページの左上のところにあ

る保育園運営の中の年間保育園児数っていうのこれ、どういう数字なんですか。ちょっと説明をお願いしたい。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 これはその前にあります園児数 782 人とありますけれども、なんていうんですかね、月毎に園児数変わっていきますので、移動がありますのでその延べということになります。で、この 782 人というのが年度末時点で取った人数になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 この年間（聴取不能）延べじゃなくて要は 9,064 人移動があるっていうこと。

○市川保育園係長 延べの人数

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ということは 782 かける 12 がとりあえず入る。

○市川保育園係長 段々ですとね未満児のお子さんで年度末にかけて増えて来ますので、なので 782 っていうのは年度末の数字なんですけども、年度当初からするとそんなにいないんですよ、段々増えてきますので。なので 782 かける 12 ではない（聴取不能）。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 わかりました。唐澤委員

○7番 唐澤委員 延べ日数っていうのは考えられるんだけど延べ月数っていうこと。どうい。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 延べ 9,064 っていうと。係長

○市川保育園係長 なので毎月 1 日時点で取ったと思いますけれども、毎月 1 日時点の園児数を 4 月 5 月 6 月とか 3 月まで合計していった人数がこの 9,064 になっているということですね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 14 ページの児童福祉施設建設費のこの保育園のテーブルとか椅子とかそういうのは全部新しくなったんですかね。前のところで使っていたのを再利用しているのもあるんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 旧木下北保育園、木下南保育園でも備品類がございまして当然使えるものは持って行ってですね、無駄なく使おうということで引っ越しもしておりますので全部を新調したわけではございません。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 保育園運営費の中に職員数、正規職員が 57 名、っていうふうにあります。その下にもうちょっと下ですかね、保育士の発達障がい児への対応力向上研修 6 回がございましてね。それが受けた方が 56 名ということはほぼ正規の職員の方がこれを受けているということで非正規の方はこの研修は受けないということですかね。発達支援についての。対応能力って。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○福島子育て支援担当係長 こちらはですね各園から選出されてきた保育士が入っており

ますので正規職員だけではなく会計年度職員の保育士の方も入っております。で、こちらの研修は昨年度で4年目の研修でしたので全園やっております。昨年度は松島保育園、沢保育園、木下保育園の方でさせていただいております。ですので56名に関しては正規職員はこの4年間の間にほぼ受けておまして、また会計年度職員でも担任を持っていた職員、また加配で入っていた職員などが受けております。

○3番 釜屋委員 それに関連して受けてきた方がそれをまた各保育園の中の担当する方たちに伝えるとかそういうシステムっていうふうになるのですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○福島子育て支援担当係長 そうです。受けてきて各園に戻りまして復命もしますし、該当した保育園の方でモデルクラスというとおかしいですけども、園長の方でこちらのクラスでぜひ研修受けたいというようなこともありまして、そちらを見てきた上でそちらをまた各園に持ち帰ってそのクラスでの取り組み方とか、そこでアドバイスをいただいたことをまた各保育園のクラス運営に、またはクラス的环境見直し等に活かしている形をとっております。

○3番 釜屋委員 ありがとうございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。青木委員

○9番 青木委員 教えてください。若草園の運営で登録児童13人ということですが何歳から何歳が現状、教えてください。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○福島子育て支援担当係長 若草園は児童発達支援施設で本来法律的には0歳児から就学前までの子どもたちが対象になっております。ただ現状、昨年の若草園においては2歳児、3歳児そして異常児で単独で利用しているお子さんがいましたので、年長までのお子さん達が入っての13名という。

○9番 青木委員 6歳。

○福島子育て支援担当係長 そうですね、6歳までとなっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかに。副委員長

○6番 松本委員 15ページの療育相談の発達支援のところなんですけど、いくつか項目があるんですけど、理学療法の相談が21回42件とか作業療法士相談が84件のつてあるんですけど、一番下の15ページの上ですが、障がい乗馬パカパカ塾2回って書いてあるんですよ。このちょっと、非常に相談じゃないもんであれですけど2回はどうして2回かっていう事と、ちょっと少ないっていうことの意味と、効果はあるのか、どういう効果があるのか聞きたいです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○福島子育て支援担当係長 パカパカ塾の障がい乗馬についてはですね、やはり馬に乗ることによってまずは動物に触れ合うというところでの子どもと動物に触れあう中でのいろんな毛並みを触ったりとかそういうところでの情緒面の発達を促してするとか、逆に馬

に乗ることでその馬に合わせて体を揺さぶられたりするので、それが逆に自分で、なんだろう、気持ちをコントロールするというとおかしいんですけども、人に合わせるという事も同じで馬の動きに合わせて体を使ったりするので、そういうところで感覚統合と言われていんですけども、そちらの療法的な視点もありまして障がい乗馬の方を若草園は取り入れています。で、実際例年ですと5回とか6回、毎月1回ずつ行けていたんですが、昨年度は新型コロナもありまして、ほか天候の関係もありまして2回という形で終わってしまった。あとはほかの日程もちょっと詰めたんですけども、他の施設、町外の方のやはり児童発達支援施設が利用したりしているものですから、2回という形で去年は終わってしまったというのが現状です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 この15ページの左上のところにありますこの特定妊婦っていうのは望まない妊娠の方のことですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 特定妊婦というのは、ご質問いただいたように望まない妊娠をされた妊婦さんも含まれますけれども、そのほか病気であったり障がいを抱える妊婦さんや未婚のまま未入籍のまま出産に望まれる妊婦さん、そういった環境が整わない中での出産を控えておられる妊婦さんのことを特定妊婦というふうにしておりまして相談であったり、妊娠までの進捗状況の確認観察を行っております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 お話の中に出ましたけれども望まない妊娠はどのくらいあるんでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 手元に正確な数字を用意していないんですけども、望まない妊娠というのはあまり相談がないです。ただ望まないというよりは子どもは作って産むんだけれども子どもがあまり好きではないとかそういった妊婦さんが毎年何人かはいらっしゃいます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉議員

○13番 入杉委員 ちょっと私の質問が中途半端で申し訳ありませんでした。私のお聞きしたかったのは望まない妊娠はここに不登校とか子どもの相談の流れの中にあつたので、要するにその学齢の子どもでそういうケースがここに入るのかなと思ったんですけど、それとは違う（聴取不能）。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 特定妊婦さんの中には、若年妊婦と呼ばれる妊婦さんも含まれております。18歳前の妊娠をされるまだ子どもさんですけども、そういった妊婦さんが年間一人二人おります。去年は二人18歳未満で妊娠をされ出産をされた方が2名いらっしゃいました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。釜屋委員
○3番 釜屋委員 妊娠されて出産の頃はそういう気持ちで消極的な育児であっても上手に育てられるようになっておるんですかね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長
○鈴木子育て支援係長 いろんな事情で妊娠に消極的な妊婦さんも中にはいらっしゃいますけれどもいろんなご家庭の支援であったり、またはヘルパーの支援なんかも利用しながら地域の協力を受けながら、何とか子育てを前向きに頑張っておられる方がほとんどです。子どもさんを養育できなくて施設または里親に預けるというケースが全くないわけではないんですけども、赤ちゃんを産んですぐに育てられずに預けたっていうケースは昨年はありませんでした。私が異動してくる前の年に1件あったというふうに聞いておりますけれど、ここ3年はありません。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。中村委員
○14番 中村委員 決算書の方の97ページの保育料の未納金調書っていうところですけど、その次のページの保育料不納欠損調書93万9,800円を欠損にした後の金額が167万2,445円っていうことになりますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長
○市川保育園係長 別ですね。
○14番 中村委員 それを引いちゃった後が167万っていうことでよろしいですか。
○市川保育園係長 はい。

○14番 中村委員 そうすると平成29年度以前というのが130万ばかりあるんですけどもこれを徴収していく見通しっていかはどういうふうになっていくんでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長
○田中子ども未来課長 大分時間も経過している中ですね、こういった機会があれば徴収の努力はしているんですけども現実としては厳しい見込みかなというふうには考えております。

○14番 中村委員 結構どこに行ったか分からなくなっちゃってるような人もいたりします。
○田中子ども未来課長 中にはそういう方もいらっしゃいます。そういった形になった場合は不納欠損をさせていただいているという状況でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。よろしいですかね。それでは質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について子ども未来課に関わる部分を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め認定することと決しました。その旨本会議で報告いたします。

次に議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算（第5号）子ども未来課に関わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○田中子ども未来課長 それでは令和4年度箕輪町一般会計補正予算（第5号）の子ども未来課に関わる部分について細部説明いたします。説明につきましては係長の方からいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 それでは補正予算書（第5号）の一般会計補正予算書の13ページをお開きいただきたいと思っております。歳入から説明させていただきます。一般13ページになります。補正予算書の方です。よろしいでしょうか。16款の国庫支出金のところかと思っております。総務費国庫補助金の中の地方創生臨時交付金でございます。この中の保育園運営費に関わる部分といたしまして130万円の歳入を計上させていただきました。昨今の物価高騰によりまして保育園の給食の食材購入費の支出も増加傾向にございます。各家庭からの負担額は現行のままとする中で町の負担増と見込まれる額について臨時交付金を充てさせていただくものでございます。

続きまして、少し飛びますが一般18ページをお開きいただきたいと思っております。22款の諸収入でございます。この中の雑入の中の雇用保険料本人負担分でございます。保育園運営費に関わるものといたしまして4,000円計上させていただいております。保育園運営に関わる会計年度任用職員を採用するというのもってですねその職員にかかる雇用保険料の本人負担分を計上させていただいております。

続きまして一般19ページをお願いいたします。23款 町債でございます。上から三つ目の民生債でございますけれども保育園整備事業債といたしまして計上させていただいております。900万円という金額でございます。こちらは三日町保育園の拡張する用地の取得に関わる費用を当初、地方債を充てるということで計画しておりましたけれども財政担当課の判断の中で一般財源化するということになりまして全額を補正予算で落とすということになりましたのでマイナス計上させていただいております。

引き続きまして歳出に移らせていただきます。一般の23ページをお開きいただきたいと思っております。児童福祉総務費0370でございます。こちらの償還金利子割引料のところ252万9,000円を計上させていただいております。過年度の国庫支出金の返還金ということでこちらが令和3年度分の認定こども園新制度の幼稚園の利用に関わる負担金に対する国庫交付金でございますけれども、令和3年度分の実績が確定をいたしまして過剰に交付を受けていた交付金について国庫に返納するものでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 続きまして0372同じく23ページの0372子育て支援センター事業費でございます。01報酬ですけれどもこちらは4月の支援センターの人事異動に伴いま

して正規の職員から会計年度任用職員に変更となった分につきまして計上をさせていただいております。また、もともといた職員の中で退職に伴いまして新たな職員を採用するにあたり、今度資格のある職員を採用することができましたのでそういった関係で賃金が上がるというところでの補正をさせていただくものでございます。また08旅費、費用弁償になりますけれども、こちらがその会計年度任用職員の費用弁償となっております。また12委託料です。こちらは子育て支援センターいろはポケットの敷地内の樹木の剪定につきまして委託をお願いをしたいというものになります。また子育て支援センターの建物にシロアリが発生しているということが分かりまして、この駆除にかかる経費を委託料ということで計上をさせていただいております。

続きまして0375の子育て世帯生活支援特別給付費でございます。こちらは先ほどの決算の時にも報告させていただきました。過剰にいただいていた国庫の補助の差額を返還するものになります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 続きまして保育運営費でございます。0380の保育園運営費でございますけれども、まず報酬でございます。先ほど申しましたが保育園運営に係わる事務をお手伝いいただく会計年度任用職員の報酬を計上させていただいております。またその職員に係る期末手当ですとか社会保険料、雇用保険料、また通勤手当の費用弁償をそれぞれ計上させていただいております。一般の24ページの方に移りますけれども需用費でございます。消耗品費といたしまして来月からを予定しておりますけれども保育園、町内の全保育園とあと若草園も含めてというふうに考えておりますけれども、紙おむつの処理を町で行い、現状保護者の皆様に持ち帰りをいただいているものを町で処理をするという事業を考えておりますけれども、そのための紙おむつの保管容器の購入費を計上させていただいております。また07の賄材料費でありますけれども、先ほど歳入のところでお話ししました保育園の給食用の賄材料の高騰分の補正となります。12の委託料でございますけれども保育園等、等っていうのは若草園も入っているということで等としておりますが、紙おむつの収集運搬等業務委託料ということでございます。収集運搬、伊那市にあります上伊那クリーンセンターへの持ち込みをしていただく委託料、それからそこでの施設での焼却処理を行う費用とそれぞれ計上してございます。13の使用料及び賃借料でございますけれども紙おむつの処理に当たりまして、これレンタル品でございますけれども、紙おむつをボタン操作をすることでサララップみたいなもので、これはラミネートしておむつそのものを包装して、それで臭いや菌を外に出さないそういう製品が開発されておまして衛生上良いということで、そちらを年度末まで月額で契約でレンタルをして各保育園に配備させていただきたいと思っております。その専用回収箱のレンタル料ということで計上させていただいております。台数につきましては全園合わせて16台を想定してございます。また17の備品購入費でございますけれども、こちら保育園で使用しておりますプールのカバーがですね破れてしまって使用に耐えなくなってしまうということ、それから木下保育園でござい

すけれども、園舎が広い建物でございますのでちょっと掃除が大変だというような保育士からのご意見も聞いておりますので、掃除機の方購入を考えております。また22の償還金でございますけれども、過年度に受けました新型コロナウイルス感染症対策の関係の消毒液等の消耗品購入費に対する補助金がございますけれども、こちらが実績が確定したことによりまして、過剰に受けている補助金について国庫に返納するという事で計上させていただきます。

続きまして0381の保育園施設整備費でございますけれども、こちらは財源組替ということで先ほどもお話ししました三日町保育園の用地取得に関する経費を地方債から一般財源に組替えるというようなものでございます。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 24ページの紙おむつですけど、早速の対応ということでありますけれども、紙おむつの収集ですね。これは何日かに一遍、例えば1週間に一遍回収して歩くとかそういう回収の頻度はどんなふうになっているのかというふうに思います。それから回収の回収箱ですね、こういうのはラミネートっていうかシールドっていうか包んで保管、大体何日ぐらいそれは大丈夫、季節によって違うかもしれませんが何日ぐらいそういうのがあるんでしょう。前この話が出た時に奈良県とかね、そういうところではこういう機械を入れてるっていうものでああそういうものでやっているんだなっていうふうには思ってたんですけども、こういうものかなと思いますけどちょっとその辺の、この回収箱の機能とか、それからそれに伴うと思いますけど回収の巡回頻度みたいなどんなふうになっているか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 説明不足で申し上げございません。まず回収箱の方なんですけれども、こちらですねラミネートするフィルムが一応業者の説明によりますと、おむつ1,000個ですね包装できるだけの長さがあるということです。で、たくさん的人数で使えば1,000個はすぐ終わってしまいますので、一応そのレンタル製品でしてラミネートのフィルムがですねロールになっているんですけど1ロール終わるころにメンテナンス回収箱をクリーニングしたりですとか、そういうメンテナンスに入るようになっております。で、一応そのメンテナンスのサイクルを30日というふうに見込んでですね、計算した結果12人から13人くらいで1カ月使うと一人大体4個ぐらい1日おむつを出されるということなので、そうすると大体一月でラミネートフィルムが終わるかなというふうに試算をいたしました。で、それから割り出しておむつの使用をしている児童数を基にですね全園で16台お借りすれば足りるかなというふうに見積りしました。ちょっとやってみないとちょっと若干変わるところもあるのかもしれないんですけども、一応それでいけるかなというふうに思っております。ということで一応そんな製品でございます。で、おむつそのものをこうラミネートして臭いと菌を閉じ込めてしまうものですから、回収の頻度は余り頻繁に家庭の可燃

ごみですと毎週2回収集をさせていただいておりますけれどもそこまで頻度を増やさなくてもいいかなというふうに思っているのと、そうは言っても週末はできるだけおむつが無い状態で新しい週を迎えたいというそういう思いもあるでしょうから、週1回それを金曜日の夕方できるだけ遅い時間に収集してもらってクリーンセンターの開所時間も夕方まで4時半とかっていう時間が受け入れの最後だと聞いてますけどそれに間に合うように持って行っていただくという、若干はそれから出た長時間の保育とかで出たおむつは残ってしまうかもしれないんですけれどもできるだけおむつがない状態で新しい週を迎えようという考えでありますので、毎週1回金曜日の午後、午前中はどの道一般家庭のごみの収集がありますので業者の皆さんも動けないと思いますのでそんな収集頻度ということで考えております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 副委員長

○6番 松本委員 関連なんですけど今話を聞いてると、その回収したやつを焼却をするんじゃないでクリーンセンターだから埋めるってことですかクリーンセンター（聴取不能）クリーンセンターってこっちの八乙女かと思ったもんですいません。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。ほかにございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 子育て支援センターのシロアリのことですが、どんな状態なのか。それと築以来改修はしてるんですね。介護予防拠点として1回改修をしてるってことお聞きしてるんですけれど、そのその何年ぐらい経っているのかまたちょっとお聞きしたいです。わかりますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 施設自体がですね実は昭和48年の松島東保育園をつくった当時のままなんですね。で、改修をしているのはこう、なんていうんですかね、廊下がこう丸く張り出している部分があるかと思っておりますけれどもあの辺を増築したぐらいでももとの保育園ってもうちょっと建物あったんですけれどもそれを一部取り壊しをして、で、増築を廊下の部分をした程度だと思っております。あとちょっと若干内装をリフォームとかはしているはずなんですけれども。基本のつくりとしては、保育園時代のものそのままですので、間もなく50歳を迎える建物なんですね。そういうこともあってちょっと床下の様子も芳しくないということで、全部が全部悪いというわけでは無いそうなんですけれども、特に悪いところだと建物の土台にですねドライバーが刺さっちゃうっていうんですね。そのぐらい結構普及しているっていうようなことだそうなのでそれでちょっと何とかした方がいいよという助言をいただきまして予算計上もさせていただいております。

○3番 釜屋委員 また建て替えの案も出てくるかも。介護予防拠点で改修した時にかなり改善してその次にまた使えるようにということになっていたかなと思うんですけれども。その場所っていうのは床下なんですね。床下部分、やっぱり。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 建物の躯体自体はほとんど保育園の方のものを引き継いでいますので

古いんですよね。ですからもっと言うと旧耐震の建物ですので今の耐震基準に合っていないということもあります。ただ平屋なんで、そんなに大きくない建物ですし、避難となればすぐ外に出ることはできるかと大丈夫だろうというのが点検していただいた業者さんの、設計業者さんの見立てであります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。よろしいですかね。それでは質疑を終了いたします。引き続き討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)子ども未来課に関わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め可決すべきと決しました。本会議でその旨報告いたします。では協議会に入ります。

【こども未来課 終了】

④学校教育課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 では会議を再開します。それでは議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について学校教育課に関わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○三井学校教育課長兼管理係長兼教育DX推進センター長 それでは議案第1号 令和3年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について学校教育課分について細部の説明を申し上げます。説明につきましては係長より申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 それではお配りしました令和3年度決算常任委員会審査説明資料学校教育課分につきまして、それに沿ってご説明したいと思いますので、先程机の方に配りいたしました資料をご覧くださいと思います。よろしくお願いいたします。それでは1枚おめくりいただきまして目次次第に沿って説明させていただきます。1ページをお願いいたします。こちら令和3年度の歳入に係わる内容になっております。一番左に決算書のページが記載してございますので、その順に沿ってご説明をいたします。

まずはじめに14の分担金及び負担金ということでこちら学童クラブの保護者負担金の現年分と過年分の収入になっております。その下に行きまして16の国庫支出金になります。こちら教育費の国庫補助金になりますが、特別教育支援児童の就学奨励費の補助金の小学校分と小学校理科教育設備の補助金ということになります。またその下に今説明をいたしました中学校分ということで特別支援の分と理科振興関係の補助金になっております。その下に行きまして子ども・子育て支援事業交付金、こちら学童クラブの運営に係わる国庫補助3分の1の収入になっております。その下の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付

金につきましては3%の増額分に対する国庫補助となっております。その下に行きまして公立学校情報機器整備費補助金ですが、こちらはギガスクールに関する一人分の歳入になっております。その下の学校保健特別対策事業費ですが、こちらは令和2年度から継続しております各学校の感染症対策に係わる国庫補助になっております。国庫支出金の収入については以上になります。その下は国庫支出金の繰り越しに係わるものになっております。主には学校施設環境改善交付金。小学校のところに一括計上になっておりますが、小中合わせました特別教室にエアコンを設置しておりますのでその分の国庫補助になっております。その下の17県支出金をお願いいたします。教育費県補助金ですが、こちら中学校の部活動指導員の任用事業を女子卓球部とサッカー部行っておりますのでこちらの国県が合わせた分の歳入になっております。その下の子ども・子育て支援事業交付金、こちら学童クラブの運営費ですが、先ほどの国庫補助の県3分の1分の歳入になっております。その下の18財産収入ですが、こちら教職員住宅委員2名分が入っておりますのでこちらの歳入になっております。1枚おめくりいただきまして2ページをお願いいたします。一番上の財産収入ですが、こちら利子および配当金ということでこちらの基金三つ運営しておりますので収入を記載しております。その下の19寄附金でございますが、こちら教育費寄附金ということで10万円、ロータリー文庫ということでロータリークラブ様、また教育費の振興寄付金としましてこちらの皆様からいただいた分の寄附金として（聴取不能）入れております。それからその下の20の繰入金ですが、こちらはやまとの教育振興基金の分として使用した分になっております。それから21の繰越金は先ほどの繰越明許に係わる部分となっております。22の諸収入ですが、こちら雇用保険等記載している内容のとおりでございます。

最後に23町債ですが、こちら学校施設等のエアコン等に関する起債の事業の収入になっております。歳入に関しては以上になります。

続きまして3ページから歳出に関してご説明いたします。0232の財産管理費ですが、こちらは中学校建物管理業務ということで行っている分の決算額になっております。その下の1001教育委員会費ですが、こちらは町の教育委員会の運営に関する事業費で教育委員の報酬と上伊那市町村教育委員会の負担金などの項目となっております。主にはこちらは18の01の負担金としまして上伊那市町村教育委員会の団体等への負担金として支出をしている関係になっております。教育委員会1001は以上になります。1ページおめくりいただきまして4ページをお願いいたします。こちら1002の事務局費になります。こちらは小学校中学校全体に関するもので学校教育課の全般に関わる事業費になっております。01の03非常勤職員報酬ですがこちらは学校教育課、各学校に配置されている支援員等の皆さんに関する総額となっております。07の01報償金ですが、主に一番上にあります子育て応援小中学校入学祝金といたしまして小学校212人、中学生219人に支出をしております。12の01委託料になります。こちら主な事業といたしましては、英語教育の支援業務ということで小中学校の英語教育に5人分の講師を配置しておりますので、そちらの委託料になっております。またネットトラブルの相談業務として例年どおりの委託料、それからギガスクールの

支援業務、WEBフィルタリングの運用業務ということでこちらは昨年度も令和2年度に引き続きまして学校の方での一人1台パソコン等に関する費用といたしまして対応した費用を含んでおります。それから1802補助金ですが、こちらは新型コロナの三密対策としまして、バスの増便等あった分についての補助金になっております。また18-03の交付金ですが学校教育振興交付金ということで小中6校に350万円が総額として交付金を支出しております。

続きまして5ページをお願いいたします1003教職員住宅の管理費になります。こちらは教職員住宅の維持管理に関する予算支出になっております。昨年度の事業といたしましては1201の委託料で教職員住宅の跡地の境界立会いを実施しております。松島と木下に旧教職員住宅の跡地がございますので普通財産ということで対応するために土地家屋調査士に委託しまして境界立会い業務を行っております。教職員住宅の管理費については以上になります。

続きまして6ページをお願いいたします。1005小学校管理費になります。こちらにつきましては小学校の施設管理、備品、消耗品などに関する予算支出でございます。一番上の01-03の非常勤職員報酬ですが、こちらは学校事務、司書等に関する費用の総額になっております。10-06の修繕料ですが、こちら南小学校2階廊下天井修繕ということで施設監査等で指摘事項があったものに対する修繕対応を含んだ修繕費になっております。12-01の委託料です。西小学校体育館トイレ改修工事の設計業務ということでこちらの業務を昨年度行いまして、今年度現在工事中ですがトイレの改修工事を行っております。それから照明PCB調査業務ということで、こちらはPCBの処分を令和4年度まで行う必要があるため、あるかないかの調査ということで事前調査の小学校に係わる部分の業務を実施しております。それから石碑等の緊急点検業務ということで実施をさせていただきました。令和3年度に小学校の石碑が倒れる事故を受けまして緊急点検を実施しておりますので、こちらに関する委託料になっております。14-01の工事請負費をお願いいたします。東小の北校舎、床の張り替え工事ですがこちらにつきましても施設監査によって指摘をいただいた内容に対する工事になっております。その下の石碑等補修工事ですがこちら先ほどお伝えしました緊急点検業務の点検結果を踏まえまして補修工事を行っております。なおこちらに関しましては点検した結果、急を要する緊急のものは特にございませんでしたが、土台の台座部分のさらなる安全ということで対策を実施しておりますので、それを踏まえて安全に小学校で利用できるように対策工事を行っております。また、その他改修工事の中に含まれますが令和2年度に施設監査指摘をいただいております西小学校の天井工事を含んだ工事対応になっております。また、17-01の備品購入費ということで西小に除雪機を購入しております。小学校管理費の内容については以上になります。7ページをお願いいたします。こちら1005小学校管理費の繰越明許に関する内容になっております。主な内容といたしましては先ほど国庫補助で歳入にもありましたが、活動継続支援事業による感染症対策ということで各学校に感染症対策によって消耗品などを購入していただくための費用として繰

越で事業を行っております。また12-01の委託料、14-01の工事請負費ですが特別教室にエアコンを設置した関係と管理業務を実施しておりますので、そちらの小学校分に関する内容になっております。17-01の備品購入費は先ほど消耗品費とお伝えした感染症対策による備品の購入になっております。小学校管理費については以上になります。

続きまして8ページをお願いいたします。1010小学校教育振興費になります。こちらにつきましては、小学校の事業学習活動に関するための予算支出となっております。10-01の消耗品費といたしましては児童図書を購入をしております。12-01の委託料でございますが、学力調査に関する業務委託ということで小学校3から6年生を対象に実施をしておりますのでこちらの委託料となっております。また、令和4年度への繰り越しということで今後行いますが校務用兼学習用パソコン、先生方が使うパソコンですがこちらに関する更新業務が控えておりますので繰り越しということで記載をさせていただいております。1301の使用料になります。こちらはタブレット端末とICT機器のリース料、こちらiPad115台分、それから情報通信機器・校務端末リース料ということでリースの支払いになっております。19の01扶助費です。こちらは特別教育支援児童の就学奨励費ということで支出をしております。また準要保護の児童に対する就学援助ということでこちらも扶助費として計上して支出をしております。小学校教育振興費については以上になります。9ページをお願いいたします。1010小学校教育振興費の繰越明許に関する内容になっております。先ほど1005でもお伝えしましたが、活動継続ということで学校の感染症対策による教育振興に関するもので購入した内容の予算支出となっております。小学校挙育振興費については以上となっております。

続きまして10ページをお願いいたします。こちら1015小学校給食費になります。小学校の給食調理員や給食室などに関する予算支出になっております。主な業務といたしましては12-01の委託料、こちら中部小学校と北小学校に給食調理業務を委託しておりますのでこちらに対する委託料の支出となっております。またこちらにつきましては令和4年度に更新をいたしましたので引き続き業務を行っている内容になります。14-01の工事請負費です。南小の給食室床修繕工事ということで、こちらについては給食室の床の水の侵入等がありましたので春休みに緊急で行うということで工事を実施しております。それから17-01の備品購入費です。主には給食調理で使います中部小の立体炊飯器3台分と東小の冷蔵庫ということでこちらを中心に購入をさせていただいております。それから18-02の補助金になります。こちら学校臨時休業給食食材補助金ということで、昨年度ですが2月から3月に学級閉鎖で給食を食べられない期間があった学校がありますのでそちらの児童の保護者へ返金する分として学校に返金いたしまして、保護者の方へ返金業務を行った分の支出となっております。お隣の11ページにいきまして、こちら小学校給食費1015の繰越明許に関する内容になっております。こちらにつきましても給食に関する感染症対策ということで消耗品等を購入した事業の支出となっております。給食費に関しては以上になります。12ページをお願いいたします。1045の中学校管理費になります。こちらは中学校

施設の維持管理備品、消耗品などの購入費用となっております。主な業務といたしましては12の01委託料になりますが、こちら照明調査業務ということで実施をさせていただいております。先ほど小学校に関してはPCBが含まれている可能性がありましたが結果ありませんでしたけれども中学校はもともと建築年度が新しいということで含まれていない状況でありましたが今後のLED化を踏まえた照明の位置や状況を調査した内容となっております。

続きまして14の01、工事請負費をお願いいたします。テニスコートの日よけを設置した工事、それから石碑等の補修工事ということで、先ほど1005の小学校管理費で行った小学校と同様の中学校分の支出となっております。中学校の管理費については以上になります。13ページをお願いいたします。こちら中学校管理費の繰越明許に関する内容となっております。10-01の消耗品に関しましては小学校と同様に活動継続支援ということで感染症対策の消耗品の購入となっております。また12の01、14の01につきましては先ほど小学校管理費でもお伝えしましたが特別教室等に空調を設置しておりますので工事請負費の業務、それから管理業務の委託料の支出となっております。17の01備品購入費ですが、こちらも中学校の活動継続支援に関する感染症対策で購入した備品ということとなっております。中学校管理費については以上になります。14ページをお願いいたします。1047中学校教育振興費になります。こちらは中学校の授業学習活動に関する予算支出の内容となっております。10-01は消耗品費として生徒図書で購入した分を支出しております。また12の01の委託料ですが、標準学力調査ということでこちら中学校分について中学1から3年生に実施した業務の委託料となっております。それから令和4年度への繰越明許ということで先ほど小学校管理振興費にもお伝えしましたが中学校に関する校務用兼学習パソコンの更新業務に係る中学校分の事業となっております。それから13の01使用料ですが、こちらタブレット端末等ICT機器リース料ということで過去にリースした分のリース料となっております。それから情報通信機器・校務端末リース料ということでこちらも校務用パソコン、サーバー関係の小学校と同様の内容となっております。17-01の備品購入費ですがその他の中にバスクラリネットを、楽器を中学校で購入しておりますので、76万2,850円になりますがそれも含まれた備品購入となっております。19の01扶助費ですが、こちら中学校に関する特別教育支援の生徒、就学奨励費と準要保護生徒就学援助費ということで支出をさせていただいております。隣の15ページをお願いいたします。中学校教育振興費1047の繰越明許に関する内容となっております。こちらにつきましては、活動継続支援ということで教育振興に関する部分の消耗品を購入した支出となっております。中学校の教育振興費に関しては以上となります。1枚おめくりいただきまして16ページをお願いいたします。1049中学校給食費になります。こちら中学校の給食調理員、給食室等に関する予算支出の内容となっております。10-06の修繕料ということで給食棟の洗浄室ということで修繕を行っております。それから18-02の補助金の中に含まれておりますが7万8,310円に関しては中学校分の学級閉鎖による給食費の返金分として支出をしております。中学校の給食

費に関しては以上となります。17 ページをお願いいたします。こちら 1071 学童クラブ運営費になります。こちら学童クラブ小学校 5 校すべてにおいて開設しておりますので、こちらに関する費用となっております。主な内容といたしましては 12 の 01 委託料です。東部教室の改築設計業務ということで、昨年度設計業務を行っております。現在東部教室の改築工事を行っておりますので今年度新しい体育館、ミーティングルームを別の部屋に移して東部教室を進めておりますので、これに関する設計業務になっております。それから業務支援システム導入業務ということでこちら保育園と同じシステムになりますが、コドモンを導入いたしまして学童の入退室の管理に関する業務を昨年度行って現在も運用しております。13 の 01 使用料及び賃借料ですが、先ほどお伝えしましたシステムの利用料としまして 12 月から利用を開始しておりますのでコドモンの使用料として支出をしております。学童クラブに関する主な内容は以上となります。

続きまして 18 ページをお願いいたします。こちらは学童クラブの負担金に関する未納金の一覧となっております。令和 2 年度までの過年度分の現年度令和 3 年度の現年ということで未収金の部分を記載しております。不納欠損等ありませんのでこちら記載のとおりでございます。

続きまして、19 ページをお願いいたします。こちら令和 3 年度の箕輪町内小中学校の振興交付金を交付しておりますのでそれに関する実績概要となっております。各学校の校長先生の裁量におきまして下の取り組み、三つに分けておりますのでこちらに沿って活用をしていただくことを目的に交付をしております。学校の中でそれぞれ子どもの学力向上に向けた取り組み、教員の指導力向上に向けた取り組み、魅力ある学校づくりに向けた取り組みということでこの三つに分けて事業に取り組んでいただくようお願いをしております。中部小学校では交付金 75 万円、北小学校は 62 万円、南小学校は 40 万円、東小は 43 万円、西小は 40 万円、中学校 90 万円ということで合計 350 万円を交付いたしまして校長先生の裁量によりまして支出を進めていただいた実績の概要になっております。振興交付金に関しては以上となります。1 枚おめくりいただきまして 20 ページ、21 ページをお願いいたします。こちら財産に関する調書ということで一覧を記載させていただいております。公有財産といたしましては中間教室を文化スポーツ課から所管替を行いまして、現在、学校教育課で所管をしております。また学童クラブの西部教室の西部ふれあいサロンですが、西部診療所の廃止に伴いまして健康推進課から所管替を行いまして、現在、学校教育課の方で管理をしております。また主な物品購入、2 番の物品に関しては教育 DX の推進センターを立ち上げておりますので、ICT サポート車の購入ですとか先ほどお伝えしました西小の除雪機の購入、それから中学のバスクラリネット楽器の購入、中部小や東小の給食に関する備品の購入になります。それから 21 ページになりまして基金ですが、やまとの教育振興基金をこちら使いまして先ほどのバスクラリネット楽器を購入しておりますのでこちらに記載をさせていただきます。

最後に、一番最後のページをお願いいたします。こちら参考資料といたしまして平成 28

年度以降になります。学童クラブの登録者数の一覧を記載させていただいておりますので参考にご覧いただければと思います。説明は以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。中村委員

○14番 中村委員 4 ページの一番上のところに非常勤職員報酬ってところで予算が6,000万くらいあって決算額が5,300万ということで不用額が736万5,000円と結構多いんですけど、この要因っていうかはなんか特別にあったわけでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長兼教育DX推進センター長 令和2年度との予算額と決算額の比較なんですけど、実は令和2年度まで学校教育課は正規職員の配置がされななくて、その分会計年度の職員が二人入ってたんです。それが3年度になって正規職員を入れていただいたという事でそれによって会計年度さんの給与が大きく余ったということで正規職員の配置による会計年度職員の残ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 14 ページの中学のあれでクラリネット買ったっていうやつがあったと思うんですけど、それどういうふう利用するの。どうしてもなきやいけないものなのか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 中学から令和2年度中に令和3年度の予算要望をいただく中で楽器の老朽化、毎年少しずつ頂いているんですけども、その中で楽器ということでバスクラリネットの購入希望がありましたので追加購入というのは特にせずに古いものを更新していくというやり方で実施しておりますので、一応学校希望による内容で更新をさせていただいております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。青木委員

○9番 青木委員 一番最後のページの基金についてですが、91から92ということですが、振興基金の今考えられてる使い方、あるいは過去においてどんな使い方がされてきたのかちょっと説明をお願ひしたいと思ひます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 こちらの基金につきましては、利子の運用が中心となっておりますが、この米山振興基金ですけども、こちらは中学の海外研修に関するもので、最近ちょっと利用がありませんので、特に利用はありません。やまとに関しては先ほどお伝えしたとおり中学の楽器等の購入に関するものということで聞いております。大下宇陀児児童基金ということでこちらももともと中部小の文集か何かでそれで始まったという事で引き続き利用が続いている状況ですので実態としてはあまり利用はない状況です。

以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。僕の方から1点。資料の19ペー

ジの参考資料で振興交付金、各小中学校に配られてる振興交付金の中の西小学校のハイパーQUについてちょっとお尋ねしたいんですけど、一般質問でも答弁いただいた中でいじめや不登校が早期発見につながるができる心理テストのことだと思うんですけど、このハイパーQU、ちなみにこれ他の学校の取り組み状況って、たまたま西小が載ってるんですけどほかの学校でもやってるっていうことで理解でいいのか。どういう状況、実施状況はどんな感じになってます。係長

○三澤教育総務係長 以前はこの振興交付金の中に QU のものを見ていただくようにしてたんですけども現在一般会計の方に QU に関しては予算化しておりますので各学校 QU が実施してるんですけども、ハイパーQU を希望する学校はちょっと学校によってまちまちです。それでそれらに関しては希望の学校と、あとは対象の学年を絞っておりますので想定以上にやりたい学校については振興交付金の中で対応しているという状況です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 わかりました。そういうことですね、要は2種類あるんですねたしか。ハイパーQUの方が豪華版というか各学校には一応予算化して出してるけどさらにフルスペックっていうかそれを希望する場合はこちらの振興交付金を充てて実施してもいいですよって感じで対応ということですね。わかりました。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について、学校教育課に関わる部分を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、認定すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)学校教育課に関わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○三井学校教育課長兼管理係長兼教育DX推進センター長 それでは議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)の細部について係長より説明申し上げますのでよろしく申し上げます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 それでは9月補正予算(第5号)ということで学校教育課に関するものの説明をお願いいたします。予算書の13ページになりますが、こちら国庫支出金ですが、ゼロカーボンに関する内容につきましては既にご説明があったかと思っておりますので今回は省略させていただきます。15ページの19寄附金になります。こちら教育費寄附金ということで小学校教育振興費の方に10万円充てさせていただきますが、ロータリークラ

皆様より今年度も寄附という事でいただいておりますので、今年度は西小学校へ充てまして、図書購入費の方に充てさせていただきます。

歳入に関しては以上になります。

続きまして歳出をお願いいたします。32 ページをお願いいたします。10 款の教育費になります。1002 の事務局費になりますがこちら修繕料、1006 の修繕料 83 万 6,000 円になります。こちら ICT 教育機器等の修繕料ということでクロームブックの修繕が出ておりますので本人に瑕疵がないものでこちらが負担するというものに関しての修繕料ということで記載をさせていただきます。1005 の小学校管理費をお願いいたします。1006 の修繕料になりますがこちら各小学校、それから教育委員会の方で対応する修繕料、学校施設の修繕に関する内容となっております。主には学校の関係の修繕、補修になりますけれども、今回遮光カーテンといいますか、ちょっと黒板といいますか、プロジェクターが見にくいのでカーテンをちょっと直したいといいますか、取り付けしたいという話が出ておりますのでそういったところの修繕料も含めた全小学校の修繕料となっております。12 - 01 の委託料につきましては先ほどお伝えしたとおりゼロカーボンの方で説明があったとおりでございます。13 - 01 の使用料及び賃借料をお願いいたします。こちらは清掃用具使用料ということで 4 万 1,000 円になります。北小学校で体育館で使用しております清掃用具がモップですが古く新しいものが更新されていないということでしたので、これから使用を始めて 6 か月分の使用料を見込んだ内容となっております。14 の 01 工事請負費ですが 151 万 8,000 円ということでこちら地下のオイルタンク処理工事ということで中部小学校に地下、地中っていか埋設されておりますオイルタンクがありまして、そちらの検査といいますか指摘を消防署からいただいておりますので、オイル処理等をするための工事請負費の記載となっております。1701 の備品購入費をお願いいたします。47 万 1,000 円ですがこちら耐火金庫といたしまして、西小学校で現在使用しております金庫が少し鍵の不具合によって鍵が回らないということがありましたので一度業者を呼んで修繕をしたんですが、ちょっとうまく対応できてない部分がありましたので今回備品購入費ということで購入させていただきたいと思っております。小学校管理費については以上になります。

続きまして 1010 小学校教育振興費、同じく 32 ページになります。10 - 01 の消耗品費になります。こちら 10 万円ですが、先ほど寄附がありました 10 万円を西小学校の児童図書の購入費として充てさせていただく内容となっております。13 - 01 の使用料及び賃借料です。こちら 334 万 4,000 円になります。こちら主に事業支援のソフトライセンスという事でクロームブックで使っておりますスクールタクトという授業支援ソフトがあるんですけども、そちら以前、iPad をリース始めたときのライセンスのアカウントが少ないということで、同時使用に耐えられないという現状がありましたのでこちらの分と、あと今後値上がるマイクロソフトの関係のライセンス料の値上がり分などを含めた使用料となっております。小学校振興費については以上になります。1015 の小学校給食費をお願いいたします。ページは 33 ページになります。10 - 06 の修繕料になります。こちら給食室の設備に関する

る30万円を計上させていただきます。各小学校でその都度ちょっと修繕を対応してきていますが細かい修繕も多く、金額も足りない部分もありましたので今回追加で修繕料を入れております。14の01工事請負費ですが、こちら南小学校の給食室に関する必要な工事ということで計上をさせていただいております。18-03の交付金でございますが、こちらは給食費の食材の高騰分に関する交付金の支出を予定しております。小学校に関しましては1食280円で提供しておりますが、1食当たり12円、年間を通して値上がる見込みということで試算をさせていただいておりますので1,251人分×一人1食12円×202食分ということで303万3,000円ということで、今回高騰分に関しての交付金を計上させていただきます。中学校の給食費に関しては以上になります。

続きまして、1045の中学校管理費をお願いいたします。10-06の修繕料になります。先ほど小学校でもお伝えしましたが、中学校でも少し黒板、プロジェクター等の関係が光の加減で見にくいということがありましたので、遮光カーテン等の設置カーテンの直しということで修繕料に含めた記載となっております。12-01の委託料、こちらにつきましては先ほど小学校と同様にゼロカーボンの方で説明が既に済んでいるかと思っておりますので省略させていただきます。

続きまして、1047中学校教育振興費になります。13-01の使用料及び賃借料ということで100万3,000円ということで記載をさせていただいております。こちら中学校に関するソフトライセンスということで不足している分とマイクロソフトの関係のライセンス値上がり分ということで必要な分を計上をさせていただいております。

続きまして18の02補助金ですが、こちら箕輪中学校の県大会以上に出場した部に関する女子バスケットボール部など出ておりますので61万3,000円を補助金として支出ということで今回計上させていただきます。

続きまして中学校給食費をお願いいたします。ページ34ページをお願いいたします。1049中学校給食費になります。こちら10-06の修繕料ですが12万円でございます。こちらも小学校と同様に中学校の給食室でも設備に関して少しずつ必要な修繕が出ておりますので今回追加で12万円の予算を計上させていただきます。18-03の交付金をお願いいたします。186万5,000円ですがこちらも給食費の高騰分の中学校の給食費になります。中学校給食費の計算でいきますと1食当たり13円、高騰する見込みということで聞いておりますので710人×13円×202食分ということで186万5,000円の予算を計上させていただきます。中学校給食費に関しては以上になります。

続きまして、1071学童クラブ運営費をお願いいたします。同じく34ページになります。10-01の消耗品費になります。27万8,000円ですが、こちら先ほど決算でも説明いたしましたが、コドモンによる入退室管理がされておりまして、中部教室、北部教室でも管理するクロームブックのパソコンが不足しているということでこちらの購入費用と、また各5教室あるんですが、指導員同士の連絡体制がなかなか難しいってことがありましたので音質クリアなトランシーバーを各教室2台ずつ購入いたしまして速やかに連絡がとれる体制を

築きたいという事で消耗品費に計上をさせていただいております。学童クラブの運営費に関しましては以上となります。

学校教育課に関しては以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑に入ります。質疑もしくはご意見ございますか。よろしいですか。中村委員

○14番 中村委員 今回その新型コロナの関係等もあって、給食費の食材高騰分を支援するような形になりましたけれども今後同じような感じでずっと高騰、もとの金額から高くなっちゃった状態が続いていくならば支援じゃなくて給食費自体をちょっといくらか上げるといような考えがあるのかどうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長兼教育DX推進センター長 今回は4月当初、こちらが昨年の給食費を参考にですね、4月で1回見たり、あとは7月末で算定をされていて4月の給食費もしくは昨年に比べてどのくらい上がってるかということをお案した中で、年間の4月から順に3月までを計算する中で先ほどの12円、また中学校では13円という金額をはじめかせていただきました。で、今中村委員さんのおっしゃるとおりですね、来年どうするかという中では、どの価格がその適正な材料費なのかということも大切になるかと思えます。それによったらある意味給食費を上げざるを得ないというようなことも想定されますが、今回の補正についてはあくまでも当初の見込みよりも急激な物価高騰があったという中で保護者負担軽減のために、その分は町で見ますよということで補正をさせていただいております。次年度につきましてはまたちょっと予算編成の段階でですね、どの部分が適正な給食費なのかというのをもう一度きちっと算定した中でですね、その分を保護者に負担をしていくようなお願いをしていくのか、ある意味町でその分をちょっと支援していくかというのはちょっと今後の状況によって判断をしていきたいと考えております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですかね。それでは質疑を終了します。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)学校教育課に関わる部分を可決すべきものとする事にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。では、審査を終了し協議会に入ります。

【学校教育課 終了】

2 日目

⑤健康推進課

午前10時20分 開会

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。まず議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について健康推進課に関わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 では議案第1号 令和3年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について健康推進課に関わる部分、まず健康づくり支援係の北原係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 よろしくお願いいいたします。ご用意いただくのは主要な施策の成果を中心にご説明をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。主要な施策の成果の11ページお願いいいたします。あわせていただいまお配りしました資料を参考に見ただけたらと思っております。では説明いたします。まず老人福祉費0321の部分になります。決算書ですと42ページになります。資料は1ページをお願いします。こちらはげんきセンター、げんきセンター南部の管理に関する経費でございます。こちら利用状況等については記載のとおりでございますが、げんきセンター南部、げんきセンター沢、両施設ともに利用者数は前年よりも増加いたしております。主要な政策の15ページをお願いします。決算書の方ですと46ページになります。保健衛生総務費は事業コード、これからご説明します事業コード0401から0410までが保健衛生総務費になります。今配りしました資料ですと2ページになります。まず0401一般保健費ですが、健康づくり全般に関する事業に係る経費になりまして、主なものは健康推進課の職員の給与ですとか保健補導員の報酬、中央行政組合や広域連合の負担金、診療・検査医療機関応援交付金、国保への繰出金が主なものとなります。実績については記載のとおりなんです。3番の骨髄バンクドナー助成補助金については申請は0件でした。今お配りしました資料の方で2ページのところです。不用額のところ、0401の18の02の補助金ですが不用額が30万円程出ておりますけれども、これは骨髄バンクドナーの助成の補助金、申請がなかったということで30万円が不用という形になっております。そのほか財源内訳については記載のとおりです。

次のページ16ページをお願いします。同じく差し上げた資料は2ページです。0404予防接種事業費です。こちらは定期の予防接種に関する経費となっております。1番の予防接種事業がお子さん中心に行うもので、すいません、(1)がですね、(1)の定期予防接種が主にお子さんに対して行うもので実績については記載のとおりです。(2)が高齢者インフルエンザの予防接種で5,108人に接種しました。率的には68.7%でした。そのあと高齢者肺炎球菌ワクチンと風しんの追加的対策が予防接種の実績となっております。財源内訳については記載のとおりとなっております。

続いて0405新型コロナワクチン接種事業費です。今配りした資料ですと3ページになります。こちらのこの0405コロナのワクチンの関係なんです。こちらは令和3年度に補正

した分の経費となっております。主な接種に係る経費についてはこの後説明をいたします。繰越明許の方に計上してございます。こちらの方は主には接種に係る職員の時間外の手当が主なものとなっております。財源内訳についてはご覧の通りなんですけれども、一般財源が減という形になっております。これにつきましては後ほど繰り越しの部分とあわせてご説明をしたいと思います。その次 0407 国民健康保険特別会計繰出事業費です。これは国保への繰出事業の経費となります。次が 0408 精神保健事業費です。精神保健に関する経費ですが主な経費としては心の相談の医師ですとか臨床心理士さんへの謝礼ですとか、講演会の講師の謝礼が主な経費となっております。人数と実績については記載のとおりとなります。財源内訳も記載のとおりとなります。次の 0409 献血管理費については福祉課の方の担当となります。ページ変わります 17 ページです。0410 保健センター管理費です。こちらは保健センターの管理に関わる経費となっております。利用状況なんですけれども保健センターにてワクチン接種を実施しましたので、昨年令和 2 年度よりも利用者数は増加しているような状況になります。そのほか修繕ですとか工事については記載のとおりとなっております。

以上までが保健衛生総務費の令和 3 年分になります。

続いて保健衛生総務費の繰越明許分になります。決算書ですと 47 ページになります。今お配りした資料ですと 5 ページをお願いします。こちらが令和 2 年度からの繰越分になります。ましてコロナワクチンに係る多くの経費はこちらの方で計上してございます。実績としましては 1 回目接種を 2 万 1,057 回、2 回目を 2 万 654 回、3 回接種を 1 万 4,000 回というのが R3 の実績となっております。で、こちらの財源なんですけれども先ほどの 0405 と 0405 の繰り越し明許分と合わせた状態で国の方から補助金負担金という形で歳入として入っております。繰越明許の方の一般財源分ですと 905 万 1,941 円が一般財源から出ているような形になっておりますが、先ほどの 0405 とあわせて見ていただきまして、差し差し引いた状態で 1,633 万 1,039 円が歳入の方が多い形になっております。こちらの方はこの後今後精算をして返還する予定となっております。

続きまして保健事業費の方になります。決算書ですと 48 ページになります。保健事業費の方はこの後説明します事業コード 0415 から 0417 までがこちらの方の内容になってまいります。まず 0415 母子衛生費です。お配りしました資料 6 ページになります。こちらは母子保健事業に関する経費となっております。主な経費は妊婦健診ですとか産婦健診、乳児健診、育児母乳相談事業、産後ケア事業の委託費ですとか町で実施している乳幼児健診の報償費、あとは妊婦や乳幼児の歯科検診、フッ化物洗口、あと未熟児養育医療、不妊治療費の補助が主な内容となっております。実績については記載のとおりとなっております。次のページ 18 ページをお願いします。財源内訳も記載のとおりです。

続いて 0416 検診事業費になります。こちらは成人、大人の一般検診にかかる経費となっております。(1) から (12) まで行った検診についての人数が記載されておりますが受診率としますと胃がん検診が 11.4%、子宮頸がん検診が 17.8%、乳がん検診が 26.9%、大腸が

ん検診が27%、肺がんCT検診が17.3%、前立腺がん検診が26.1%という状況です。増減につきましては、胃がん大腸がん検診がほぼ横ばいという状況で子宮頸がん、乳がん検診が減少、肺がん検診、前立腺がん検診は上昇しているというような状況でした。財源の内訳については記載のとおりとなっています。

次に0417健康増進事業費です。お配りしました資料は7ページになります。こちらは健康増進に関する経費で、健康アカデミーの講師の報償ですとか各種健康増進事業に関する委託費が主な経費となっております。実績についてはご覧をいただきたいんですけども、8番の推定食塩摂取量検査測定者数とありますが、こちらがR3年が新規で取り組みました減塩チャレンジ事業として取り組んだものになります。2,026人の方が検査を受けました。財源内訳については記載のとおりとなっています。

続いて老人保健費となります。決算書ですと49ページになります。こちらは事業コード0424と0425がこちらに該当する形となります。まず0424は後期高齢者医療事業費ということで後期高齢者医療広域連合への負担金ですとか基盤安定事業操出金になっております。次の0425ですがお配りした資料ですと8ページとなります。後期高齢者に対する保健事業に関する経費となっております。主な経費は健診の費用ですとか人間ドックの補助といったもの、それと令和3年から実施しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の経費が主なものとなっております。実績については記載のとおりとなります。財源内訳もご覧ください。

健康づくり支援係についての説明は以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑に入ります。質疑もしくはご意見ございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 母子保健事業（聴取不能）18ページのフッ化物洗口のところありますけどフッ素に関することは今現状あれですか。保育園とか小学校始めたところはあるわけですかね。ちょっと教えてください。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 フッ化物洗口につきましては全園、保育園の方は年長さんに対して全園で実施をしております。学校につきましては西小学校で1校、実施をしております。R3年の実績は以上になりますが、R4については今南小学校で始めるように準備を進めているところとなっています。

以上です。

○3番 釜屋委員 全校に始めるまでにはやはり1校ずつ進めていく、一斉には無理ですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 R元年に始めてR2で保育園が全園とってというふうには始めたんですけど、ちょうどそこでコロナが発生してR3は1校もちょっと進まなかったんです。今年南小をお願いしているところで、実はここでもう1校今年考えていたんですが、やはりこ

の前半でちょっと感染が拡大しちゃったり、保育、学校自体に児童の感染が広がってっていうところで足踏みをしてしまって、こちらの体制も説明に行ったりとか保護者の同意を得たりとかっていう手順を踏んでいくとちょっと2校が難しくなってしまって、今年2校の予定が1校かなというところで。やはり全校一緒って一気になってというのがこちらの準備とかもなかなか難しく、1校か2校くらいで順々に進めていくっていう予定であります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉議員

○13番 入杉委員 先程先ほど検診事業のところのご説明18ページしていただきましてパーセントを言っていたんですが、これ分母になる数は何が基になっているんでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 分母になる数はその検診の対象者となる方が分母となっておりますのでかなり分母が大きい状況にもなっております。で、検診の取りまとめをする際に勤務先で受けるとか、そういった回答もいただいていたり、医療機関で受けるといった回答もいただくことはあるんですけども、確実に実施したというところがこちらで把握できていないものですから、分母はそのような状況で分子が町で受けた検診というかたちになっていくので、どうしても検診率が本当に町の方が実際に受けている状況とはすこし異なっているかなという状況ではあります。

○13番 入杉委員 (聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 補足ですけど、例えば分母を国保だけの人にした場合とかっていうと大分変わってくるけれども、ここに対象者国保であったり、会社で受けている人がいて、分母に入っていて町で受けた人数は分かるんだけど会社で受けた人の人数が分からないっていう状況のパーセントで出てきたのが先ほど北原が申し上げた数字です。なのでうちで把握している、あと会社で受けたっていう人、受ける人を抜くと大分上がる可能性はあります。ちなみに会社とかで受けたパーセントっていうのは県とか大きなところでまとめて数字を出しているんですけど、5割近くにはきているかなというところですよ。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますでしょうか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 19ページの左上のところですね、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、フレイル対策中心ということですね、いろいろここ注目されているところじゃないかなというふうに思うんですけど、一応対策としては低栄養の問題と歯科、口腔ケアのところというふうにデータ出てるんですけども、この辺ですね、私なんかは頭に浮かぶのはエビデンスに基づく対応というのが大事ということだと思うんですけど。この辺どういうふうな形でこの高齢者のフレイルの状況、要するにエビデンスのところ持ってそれからどういう対応して、どういうふうになっていう、なんかこの辺の流れとか、これ健康なんか推進協議会かな、とかなんかでこう見てるのかこの辺の対策を立てていく上でのなんていうか考え方の仕組みとかですね、対策のもとになる考え方をどうつくってるかという、その辺

どうですかね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 まず低栄養に関する部分につきましては、ここで関わらせていただいた方についてはさわやか健診を受けていただいている方が中心となっています。で、健診を受けていただいた結果でまずは体重が減少していないかどうかというところを前年と比べて、体重が減少していないかどうかというところを確認して、体重が2キロ以上減っているような方については管理栄養士の方でかわりをとってその後指導して食事の内容確認したりとか、しながらその後の指導した後、どのような状況になったかというような評価の方も行っております。で、集団については100歳体操と地域で行われている皆さんのところへ私ども出向きましてその集団の方を対象に保健指導をしていくという形をとっております。歯科につきましては、同じようにさわやか健診に来ていただいた方に口腔機能がどのような状態かというのわかるようなチェックリストをつくりまして、それを健診の説明会の時にお配りして、そこで物がうまく噛めないですとか、飲み込めないですとか、むせるですとか、そういった口腔機能の低下が疑われるような方についてはそのチェック表を見て歯科衛生士の方が電話等で状況をお聞きして指導するというような形をとっております。で、高齢者の健康状態不明者については町の方の健診のデータとレセプトの方の医療の状況を突合せましてどちらにも該当してこない方、健診のデータもないですし医療の状況もないですとかいうような方については、私たちがどこでも会うことができない方達になりますので、その中で家族と暮らしていればそうはいっても目が入るのかなというふうに思いますので、ひとり暮らしですとかそういった高齢者2人暮らしですか、そういった方をさらに抽出をして、その方たちに訪問をしたりとかして、状況確認しているっていうようなことを実施しております。すべての高齢者の方に行き渡るわけではないですけども、まずできるところからというところから始めているというのが現状です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 この介護予防と保健事業の一体的実施っていうのに関しましては去年から一応専任を置いて計画をたてて順次やっていきたい、やってきているように、それで補助対象にもなっているものです。私たちが保健事業ですね、栄養指導だったり歯の関係だったりに行くのに介護の教室だったりとか、それぞれの地区でやっている集まりだったりとか、そういう所に行ってやってくださいね、保健指導を。通常75歳以上って私たち保健者あまり関わってこなかった。後期高齢者医療にいちやうとね、かかわってこなかった方々なんですけど、その人達の健康管理もしていってくださいねということでこの一体的事業の方針が、国で定めて来ている方針があって、それに基づいて私たちが低栄養の人だったり歯だったり健康不明者を把握して、必要な方は介護に繋げるとか医療に繋げるとか。医療の必要性を感じてなかったりとかね、ご高齢の方いらっしゃったりして早めに医療に繋がったりとかそういうことをやってくださいねという指針がありますのでそれに沿ってやり方として市町村が工夫してやっていくことで裁量があるんですけども大まかそういう

方針に則って、去年あたりから計画的に私たち介護の場面に入るようにしているところ
です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。では、質疑
を終了します。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第
1号 令和4年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について、健康推進課に関わる部分を認
定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしと認め、認定することと決しました。その旨本
会議で報告いたします。

それでは次に、議案第2号 令和3年度箕輪町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
についてを議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 では議案第2号 令和3年度箕輪町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定につきまして国保医療係小林係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは私の方も主要な施策の成果に基づきましてご説明をさせ
ていただきます。主要な施策の成果の34ページをお願いします。決算書は国保の10ページ、
今日お配りした資料の10ページとなります。それでは主要な施策の成果ということでご説
明をさせていただきます。4111の一般管理費でございますが、職員の人件費また被保険者
証と高齢者受給者証の8月の一斉更新時の委託料としまして国保連にお願いしてるもの
として計上しているもの、あとは上伊那広域連合の負担金などが主なものとなっております。
4112の連合会会負担金につきましては、連合会への負担金、国保連合会の方ですね、とな
っております。4121賦課徴収費でございますが、こちらは国保税の徴収に係わるものの経
費となっております。1番の税率の状況からご覧のとおりでございます。賦課限度額もご覧
のとおりでございます。3番の徴収率(4)滞納繰越分の徴収率ということでご確認をお願
いします。(5)は全体の徴収率となっております、92.29%前年度比0.93%の増となっ
ております。(6)給付制限でございますが、こちらは高額療養費など、支給を発生した分につ
きまして滞納がある方に同意を得まして、滞納分に充てたものの金額と件数でございま
す。4131運営協議会費でございますが、決算書は国保の11ページなつてきます。こちらは
7月と2月に運営協議会を開催させていただきました。その時の報償費でございます。4141
趣旨普及費でございますが、こちらは信濃の地域医療、年10回発行しておりますが常会回
覧のそのチラシの購入費でございます。4151医療費適正化特別対策事業費でございますが、
1番のレセプトの点検の実施としましてはこちらは国保連の方へ委託しております。2番の
医療費通知でございますが5月、9月、2月に年3回送付をさせていただきます。3番の
ジェネリック医薬品利用差額通知でございますがこちら7月と2月送付、年2回送付して

おります。4番第三者行為の求償事務でございますが、こちらは国保連合会に委託しております。1件という実績がございました。5番の不当利得請求事務でございますが、こちらは国保の資格を喪失した方がその後本来社会保険でかかるものでございますが引き続き国保の保険証で医療機関にかかってしまった分、その医療費について返還してもらった分のものとなります。大きな2番の保険給付費でございますが、被保険者の状況でございますがご覧のとおりとなっております。あと世帯数もご確認ください。以下、4211一般被保険者療養給付費から次の4224高額療養費退職者の高額介護合算の療養費でございますが、その方はご覧のとおりの実績となっております。35ページをお願いします。資料が今日お配りした資料は12ページ、決算書は国保の13ページになります。移送費の方につきましては実績はございませんでした。4241出産育児一時金でございますが10件支出しております。4251の葬祭費もご覧のとおりでございます。4271傷病手当金でございますが、こちらがコロナの傷病手当金ということで1件実績がございました。大きな3番、国民健康保険事業費納付金でございますがこちら県の納付金となります。決算書は国保の14ページとなります。医療給付費分と後期高齢者支援金等分と介護納付金分それぞれご覧のような実績となっております。大きな5番の保健事業費でございますが4511特定健康診査等事業費でございますが、こちらは特定健康診査の受診者数ということでご覧のような実績で合計2,089人、最新の受診率の見込みですが、55.9%となっております。すいません55.7のこの資料作った時点では見込みだったんですが、まだ見込みですけど、最新の情報によると55.9%の見込みとなる予定でございます。4512疾病予防費でございます。今日お配りした資料が13ページとなります。こちらは人間ドック、脳ドックの補助の実績となっております。2番の健康診査事業としまして、こちら国保で被保険者が積極的に受診できるように国保の方の会計で自己負担分を補助しているものの実績となります。4514保健指導事業費でございますが、こちらにつきましては保健指導に使った経費となっております。4611基金積立金でございますが、ご覧の金額を国保の方の財政調整基金に積み立てをさせていただきました。36ページをお願いします。決算書は国保の16ページとなります。4811保険税の還付金、4831こちらは保険給付費等交付金償還金でございますが、こちらは県への保険給付費等の普通交付金の返還金ということで精算分を県へお返ししております。4835その他の償還金でございますが、こちらは退職被保険者の納付金の返還金ということで、こちら精算分を県の方へお返ししております。

続いて決算書の5ページをお願いします。歳入の方のご説明になります。こちらの還付未済額がありますが転出したことにより調定が変更となりまして、返金しようとしたところを本人が帰国してしまったため、口座の調査等を実施しましたが口座がなく返還できなかった分となっております。

決算書の続いて国保の9ページをお願いします。一般被保険者納付金のところでございますが、17万1,278円の収入未済額がございます。こちらにつきましては令和元年度分と令和2年度分、令和元年度分は3件、令和2年度分が2件のものがまだ未納となっております。

ます。令和3年度分については未納はございませんでした。前年度と比べて11万7,857円減少して収入未済額は減少しておりますけれども、引き続き通知等やあと本人と連絡取りながら未収金の回収に努めていきたいと思っております。決算書の18ページをお願いします。実質収支に関する調書でございますがご覧のようになっておりますのでご確認をお願いしたいと思います。国保の19ページ、財産に関する調書でございますが、基金に関する国保の財政調整基金のものでございます。現金としましてご覧の決算年度末残高がでございます。細かい数字は、本日お配りしました資料の15ページの右下に円単位まで財政調整基金の年度末現在高がありますのでご確認をお願いします。

続いて国保の19ページ財産に関する調書でございます。こちらにつきましては、ごめんなさい失礼しました。国保の20ページの方ですね。令和3年度箕輪町国民健康保険特別会計歳入歳出決算資料としまして国民健康保険未納金調書でございます。各年度別の滞納分が出ておりますのでご確認をお願いします。その下でございます。国民健康保険税不納欠損調書でございます。199件、240万ほど不納欠損をしております。内訳につきましては国外転出が4件、財産なしで4件、所在不明財産なしで21件、相続人全員相続放棄42件、執行停止128件の199件となっております。

ご説明につきましては以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。よろしいですかね。係長

○小林国保医療係長 もうひとつご説明を忘れていまして、今日お配りした資料の16ページをお願いします。令和3年度新型コロナウイルス感染症に関する実績ということで1番が国保税の減免の実績でございます。こちら申請件数が25件、承認件数が22件、否認件数は3件でございました。承認理由としましては令和3年の収入が前年の3割以上減少したためということで、否認につきましましてはこの要件を満たさなかったということになります。2番の減免額につきましてはご覧のとおりとなります。

続きまして傷病手当金の支給の実績でございますが、傷病手当金は新型コロナウイルス感染症に感染または発症の症状があり、感染が疑われるときに限り、その療養のために業務に付することができなくなった期間について給与収入の3分の2を支給するものでございますが申請件数が1件ございましてご覧の金額を支給しております。

以上です。すみませんでした。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 質疑意見、中村委員

○14番 中村委員 先ほどの決算書国保の20ページにその未納金の調書ですけども令和3年度分が1,038万1,682円ということでだいぶ多いということで、これは別に最後の月が土日とかで最後の保険料が翌年度に入ったとかそういうこともあったわけでないですね。なんか大きな要因がありますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 令和3年度分につきましては令和3年度に賦課をしたものとなりま

す。で、出納整理期間を経てこの金額になったわけですが平成29年度以前から令和2年度分までそれぞれありますが令和3年度も令和4年、今年度ですね。今年度も引き続き収納に努めてとこの額をどんどん減らしていくということで行っております。(聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 少し補足です。この未納金調書はあの見ていただくと平成30年300万くらいになっていますけれども実際30年度が終わった時点では多分1,000万くらいあったかと思うんですがそれから順次収納していただいて、3年度の時点今回の時点では300万に減っている。そういう数字になります。29年度以降、以前というのはあの何年か分が足されているので1,000万くらいになってますけど、あの年度、元年度分も、同じ理屈です。当初は元年度の決算のときに1,000万くらい未納があったんですけど順次納めていただいて3年度、今年度の決算書では300万まで減っているということになっています。

○14番 中村委員 わかりました。ありがとうございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。釜屋委員

○3番 釜屋委員 医療費適正化特別特別対策事業費の中の第三者行為行為求償事務これどういうことでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 例えばですね、第三者行為というのは、交通事故を起こしまして、一時的、最初はその保険会社さんとかすぐ治療になりますので一旦国保で医療費をみます。で、その後そういう交通事故でしたということで届け出を出していただきまして、で本来のその方が入っている自賠責であったりとか任意保険であったりとかそういったもので見れる分はその会社の方へ請求をさせて、これは国保連に委託して国保連が行っているんですけど、そのとるべきものですね、返してもらわなければならないものをそちらへ請求して返していただいて、その分を町へ入金となるんですけどそういったものとなります。国保連で回収していただいたものを入金したものの件数でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 今話聞いていて労災の方はどういうふうになっている。そういうのはあんまり(聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 労災も同様の扱いとなっておりますのでお願いします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですか。それでは、質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第2号 令和3年度箕輪町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について認定すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、認定すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。

次に議案第3号 令和3年度箕輪町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 議案第3号 令和3年度箕輪町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは主要な施策の成果の38ページをお願いします。今日お配りした資料は17ページ、決算書は後期の6ページをお願いします。それでは主要な施策の成果ということでご説明させていただきます。6700 一般管理費でございますが、こちらは職員1人の人件費等となっております。また上伊那広域連合への負担金ということが主なものとなっております。6710 徴収費でございますが、事務費や郵券料ということでご覧の金額となっております。6720 後期高齢者医療広域連合納付金ということで保険料等負担金、保険基盤安定負担金、それぞれ後期広域連合の方へ支払いさせていただいております。6730 保険料還付金でございますが、こちらはご覧の金額を還付しておりますのでお願いします。資料の下の方でございますが被保険者数年度平均でございますが、3,917人、前年度比70人の増となっております。1人当たりの医療費はご覧のとおりですのでご確認をお願いします。令和3年度の保険料の不納欠損でございますが、ありませんでした。

ご説明につきましては以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 今の説明のね被保険者数のところの昨年度との比較を言われたんですけど1人当たり医療費の昨年度比較どうですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 昨年度と1人当たり医療費ですが、1万3,172円の減となっております。で、すいません、理由としては令和2年度に比べて医療機関への受診が増えました。で実際に医療費も増えているんですけど1人当たり医療費の計算が被保険者数全員で割っていくものですから、令和2年度から令和3年度70人増えましたのでその増えた人数が多いことによって医療費が前年度よりちょっと減っているような、1人当たり医療費が減っているような形になっております。

以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。では質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第3号 令和3年度箕輪町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について認定すべきも

のと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、認定すべきものと決しました。本会議でその旨報告いたします。4時半。どうしましょう。あと予算補正予算がまだ3本あるので明日にできちゃう、じゃあちょっとできるところまでやってみますか。

では補正予算議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)を健康推進課に係る部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 では議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)につきまして、健康づくり支援係長北原からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 ご説明いたします。では補正予算(第5号)の歳出の方からご説明いたしますので、25ページをお願いします。4款 衛生費です。0401一般保健費になりますが、01報酬、03職員手当、04共済費、08旅費までの部分になりますけれども、4月の人事異動に伴いまして保健師が1名減となっております。会計年度任用職員の方を募集しまして8月から採用することになりまして、人件費として今のものについて増額を補正をお願いするものとなります。

続いて需用費のところになります。これは新型コロナウイルス感染症の抗原検査キットを購入する費用について補正するものになるんですが、発熱者対応避難所が健康推進課の担当になっておりますが、避難者を的確に分けて避難していただくために新型コロナウイルス感染症の抗原キットを活用したいと考えておりまして抗原キットを購入するための消耗品を増額させていただくものになります。

続いて18負担金補助金及び交付金のところになります。こちらは診療検査医療機関応援交付金ということで先ほど決算のときにもご説明しましたけれども、今年度も二つの医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症検査対応の姿勢を維持していただくための応援金として交付するものを増額させていただく補正となっております。0401については以上です。

続いて19番、扶助費については国保医療係の小林係長の方からご説明させていただきます。

○小林国保医療係長 19の01扶助費でございますが、新型コロナウイルス感染症傷病見舞金としまして国保の被保険者のうち、事業所得により生計を立てている者がコロナに感染してその療養等のために、事業を営むことができない場合に支給するものとして1傷病につき5万円ですけれども、4人分を計上させていただきました。

○北原健康づくり支援係長 では続いて引き続き北原の方で説明させていただきます。0405新型コロナウイルスワクチン接種事業費となります。こちらはオミクロン株対応ワクチン接種がこれから始まってまいりますので、それにかかる費用につきまして補正させていただくものになります。ワクチンのコールセンターの職員の人件費ですとか、接種をする

医師の報償費ですとか、後は個別に医療機関の方で接種をしていただいている委託費等が主なものとなっております。おめくりいただいて26ページをお願いします0407国民健康保険特別会計繰出事業費になります。こちらは国民健康保険特別会計事務費繰出金が増額したための補正となっております。0410保健センター管理費になります。保健センターの玄関アプローチ付近で雨漏りが発生しまして利用者様の出入りに支障があるような状況になっておりますので、跳ね出し屋根の改修工事に係る経費を増額させていただく増額となっております。

歳出については以上になります。

続いて歳入の方になりますが13ページをお願いします。16款 国庫支出金の上の方、衛生費国庫負担金、それと少し下の方に衛生費国庫補助金とありますがこの二つは、新型コロナウイルスワクチン接種に対する負担金と補助金になります。負担金の方は主に接種に係る経費の方で、補助金の方は接種体制を確保するための経費についてが補助金となっております。そちらの方が歳入として入ってくる予定になっております。

続いて18ページをお願いします。22款 諸収入の雑入になります。先ほど会計年度任用職員で保健師を雇用する関係の歳出の方のご説明をしました。そのことに伴う雇用保険料の本人負担分について、歳入として精査していただいております。

説明については以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。ちょっと1点私の方から、保健師の雇用について増員ということなんですけども保健師は今何人ですか。何人というか健康相談をやっている人を増員するってことですか。

○北原健康づくり支援係長 4月の人事異動の時にですね、人事異動に伴って健康推進課にいた保健師が1名少ない状態となっておりますので、そうですね1少なくなった分の業務を行っていただく形となっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 その1名って異動したんですって。

○北原健康づくり支援係長 こども未来課の方に異動をいたしまして、健康推進課が1名少ない状態になっておりまして。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 そのことですね。わかりました。確認でした。青木委員

○9番 青木委員 ワクチン接種の国庫の負担金、お医者さんに1本打つのは全部国庫の負担金で賄っているということでもいいんですか。例えば。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林健康づくり支援担当係長 負担金の方は主に個別接種等の委託料になっています。1人打つといくらというような委託料。

○9番 青木委員 1回目、2回目と打つじゃないですか

○小林健康づくり支援担当係長 1回目も2回目も、3回目も、4回目も打ちます。

○9番 青木委員 それ全部国庫の負担金、そういう考えでいいんですか。ひとり結構高いと聞いてるんですが、お1人どのくらいかかってるんですか。3万円とか2万円とか、それ

はどうなのでしょう。聞いたことないんですけど。

○小林健康づくり支援担当係長 1人2,277円になっております。それで時間外だと加算があるとか休日にやると加算があるとか、小児だと加算があるとかそういったことがございます。

○9番 青木委員 1本そんなもん。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 それはお医者さんの打つ接種に対する委託料で、ワクチン代自体は別にかかっているの。かかっているとか、私たちにはかかっていないですけど国ではワクチン代は払う（聴取不能）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 25ページですけど、この抗原検査キットですけど、これは発熱者対応ってことなんですけどこれは発熱した人がお医者さんに行く、そして検査をその時点で推進課に言ってキットをもらうっていうんですかね。この手順といたしますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 これは非常時、非常事態の時に避難所発熱者対応の避難所というのを設置する計画になっておりまして、その方たちを私たち健康推進課の方で担当するんですけども、発熱してお見えになった方が、なにが理由で発熱されているからわからないので、まずそこで抗原検査をしていただいてから少しお部屋を分けるとかいうことをするために準備するものというイメージです。

○3番 釜屋委員 そうするとどこか1箇所病院を想定してそこであれするという事です。やたらにその病院へそれぞれ別々に行ってしまったら（聴取不能）。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 抗原キットなので、その場で。避難所に来ていただいたその場で私たちが振り分けるためにさせていただく、確定診断ではないです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 25ページにその新型コロナウイルスワクチン接種事業の全体では5,600万とか補正されているんですけど大体何人くらいを見込んでいるかっていうことはあります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林健康づくり支援担当係長 ずっと続いていますので今回の補正につきましては約1万人分を追加して補正という形になっています。これまでもずっとやってきているので足らなくなるであろうことを想定した分が1万人分という計算になっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 この25ページのところでですね。扶助費のところでは傷病見舞金ありますけど4人分てさっき説明で、1人5万円ということですか。ちょっと私聞き漏らしたかもしれませんがこの見舞金が出る要件とはどういうときに出るんですかね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 要件としましては、まず国保の被保険者で事業所得のある方、国民健康保険の方の傷病手当金の傷病手当金の対象とはならない方、あと町税等滞納していない方、あと適用期間としましては令和4年4月1日から令和4年12月31日までというところが主なものになります。申請につきましては令和6年の12月31日までその適用期間にもし要件を満たせば令和6年12月31日までは申請ができるような形になっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 この傷病見舞金ですけれども、国保傷病手当金は国保の給付で認められているので国保の予算に盛ってあるんですけれども、この傷病見舞金というのは国保の方でも給付に認められていないものなので、一般会計で手当をさせていただくということで、一般会計に補正をさせていただいているものです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 事業継続という事業者に対する補償という、そういう意味合いであるということですよ。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 給付で認められている傷病手当金は国保に入っていて会社から給料をもらっている人しか対象にならないんですね。そうしますと国保に入っていて自分で事業を営んでいる方というのが対象にならないということで、そういった方々にも手当をしましょうということで、今回一般会計で見舞金を創設したということです。そうですね。給料をもらっている方だけだったので、今まで国保の方は。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますでしょうか。係長

○小林健康づくり支援担当係長 申し訳ありません、先ほどのオミクロン株対応ワクチンの接種見込み1万人と申し上げましたがすみません、2万人の間違いです。2回接種完了した方12歳以上の方が対象になりますのでほとんどの方が対象ということで2万人を見込んでございます。失礼しました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますでしょうか。よろしいですかね、それでは質疑を終了します。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)健康推進課に関わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。(聴取不能)協議会に切りかえます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは全員お揃いの方ですので会議を再開いたします。議案第10号からですね。議案第10号 令和4年度箕輪町国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 では議案第10号 令和4年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは国保の6ページをお願いします。それでは歳入という事でご説明をさせていただきます。10款 繰入金の関係ですが前年度繰越金が確定しましたので11款の繰越金を増額しまして10款の基金繰入金を同額減額するものでございます。また一般会計の繰入金を増額するのにつきましては国保の8ページをお願いします。歳出の方で調交システム・コクホラインのシステム改修費の委託料としまして計上した金額につきまして同額を一般会計から繰入れるものでございます。このシステム改修につきまして今年度から始まっている未就学児の国保税均等割額の減額の国等へ報告する様式の追加に伴うものの委託料でございます。

ご説明につきましては以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了いたしましたのでこれから質疑に入ります。質疑もしくは意見ございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 （聴取不能）今の最後の調交ってというのはどういう意味ですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 すみません調交システムというのはちょっと略してまして調整交付金の意味でございます。交付金それぞれ項目で違うものがございまして、その一つの種類として調整交付金というものがございまして。その名称でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 そうするとこのシステム・コクホライン（聴取不能）コクホライン法っていうのが改正されたのもともとがどういうことであつたのかなと。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 まずこの調交システム・コクホラインというところで切れます。で、法改正というのは先ほど申し上げました未就学児の国保税の均等割の減額が今年度から始まっておりますのでそのことを指します。それに伴いましてシステム改修費っていうことをお願いします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 そうすると国の方のあれできてるんでこの委託料についてはあとで国の方からお金来るんですかね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 この補正予算を出した時点では国からの通知が来てませんで、補填するということはまだ来てなかったの一般会計からの繰入金として予算を盛りましたが、その後通知がありまして国の方で財政措置が全額16万5,000円まで上限として認められるということで通知来てますので12月の補正でまた対応していきたいと考えております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。よろしいですかね。それでは質疑を終了し討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。これから採決に入ります。議案第10号 令和4年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第11号 令和4年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 では議案第11号 令和4年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは後期の6ページをお願いします。まず5款の繰越金ですが、前年度繰越金が確定したため増額するものでございます。内容としましては4月5月の出納整理期間中に収入となった保険料分となります。その下の後期7ページをお願いします。その同額を歳出の方で負担金として後期高齢者医療広域連合へ納付するために補正をするものでございます。

ご説明につきましては以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑もしくはご意見ございますでしょうか。青木委員

○9番 青木委員 ちょっと教えてもらいたいんですが、後期高齢者の広域連合ということでイメージでいいんですけど、箕輪町、町が担っている役割と広域連合が担っている役割、ざっくりでいいんですけど、例えば認定は広域連合がやってね、介護段階とかあるね、ああいうのは広域連合でやりますよ、っていうようなざっくばらんでちょっと説明をお願いしたいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 町は申請書を主に受け付ける事務となっております。その申請書を広域連合に送りまして向こうで審査をして給付とかそういったものは全部広域連合の方でやるような形になります。保険証の方も向こうの広域連合で一括して作ったりはしております。ざっくりですがそんな形です。

○9番 青木委員 そうすると受付事務は役場でやるけれど詳細な認定だとかそういうものは広域連合で大体やっているというイメージでよろしいですか。

○小林国保医療係長 おっしゃるとおりになります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 申し訳ありません今、後期高齢者医療っていうのは医療保険でございます。多分認定っていうのは介護保険のことをおっしゃっていらっしゃいますかね、介護保険ではなくて後期高齢者医療制度は75歳以上の方が加入している医療保険です。介護保険の方は福祉課の方で申請を受け付けて認定調査をして介護度を出してサービスを提供するっていう事務を福祉課の担当がやっています。うちの国保の係では国保の医療保険とそれから75歳以上の後期高齢者の方の医療保険で、今ご説明したのはこちら医療保険なんですけれども、あの町がやっているのは後期高齢者医療の方々の保険料の徴収と保険料を納める事務で、この納付金って書いてある、支出で出ている納付金っていうのは、集めた保険料を納付金っていう形で後期高齢者医療の広域連合に納めてます。毎月。毎月毎月集めたものを納めています。で、今回4月5月の4年度に入ってきたものを納めるための補正なんです。で、広域連合は各個人個人にかかった医療をこの集めた保険料使って各医療機関に支払いをしたりとかいろいろな高額療養費とかほかの申請を町で受け付けた分をまた高齢者医療の広域に送りますのでまたそういった細かい事務を広域連合の方で県内全部の市町村の事務を請け負っている。県内の市町村全部がこの広域連合に加入してつくっているのどここの市町村も全部が保険料集めて納めて、申請書も受け付けて広域に送ったりして、あと細かい給付の事務とか申請を受け付けた後の事務とかはこの広域連合が行ってくれているっていうものです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第11号 令和4年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。

議案は以上になりますので協議会に切りかえます。

【健康推進課 終了】

⑥福祉課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ではお揃いのようなので会議を再開いたします。ただいま課の方から相談がございまして議案の説明の仕方ですけれども決算についてまず1号と4号を一括して説明をさせていただきたいと。また補正10号と12号を一括して説明をさせていただきたいという申し出がありますのでその旨許可いたしましたのでご承知おきください。当然採決は別々にやりますけれども、説明の仕方という点でちょっと関連性もありますので決算はまとめて、補正もまとめてという形でいきたいと思っておりますのでよろし

くお願いいたします。

それでは議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定についてと議案第4号 令和3年度箕輪町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして一括して説明を求めます。課長

○小沢福祉課長 今委員長からご説明ありましたとおり議案第1号 令和3年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定につきまして福祉課に関わる部分と議案第4号 令和3年度箕輪町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましてそれぞれ担当する係長の方より説明申し上げます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 それではご説明させていただきますので、地方自治法第233条の第5項の規定に基づくという主要な施策の成果の10ページをお開きください。民生費第3款です。311の社会福祉総務費からご説明をさせていただきます。まず0301の社会福祉総務費でございますけれども、こちらの方ですが、要支援者システムの作成、また新型コロナ対策としてみのわ生活応援券、こちらの方は2,855人の方に交付をいたしました。また、福祉サービス事業所の原油高騰応援金といたしまして、福祉事業関係39カ所、1カ所3万円ずつということで交付を行っております。また、4番の福祉・医療機関応援交付金でございますけれども、こちらの方福祉施設15カ所、医療機関25カ所でございます。入院施設のある病院につきましては50万円、そのほかにつきましては20万円の給付をいたしました。6番の福祉基金につきましては後ほど説明をさせていただきます。0302福祉センター管理費でございますけれども、こちらの方、シルバー人材センターの方に指定管理をお願いしているものでございます。利用者数はそこに書いてあるとおりでございますが、令和2年度に比べまして利用人数が減少しているという傾向がございます。0304の町社会福祉協議会の補助金でございます。まず1番の運営費補助金でございますが、こちらの方、総務グループの人件費にあたるものでございます。2番の生活困窮者相談支援事業委託料でございますが、こちらの方は福祉事業所を持たない町村が補助金を受けるものでございまして社協に委託しているものでございます。5番の新型コロナ緊急生活支援ネットワーク委託事業でございますが、こちらの方は新型コロナの影響で孤独・孤立で不安を抱える女性への支援ということで社協に委託をしたものでございます。0305のひとり親世帯の臨時特別給付事務費でございますけれども、こちらは県の事業でございまして県からの事務の委託を受けているものでございます。対象者149人に対しまして、県の事業として一人5万円の給付を行ったものでございます。0306医療費給付事業費でございます。こちらの方、福祉医療と言われるものでございまして1番が乳幼児医療のものでございます。18歳の高校卒業までの対象者が3,593名で支給件数が3万2,427件でございました。2番が障がい者の福祉医療にあたるものでございまして、障がい者の手帳1級から3級、また4級の一部の方達に対して支給するもので給付するものでございます。3番がひとり親世帯の家庭への福祉医療でございます。母子、父子家庭につきましてそこに記入されている人数に対しまして件数は記載

のとおりでございます。福祉医療の事務手数料でございますけれども、こちら国保連の方に支払うものでございます。それから5番の福祉医療貸付金でございますがこちらの方昨年度は対象が9人ということで貸し付けを行っております。0307住民税非課税世帯等の臨時特別給付金でございますけれども、こちらの方は国が事業でございますして10万円の給付を行うものでございます。1,491人の方に令和3年度は給付を行っております。令和4年度に繰り越しを行っておりますしてこの9月30日までの事業でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○宮尾障がい者福祉係長 0312町単独社会福祉事業費です。こちら1番と2番につきましては障がいの外出支援券の関係です。対象者が802人で、通常ですと1,000円ですがコロナの関係により2,000円になっています。3番ですが、身体障がい者住宅家賃補助金です。対象者の方が6人となっています。4番、特別支援学級学級通学福祉金です。こちら伊那養護学校と松本ろう学校の方に通われているお子さんの補助となっています。5番、難病患者福祉金。10月1日現在に箕輪町に在住の方に対しまして2万5,000円の支給となっています。該当者は234人です。6番、重度心身障がい者タクシー利用料金補助金です。こちらは1カ月あたり1,400円で48人の方が申請されました。7番、重度心身障がい者介護手当です。こちら24人の方が対象で5万円支給しております。8番聴覚障がい者等ファックス利用料金助成事業です。こちらは8人の方に補助をいたしました。9番就労支援等通所受益者負担金軽減補助です。こちら10人の方に助成をいたしました。10番障がい者就労支援施設通所補助金です。こちらは41人の方に補助をいたしました。11東京2020パラリンピック聖火フェスティバル採火式の業務委託としまして8月12日に実施したのですが、箕輪手筒会の方に委託をしました。12、国保連合会に給付費審査適正化支援ソフト賃貸料です。こちらはオクトパスの賃貸料です。財源内訳は下記のとおりです。0312心身障がい者児支援事業費です。1番タイムケア利用者が15人です。2番、軽度・中等度難聴児の補聴器購入補助金です。こちらは1名の方が購入をされました。3番障がい者にやさしい住宅改修促進事業です。こちらは1名利用がありまして脱衣所の改修がありました。

○北條社会福祉係長 続きまして、老人福祉費について説明をさせていただきます。まず0320町単独老人福祉事業費でございます。1番の長寿者訪問事業でございますけれども88歳、100歳、101歳以上の方152名につきまして88歳と100歳以上が5,000円、100歳の方が10,000円の給付をしているところでございます。4番の介護福祉券でございますけれども、こちらの方369名の方に交付をいたしまして、使用率の方が92.6%でございました。おめぐりいただきまして0322をお願いいたします。老人クラブの活動助成事業費でございます。こちらの方、単位長寿クラブ、長寿クラブ連合会に補助をしているものでございます。現在の会員でございますけれども、1,316人ということで補助をさせていただきました。

○小笠原高齢者あんしん係長 続いて0323高齢者等生活支援事業になります。主なものになりますけれども、6番、高齢者外出支援券になります。こちらにつきましては、75歳以上の4,130人の方にコロナ対策として4,000円の支援券を交付しております。利用率が86.9%

となっております。

続いて7番、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業になります。こちらは昨年10月から制度新規で導入をいたしまして、昨年度中に新規で3人の方の登録がございました。9番、高齢者タクシー利用料金助成になります。こちらは高齢者のみ世帯で足がない世帯に対しましてタクシー利用料金の助成を行っております、昨年度233人の方が利用されております。

続いて0324介護予防・生きがい活動支援事業費になります。こちらにつきましては、県の介護予防モデル事業を活用いたしまして認知症予防体操、コグニサイズの導入を進めました。昨年度教室の方も計画をしたわけですが新型コロナウイルスの影響で中止ということで主なものにつきましては、チラシ、ポスターの印刷となっております。

○北條社会福祉係長 0325の家族介護等支援事業費でございます。こちらの方の中の重度介護者の高齢者の介護手当でございますけれども、要介護2の方に5万5,000円、3の方に6万円、4の方に7万円、5の方に8万円ということで132人の方に交付をしているものでございます。

○小笠原高齢者あんしん係長 続きまして0329高齢者生活支援ハウス運営費になります。こちらにつきましては、グレイスフル箕輪内に生活支援ハウスの方を設置をいたしまして、昨年度末で8人の方が入所をされております。

○北條社会福祉係長 続きまして0332、老人福祉施設の入所処置の事業費でございます。こちらの方は養護老人ホーム、または特別養護老人ホームの方に措置するという方ございまして、養護の方に5人、特養の方に1名の措置を行っております。

○小松介護保険係長 0333介護保険事業運営費になります。こちらにつきましては介護保険特別会計への操出金になっております。

続きまして0334地域医療介護総合確保基金事業費でございますが、こちらにつきましては既存認知症高齢者グループホームユニット化改修補助金ということでふれあいの里の看取り用の家族待機室設置ということで県からの100%補助になっております。

○宮尾障がい者福祉係長 0351障がい者支援区分認定等事務費です。こちらにつきましては障がい者の認定区分の意見書と広域連合への負担金となっております。0353介護給付費です。こちらは介護給付費としまして280人の方がサービスを利用されました。0355自立支援医療費等事務費です。こちらにつきましては、更生医療、育成医療、療養介護費の医療費となっております。0356補装具交付等事業費です。こちらにつきましては補装具の修理と購入の補助となっております。0357地域生活支援事業です。こちら主なものとしましては上伊那圏域障がい者総合支援事業センターきらりあに対する委託料です。あとは上伊那成年後見センターへの委託料となっております。0359地域生活支援センター事業費です。こちらはみのわ〜れとみのあ〜るの運営の経費となっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 一般会計及び特別会計決算書の91ページをお願いいたします。3番

の基金の中の(3)福祉基金がございます。昨年度は165万5,000円ということで福祉基金の積み上げをさせていただいておりますのでお願いいたします。

○小松介護保険係長 続きまして介護保険特別会計の方の説明をさせていただきます。主要な施策39ページをご覧ください。こちら令和3年度介護保険特別会計歳入歳出内訳となっております。詳細につきましては、次のページ40ページをご覧ください。3100一般管理費になります。こちら上伊那広域連合の負担金となっております。3102賦課徴収費になります。こちらにつきましては通信運搬費となっております。3106認定調査等費ということでこちらにつきましては介護保険の認定調査に係わる費用となっております。3107認定審査会共同設置負担金となっております。こちらにつきましても広域連合への負担金となっております。3109が趣旨普及費となっております。3110包括支援センター運営委員会費となっております。

続きまして2款の保険給付費となります。こちらにつきまして被保険者数ですが、1号被保険者が7,424人、2号被保険者数が8,203人となっております。要介護(要支援)認定者数は要支援1から要介護5までで1,062人となっております。居宅介護(支援)サービス受給者数ですが、こちらにつきましては同じく要支援1から要介護5までで724人となっております。施設介護サービス受給者数は介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院で239人の受給者となっております。地域密着型サービス受給者数ですが、こちらにつきましては178人となっております。3111介護サービス等諸費になります。こちらにつきましては介護給付費となっております。要介護1から5までの方の給付費となっております。3119介護予防サービス等諸費ですが、こちらにつきましては介護予防給付費要支援1、2の方のものとなっております。3125審査支払手数料になります。こちら国保連に支払うものとなっております。3127高額介護サービス等費こちら介護給付費になります。3128高額医療合算介護サービス等費、こちらにつきましても介護給付費となっております。3150特定入所者介護サービス等費、こちらにつきましても介護給付費となっております。

○小笠原高齢者あんしん係長 続いて3151介護予防・生活支援サービス事業費になります。こちらにつきましては、要支援1、2、(聴取不能)利用対象者のヘルパー、デイサービスに係る費用になっています。大きく増減ございましたのが、5番の通所A2サービスになります。いわゆるいきいき塾になりますけれども、新型コロナの影響で休止期間長期あったものでありますから昨年比で515人の減、参加人数の減となっております。

続いて3152、介護予防ケアマネジメント事業費になります。こちらにつきましては要支援1、2、(聴取不能)利用対象者のケアマネジメントに係る費用となっております。

続いて3153一般介護予防事業費になります。こちらにつきましては65歳以上の高齢者の介護予防に係わる費用といたしまして2番のいきいき百歳体操につきましては昨年度新たに(聴取不能)団体が増えまして、計22団体が活動しております。3番民間職員受入負担金につきましては上伊那医療生活協同組合から派遣いただいております作業療法士の負担金として3154にも計上してございますけれども事業実施に応じて負担金の方を払っ

ております。3154 包括的適事業費になります。こちら主なものといたしましては1番の地域包括支援センター事業としまして、相談支援に係わる人件費が主なものとなっております。また5番ですけれども、権利擁護ネットワークにつきましては令和3年度新たに協議会の方を立ち上げまして、虐待また成年後見制度等の検討の方を進めております。3155 任意事業費です。1番認知症見守り支援事業委託料になりますけれども、こちらにつきましては社協の方に見守り登録団体すまいるの委託をしております、昨年度協力団体が110団体まで伸びております。3番成年後見制度利用支援事業になります。こちらにつきましては、成年後見利用をしやすいような環境づくりということで申し立ての支援、町長申し立ての支援を2件行っているのと、あと昨年度初めてになりますけれども、低所得者に対する報酬助成ということで1件行っております。4番の認知症見守りQRコードシールになりますけれども、こちらについても昨年10月改修をいたしまして昨年度中に5人の登録がございました。3156 在宅医療・介護連携推進事業費です。こちらについては要介護連携に係わる主に人件費が主になりますけれども救急医療情報のキットのチラシ、また救急医療情報キットの普及啓発を図ってまいりました。3157 生活支援体制整備事業になります。こちらにつきましては社協の方に生活支援コーディネーターを7人配置をいたしまして、生活支援、また地域の支え合いの取り組みについて会議また取組の方進めております。3158 認知症総合支援事業費です。まず1番の認知症初期集中支援チーム相談支援業務委託料になりますけれども、こちらは伊那神経科病院の方に初期集中支援チームのチーム員として委託をしております、町、包括と連携をしながら必要な方について支援の方を行っております。2番の認知症カフェ委託料ですけれども、こちら町内に5団体活動しておりますが、実際コロナの関係で活動できたのは3団体になりますけれども、延べ134人の方の参加をいただきました。3159 審査支払手数料です。こちらにつきましては総合事業の国保連に対する審査支払の手数料になっております。

○小松介護保険係長 続きまして6款 基金積立金になります。こちらにつきましては令和3年度一般会計及び特別会計決算書の介護23ページも併せてご覧ください。3133 介護保険給付準備基金積立金になります。こちらにつきましては令和3年度は3,134万2,000円積み立てまして年度末の基金残高が2億8,585万6,012円となっております。

続きまして9款 諸支出金になります。3133 第1号被保険者保険料還付金、3139 過年度国庫支出金等返還金となっております。

続きまして収入内訳ということでこちらの方記載をしております。収入合計が一番下段に書いてあります。差し引きが決算書介護4ページにありますとおり歳入歳出差し引き差し引残高が2,442万8,202円となっております。介護保険料の不納欠損としまして転出が11件、二人の方、死亡が4件、一人の方ということで実施しております。

以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小沢福祉課長 議案第1号、第4号につきましてはの説明は以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑に入ります。まず議案第1号について質疑もしくはご意見ございますか。入杉委員

○13番 入杉委員 用語の説明をお願いしたいんですけどもこの主要な施策の12ページの0332 老人福祉施設入所措置費とありますけど措置というのはどういうことを指しているのかをご説明いただきたいのと、それからその下に0355 更生医療費と育成医療費、これのご説明をお願いします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 老人福祉入所の措置費でございますけれども、まず養護の方ですが南箕輪老人ホームとみすず夢ゆりの里の老人ホームがございまして、そちらの方は町が措置をするというふうになっております。それから特養の1名というのはやむを得ない措置というものがございまして、その措置を1名の方にしたものでございます。

○宮尾障がい者福祉係長 更生医療につきましては身体障がい者の方でその障がいを取り除くためや軽減するために手術等をして確実に効果が期待できるものに対する医療費となっております。その下の育成医療につきましては、こちらはお子さんに対する更生医療と同じものについての医療費となっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございせんか。よろしそうですかね。いいですか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 長寿クラブの件ですけど、この5団体っていうのは、いわゆる（聴取不能）の連合会に加入してない（聴取不能）今どのくらいの（聴取不能）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 区というか連合会で、例えば三日町でも幾つかもあると思うんですけども、そういうところが単独で入っていなかったりするものですから区でっていうものが申し訳ありません、すぐお答えできなくて。

○3番 釜屋委員 5団体の内容を教えていただければ。

○北條社会福祉係長 では調べて後ほどご連絡させていただきます。

○3番 釜屋委員 長寿クラブ（聴取不能）の動向ですか、今までの（聴取不能）

○北條社会福祉係長 昨年度の会員が1,316人ですけども、その前の令和2年度が1,383人でございましたので減少傾向にございます。

○3番 釜屋委員 ありがとうございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。副委員長

○6番 松本委員 41ページの認知症カフェ、オレンジカフェのことだと思うんですが、これ開催したり中止にしたり。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 今（聴取不能）一般会計の方。分けちゃってすみません。

○6番 松本委員 一緒やってるか（聴取不能）すみません。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 （聴取不能）一般会計の方12ページの左ですね、高齢者促進事業だか

の訪問理美容（聴取不能）っていうのは何人の人が対象になって（聴取不能）使われているのか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者あんしん係長 こちらにつきましては、要介護3以上の方と重度身体障がいの方が対象になってますので、一応それで実際に外出できなくて、訪問できない方、ちょっと具体的な人数はわかりませんが、そういうことが証明されれば対象とさせていただきます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 たとえば（聴取不能）施設に入っていて例えばわかなだつたら（聴取不能）カットしたり、そういうところへ（聴取不能）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者あんしん係長 施設に関しては施設にもそういった業者さん行かれるので対象外、あくまでも自宅に行つて行うカット等に対しての費用となっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですかね。そうしましたら第1号についての質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。議案1号 令和4年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。福祉課に関わる部分を認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、認定することに決しました。その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第4号 令和3年度箕輪町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑またはご意見ございますか。副委員長

○6番 松本委員 41ページの認知症カフェ、オレンジカフェのことだと思うんですが、これはコロナの関係で中止になったり色々するわけですけど基準というのは何か設けていて中止にしたり開催したりということなのか、わかたらわかる範囲でお願いしたいんですけど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者あんしん係長 こちらにつきましても委託事業ということで町の方から指針の方を各団体に出ささせていただきまして昨年度の場合についてはレベル5以上になった場合については中止ということで（聴取不能）させていただきました。ただやはり県の基準と国の基準も変わっておりますのでその後レベル6でも行えるような形っていうのを改定をして示させていただいておりますし、その時に応じて各団体ともご相談させていただきます

ながら開催の方進めております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 いきいき百歳体操のことですけれどもこれはその開催している会場でなければできないということでしょうか。DVDとかCDとかそういうものが出ているわけではない、各家庭でできるってということはないですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者あんしん係長 こちら百歳体操につきましては一応高知市の方からDVDをお借りをしまして複製して各団体の方にお渡しをしております。基本的には個人にはお渡ししないという約束になっておりますので、ただ個人の方につきましてはリーフレットですとかほかの体操のDVDをお配りしたりということで休止中の対応の方をさせていただいているところがございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。よろしいですかね。それでは質疑を終了し討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第4号 令和3年度箕輪町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について認定すべきものとするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め認定すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。それでは昼食のため暫時休憩いたします。

それでは全員お揃いのようなので会議を再開いたしたいと思っております。課長

○小沢福祉課長 先ほど長寿クラブの件でご質問いただいた関係につきまして、ここで答えさせていただきたいと思っておりますのでお願いします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 長寿クラブ連合会に非加盟の団体ですけれども三日町、上町と下町のそれぞれの長寿クラブ、中曽根の長寿クラブ、長岡の長寿クラブ、中原の長寿クラブの5つの長寿クラブとなっておりますのでお願いします。

以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 引き続き先ほど健康推進課に係わる審査の中で答弁が後回しになっていた後期高齢者医療の一人あたり金額というのが課の方から回答がありますので私の方で読み上げさせていただきます。5年分来ております。5年分。平成29年度が3,555人で85万3,477円、平成30年度が3,635人で87万6,851円、令和元年度が3,758人で86万3,204円、令和2年度が3,847人で83万2,032円、令和3年度が3,917人で81万8,320円です。また詳細はメモで来てますのでもし必要であれば言ってください。よろしいですかね。それでは審査に入ります。議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算（第5号）福祉課に関わる部分と、議案第12号 令和4年度箕輪町介護保険特別会計補正

予算（第2号）についてあわせて詳細説明を求めます。課長

○小沢福祉課長 今委員長よりありましたとおり議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算（第5号）の福祉課に関わる部分と、続きまして議案第12号 令和4年度箕輪町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、それぞれ担当する係長よりご説明申し上げます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 それでは一般の22ページをお開きください。では3款 民生費の0301からご説明させていただきます。まず需用費でございますが、修繕料としまして支援物資保管庫の電源改修の方を載せさせていただいております。こちらの方ですけれども、中間教室の奥に物資保管庫がございまして、そちらの電源の方の改修工事分でございます。24の積立金の01積立金ですけれども、福祉基金の積立金の増ということでお願いするものでございます。0320町単独老人保健事業費でございますけれども、こちらの方、18の01負担金です。上伊那福祉協会への負担金ということで、南箕輪の老人ホーム分でございますが、こちらの方、定員に満たないということがございまして、その赤字の部分を市町村で負担するものでございます。

○小松介護保険係長 0333介護保険事業費運営費、27の01繰出金になります。こちら71万6,000円の減額となっております。こちらは令和3年度で介護保険特別会計が繰入過ぎたことによりその分を令和4年の繰越金に充当したため令和4年の繰出金を減額するものになります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○宮尾障がい者福祉係長 0357地域生活支援事業、18の01負担金です。こちら自立支援給付審査支払等システム事業の負担金となっております。障がいの福祉関係のシステムの稼働に向けてシステム改修が行われます。上伊那広域連合の方へ支払う負担金としまして49万8,000円を計上してあります。引き続き歳入でよろしいでしょうか。13ページをご覧ください。16款の国庫支出金、03民生費国庫補助金の03自立支援事業補助金です。こちら自立支援事業補助金としまして先ほどご説明しました自立支援の給付の関係ですが、システム改修分としまして国庫補助として事業費の2分の1ということで24万6,000円を計上してあります。同じページの一番下です。03の民生費委託金01社会福祉費の委託金ですが、こちらは特別児童扶養手当の事務取り扱い交付金としまして22万円を計上してあります。

○北條社会福祉係長 15ページをお願いいたします。寄附金でございます。民生費の寄附金ですが、こちらの方、先ほどの歳出と同じ金額の方を歳入で盛らせていただいております。遺志金等をいただいておりますのでこの金額を計上させていただきました。

説明は以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松介護保険係長 それでは令和4年度箕輪町介護保険特別会計補正予算第2号のご説

明をいたします。まず介護10ページをご覧ください。3100一般管理費10の04印刷製本費になります。こちら原材料費高騰による窓あき封筒の金額が大幅に増えているため5万円の増額を計上してあります。

続きまして13の01使用料及び賃借料になります。こちらにつきましては介護保険台帳の管理システムのバージョンアップによる使用料の増額となっております。

続きまして11ページの3139償還金になります。22の01償還金利子割引料になります。こちらにつきましては令和3年度の精算ということで返還金が合計で626万9,000円計上してございます。

続きまして12ページご覧ください。3147予備費になります。こちらにつきましては、令和3年度の繰越金が確定しましたので、そちらを予備費に計上するものでございます。戻りまして歳入になります。介護6ページをご覧ください。06県支出金になります。介護給付費負担金ということで前年度の介護給付費負担金の収入がございまして、こちらにつきましては、令和3年度中に県の予算の都合上満額の交付を受けられなかったことによりまして精算をした後でも不足額が発生したということでこちら704万3,000円を計上してあります。

続きまして7ページ、繰入金になります。こちら先ほど一般会計0333でご説明したものの介護特別会計側の歳入の処理になります。

続きまして8ページ繰越金になります。こちら3年度の繰越金が確定しましたので繰越金に計上したものでございます。9ページ13款 諸収入でございまして、こちらの雑入1万円ですが他市区町村の介護予防サービス計画費の収入になっております。

説明は以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 質疑に入ります。まず議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)福祉課に関わる部分の質疑を行います。質疑またはご意見ございますか。いかがでしょうかね。いいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは無さそうですので質疑を終了し討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第9号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)福祉課に関わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。

次に議案第12号 令和4年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。質疑またはご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですかね。それでは質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決いたします。議案第12号 令和4年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第2号)を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。

福祉課、議案は以上になります。それでは協議会に切りかえます。

【福祉課 終了】

3日目

午前9時00分 開会

⑦請願・陳情

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは本日の委員会審査を始めたいと思います。まず請願ですけれども、まず傍聴の依頼が1名ありますので許可いたしました。また請願2号につきましては、請願者より説明したい旨の申し出がありますので許可いたしました。請願第2号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の採択を求める請願書を議題といたします。事務局から細部説明をお願いします。議案書朗読をお願いします。次長

○井上議会事務局次長 請願第2号 朗読

○5番 寺平福祉文教常任委員長 今日の流れになりますけれども、請願者が直接来ているということで、この後請願者から説明を受けます。その後請願者に対して質疑を行います。それで質疑が終了しましたら請願者は退出願います。で、ただ傍聴したいという場合はその旨申し入れていただければ傍聴を許可しますので。そのあと議員の中で審査をします。で、採決という形になります。そんな流れになりますけどよろしくをお願いします。入杉委員

○13番 入杉委員 請願者の宮下愛さんにつきましてのご紹介を少しさせていただきます。私の方に宮下愛さんがお見えになってこの請願に対しての要望を紹介議員としての依頼を受けました経緯についてご説明申し上げます。宮下愛さんは箕輪町の木下にご実家がありまして、今は飯島町に嫁いで住んでおられます。宮下愛さんのお母様は、たまたまみのわ〜れでしばらく子育ての方のお仕事をされた経緯がございまして、宮下愛さんは私のことを存じておりました。私の方は30年来塾をしてまいりました中で不登校の生徒を何人か受け持ってまいりましたので、この請願に対しまして賛同いたしましたので紹介議員としてお引き受けをすることになりました。どうぞよろしく願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 では、請願者の方に説明を求めます。よろしくお願ひします。

○請願者 改めましておはようございます。本日は私の希望でこのような時間を取っていただき誠に感謝しております。ありがとうございます。請願に関してご説明をさせていただきます。趣旨に関しては今、朗読していただいたとおりなので、この請願書に書かれていない部分を少し補足説明としてご説明申し上げます。まずこの請願の補助金、支援制度の確立を求める意見書を国に提出してくださいという概ねの趣旨なんですけど、これはあくまでも義務教育段階、小中学生を対象にしたものとして今回は請願として盛り込んでおります。不登校定義となっている年間30日以上条件に当てはまらないかという部分なんですけど、今の全国で19万6,000人だとか、長野県の約3,800人という数字は不登校と定義されているものが年間欠席が30日以上病欠を除く児童生徒ということになっております。で、何が問題かと申しますと、今すごく不登校の原因になっているとされている、朝起きられない、いわゆる自律性機能障害でしたっけ、っていうような、なんか分からないけど朝起きられず、それがきっかけとなって学校に行けなくなっているものは病欠扱いになっていると。です。で、文部科学省調べのこの数字っていうものは、そういった事実上の不登校になっているけれどもきっかけが病気であるという児童生徒は含まれてないというところにあります。で、さらにこの保護者や学校の配慮により出席扱いになっているという事実に関しては、ご家庭だとか、あと学校側が不登校というものをやはりなるべく出したいくないという心理的な作用がありまして、いわゆるプリントだけ取りに行けば出席扱いにしてくださいという家庭の申し入れだとか、そういった学校側との相談により事実上不登校であるにもかかわらずプリントだけ取りにしているから出席扱いになっているという児童生徒はこの不登校の数字に入っていないというところなんです。です。で、文科省調べ以外の日本財団調べの調査があるんですけど、そちらの方ではもう7~8人に一人は事実上不登校であるという調査結果もあるように、文部科学省が出しているこの数字以外にも潜在的な不登校児童生徒がたくさんいるというところ。で、それに伴い国の方は教育機会確保法として不登校である、学校に行かないという選択を法律で保障はし始めたものの民間施設も利用しながら多様な学習機会を確保しなさいという法律が制定されたのにもかかわらず、国からの直接的な支援金というものはないというのが現状です。実際この利用月額、月に約3万3,000円というものは全国平均ですので、この地域のフリースクールの実情を見ると、実際は平均しても3万3,000円には満たないです。しかし給与水準ももちろん都会と田舎では違うのでその中で、やはり月額利用、何万円、1万円だろうがやはり厳しいところは厳しい。で、そのお金のこのところ、金銭的な理由がネックで自分の子供をフリースクールに通わせることができない、そういう選択を断念してしまうというご家庭も私の周りにたくさんいらっしゃいます。同様にフリースクール、不登校児童生徒に対して何とか学びの場を提供したいという方達もやはりその資金的な財源のところネックになって設立がなかなか困難であるとか、設立してはみたものの運営が非常に困難である、継続運営ができないといったよ

うな施設も聞かれます。ですので現状ではその、教育機会確保法の理念に関している多様な学習児童の実情を踏まえて個々の状況に応じた必要な支援というものが十分に果たされていないと感じましたので、そこをぜひ国から具体的な支援政策として各種補助金の制定を願うといったものがこの請願の趣旨です。で、私自身は先ほど紹介していただいたように、箕輪町出身でして箕輪町で生まれ育っております。やはりその知り合いの中にもその不登校児童生徒を抱える親御さんの知り合いも箕輪町の方いらっしゃるんですね。ですので（聴取不能）自治法第99条に則り箕輪町にも十分関わりがあるものとして請願を出させていただいた次第です。

以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質疑ございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 今ですね、フリースクールの状況についてお話ししていただきましたけれども、上伊那に大体フリースクールどのくらいあるんでしょうか。特に箕輪町にどんな状況かおわかりでしたらわかる範囲でお願いしたいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 上伊那で言いますと、一番でもないんですけど大きくて有名なところが伊那市の旧消防跡、あそこの跡にある、「アルラ」という建物の名前の中に「オルタ」という名前のフリースクール。「アルラ」という建物の名前の中でその中に「オルタ」という、そうなんです。「オルタ」とすごいややこしいんですけど、「オルタ」と最近「オルラ」というものも出来上がったようなんですね。ちょっと目的が違う、学習を目的に学習サポートというところを主にするのか、純粋に学習以外の居場所というもので提供しているのか、目的が違って名前が変わる。またフリースクールというものの定義が今現状はない状態ですので、両方ともフリースクールですね。で、それから同じ伊那市でいうと高遠地区の方にフリーキッズビレッジという山村留学の形を担ったところがあったりですとか、あとこれは民間施設ではないんですけども辰野町の川島小、今廃校問題で揺れているんですが、事実上あそこがフリースクールの役割を担っているようでして地元の川島地区に住む子どもたちは違う小学校に通っているようなんですね。ただ川島小自体に通っているのが、大人数がちょっと苦手だとか自分の在籍している学校に行きにくくなってしまった近隣、だから箕輪町の子どもも行っているって言うてましたが、そういった公立学校だけでも、ちょっとフリースクールの要素を担っているって言う学校もあります。で、それから運営の事実はまだこれからというところで私の地元の飯島町でも不登校を抱えるママさんを主体に、今フリースクールを立ち上げようとしていたり、駒ヶ根もそういう助成金が少しできましたので駒ヶ根でも宮田でも動き出そうという声が聞かれているところです。

以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 今フリースクールのなんていうんですかね、どんなところがあるかっ

ていうお話し伺いましたけれども、大体人数の、そこに通っているね、お子さんの数やなんかはどんなふうに見ておられます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 ちょっと個人情報に関わるところだったりするのでなかなかすべてを把握し切れないんですが、オルタでいうと50名以上が通っているとのことですね。で、川島小の方も箕輪町から何人行っているかは分からないんですが、いわゆるちょっと少人数でごめんなさい、人数は把握できないですね。大きいところで50名以上、少ないところで1~2名というところもありますし、オンラインで提供しているところもあつたりしますので、そういったところを見ると少なくはないかなという印象です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。ちょっと私の方から1点。ほかの委員さんが考えてる間に。今回の請願の趣旨なんですけれども、不登校児童生徒に対する支援を求めるのか、それとも民間施設の設定及び運営の補助金の、要はフリースクール側の財政支援制度確立を求めるのかと。どちらの、この表題と請願の項目がちょっと内容が違うものですから、どちらの支援を求める内容になります。この請願は。

○請願者 記書きにも書いてあるんですがご家庭に対しての支援と、あと施設側の両方に助成金を求めるというのが趣旨になります。あと学習機会の確保っていうところっていうとやっぱり施設側のほうもやはり経済的支援が必要になりますし、不登校児童生徒に対してもお金を払うという方ですね、に対しても両方側からの支援が成り立たないと厳しいという、現状運営している方たちの意見を聞いた上でこういった両方、両方に対して。はい。そうですね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 その民間施設に対する補助制度の導入となりますと多分お調べになられたと思うんですけど、そもそも憲法上認められていないということで、この請願の趣旨は憲法を改正してフリースクールへの補助もできるようにしてくれっていう意味になりますかね、これどういう感じの。

○請願者 憲法はたぶん87条でしたっけ、公的なものは教育の方にはというところなんですけど、私立学校、私立の学校には補助金が出ていたりだとかするんですね。でもあれはお金は国が出すので、ただしお金は国から出すけれども、国が口出ししないよという意味で憲法に抵触していないという見解がありまして、それによって私立の学校も運営出来ていると。フリースクールもあくまでそういう概念、私立の学校と学校法人格がないだけで同じような機能を担うものなので、憲法改正をしてまで憲法改正をしてしないとできないという認識のもとではなく、今現状、既に国が運営している概念の中で十分設置できるという意味で請願を出しました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ちなみにその私立、私立に公金が入ってるのはあれなんですよね、学校法人の許認可権が文部科学省にあるということであつてその憲法は公金が入らないのは公の支配ですよね。要は。公の支配の及ばない教育団体への支出は禁止ということで、私立については許認可を出してるので公の支配、要は国側が支配権を持ってい

るという前提で一応補助を出しているということで、その部分がちょっとフリースクールになってくると許認可は実際必要ないのでというところが今憲法上の壁なんですよ。その辺は何か議論しているのはありますか。

○請願者 あくまでもこれは文部科学省だとかがここにも記書きにも書いてありますが、教育機会確保法という法律がありまして、それを制定する際に必要な経済負担軽減のための経済的支援のあり方については都度検討し、その結果に基づいて必要な財政上の措置を講ずることと、もう附帯決議でありますのでそれは国が決めたこと、だからそれを具体的にただ進めてくださいと言うのが請願の内容なんですよ。ないものを設置しろと言っているのではなく設置したものを具体的に進めてくださいというのがあくまでも概ねのこの趣旨です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 わかりました。青木委員

○9番 青木委員 大分あの質問、寺平委員の言ったようなことを私も聞いたかったんだけど、大分ちょっともう一つ整理したいんだけど最初のこれ読むと、私のイメージはフリースクールに設立したが継続が困難だとかいうことの趣旨があって、フリースクールのそこへ補助をお願いというような受けとめ方が主かなとも思って聞いてました。で、一ついろいろ聞くと、不登校になってそこへ行く、フリースクール通うことによってどんな効果があるのか。多分教育委員会でもいろいろ学校でやっと思っただけだけど、それ以外の効果を求めるということであれば財政的なね、そういうことを考えられますが、私はフリースクールって一種の塾みたいなものかなと。考え方としてはね。で補助金を受ける。そこへ通う（聴取不能）家庭の支援も今必要だということですが、その辺のちょっと整理が、ちょっと私聞いていてできないんですよ。だからもっと端的に言えばフリースクールに援助をしてほしいと。継続するために設立したけれど断念しちゃフリースクールもあるもので、その経済的援助がほしいとかね、そういうふうに端的に考えてはどうなんですかね。それとは違う。一つ難しいのは教育的効果が、そこへ行けば本当に教育委員会でやってる以外の効果がどんなところにあるのかなっていう、そういう説明が次にあればちょっと聞かせてもらえれば。

○請願者 それに関しましては今文部科学省もアクティブラーニングを推奨していて、探求の時間っていうものを新たに作られ始めていて、多様な学習の場というものをどんどん国も提供していくし、民間施設とも連携して今の不登校支援に対してやっていきなさいという通達が令和4年年6月10日に通知されているところなんですよ。ですのでもう既にその6月10日の交付文で言いますと、現状の教育委員会と学校だけでは不登校支援に対しては限度があると明記されておりまして、なので民間施設も使って多様な学習の場というものを確保して、さらに提供していきましょうという、それが今の国の基本方針でして塾はあくまでも学習サポート、もちろんフリースクールの中にも、この塾のような学習サポートのところを担うというようなところもあるんですが、多様な学習のその学びの場といいますと、教科書だけがすべてではない、テキストだけがすべてではないのでフィールドワー

クを通じて学習をしたりだとか、そういうところを国、文部科学省も推しているところでもあるので、そこもフリースクールは民間施設っていうところが担っていける部分であるなというふうに思っております。なので端的にお金くださいにはなるんですけども進めてくださいって、制定したものを具体的に進めてくださいというものにはなるんですが、フリースクールの担うものというのが現状の公教育だけでは補いきれない、賄い切れないという、手が差し伸べ切れないところに対して民間も利用していきましようという、それが概ねの国の方針だと捉えておりますので。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 今の意見の中でね、学校で学習がついてけないっていうこと、例えばですよ、ついていけないために不登校になったとか、あるいは説明の中で自律性による何となく学校いきたくないっていう子ども、精神的なもの、(聴取不能)、あるいは家庭の事情だとか、あるいは人間関係、友達関係、いろいろ様々だと思うんだよね。そうしたときに学校では対応できない、そのかわりフリースクールに行けば手を差し伸べて救われる生徒もいるという話だと思うんだよね。そうしたときにフリースクールって精神的なものをカウンセリングするにはそれ専門の先生だとか、もっといえば精神科医だとか、そういう指導者がいて私は教育委員会でもできなかったことをサポートできるのかなと思うんだけど、それには相当な金がかかる。確かにね。そういう意味で援助がほしいと(聴取不能)。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○9番 青木委員 どうぞ

○請願者 その文部科学省が推している連携というところが、民間施設で児童生徒を受入れたときに、もし例えば病院が必要、治療が必要だったといったケースだとか、それこそ生活困窮の面が見えてきただとかそういうふうになったら必要な機関と連携しておつなぎしてくださいというのも国が推している連携の一個なんです。ですのでフリースクールに精神的なそのソーシャルワーカーだとか児童心理士だとか、そういったところを設置しなさいというようではなくて、ただ必要になったときに必要なおつなぎするっていう、そういうことをしてくださいというものなので、この請願のお金をくださいという、運営資金を想定している中にはそういった資格を持つ方の人材費っていうのは入ってないんですね。ただ、一つの事業を運営するには人件費なり場所の運営費なりいろいろ資金はかかってくるので、それでさえやはり補いきれないところが殆どなんですね。今伊那市にあるオルタというところも50名程いますがちょっと来年以降財源が打ち切りになってしまっていて、どう運営しようかと頭を悩ましています。このままだとできない。運営継続困難にするのか今有償でお支払いしているいろんなスタッフさんに無償でやってもらうしかないっていうのが現状でして、これが地域なんですよ、現場なんですよ。なので国はもともと民間施設を利用しなさいっていうふうに通達しているんですが、現場はじゃあどうしたらいいのっていう状態で、で、さらに県教育委員会の方も現在クラウドファンディングしている状態なんです。財源がなくて。そういった必要な専門的な人材を民間施設のフリースクール

等運営しているところになんていう、援助しますっていう、その人材確保の名目で県の教育委員会でさクラウドファンディングしているのが状況なので、その国の政策と現場のそのいろいろやってくさっているところ、強いてはこれ自治体レベルもそうなんです、自治体も限られた財源の中で精いっぱい教育委員会の方たちも不登校児童生徒に対して手を差し伸べてくださってはいらっしゃると思うんですがやはり限度がある。だったら、国がちゃんと設定しているものを押し進める形で国全体として教育というところバックアップしてくださいというのが大もとの趣旨なのでフリースクール運営しているところ大体 NPO 法人格を取って補助金受けられやすいようにしている、そうまでしないと運営っていうところがやはり継続設立ちょっと困難であるという、それが現状としてあるなと思ったのでこの請願の中に入れたっていう（聴取不能）。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 よく話は（聴取不能）ですけども、課題を整理すると教育委員会も本来できることを手に負えないっていう表現したけれど財源的なね、あれもないし、教育委員会も手に負えないという表現だったけれども、それじゃあそれがフリースクールで、今言うように、人材、人件費もかかる、そうするとやってけないっていう。そうすると児童に対する支援というよりもフリースクールの運営上の問題だね。主、主眼は。お金が足りないから困難いろいろ、あるいはスタッフも用意できないと。いう意見に聞こえるんですけども、そういう判断でいい。

○請願者 運営上もちろん必要なんです、通わせたいという親御さんの現状としても月1万円を捻出するのがどれほど大変かっていう。その月1万円かかるというのに対して自分のすごい矛盾が生じるんですよ。子どもが不登校になってしまいました。当然家にいるわけですよ。今現状で言うと。通わせる場所がないので。ほかに行く場所もないので家に居させると。これが中学生のね、3年生だとかそういったところだとまだいいんですけどもう大体小学校1年生2年生のうちから不登校になる子って不登校になってしまうのでそういった子供をじゃあ家に一人で置かせるのか。じゃあ置いておくとしたら本来働きに行っていたお母さんが働けないと。で、ますます1万円を捻出するのが厳しい。で、大体ご兄弟いる所は、一人不登校になってしまうと俺も俺もとか、大体ご兄弟でちょっと不登校の傾向が出てくるようでして、それこそホームスクーリングっていう言葉もね、メジャーになってきてしまっているんですけど、じゃあ家でやるのかだとか、でも家でやるにしても限度がある。やはり成長過程における社会との接点というところが国が推している自立、自分で立って生きるというその力をつけることにもなるので、やはり家庭以外のところに通わせたいという、でもそもそも教育はすべての人が平等に受ける権利があるので、その漏れてしまっている人達ですよ。生活困窮者のところは社協さんとかいろいろ補助金あるので逆に支援を受けられてる人も多いみたいなんですけど生活には困窮していない。ただ、プラスアルファの1万円が捻出できないっていうご家庭もたくさんあるので、これ両方の側面があります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木議員

○9番 青木委員 最後に1点だけお聞きします。うちも内孫が小学校6年生、4年生、2年生いる。で、真ん中の小僧が4年生で月曜病って言って俺もいつも言うけど月曜不登校なんだよ。で、途中から学校へ行く。ほいで野球があれだもんで野球潰けなんだよね。少年野球で。だけど不登校っぽいんだよ。見てるとね。月曜病ってしょっちゅう言うんだけど。必ず月曜日になると昼頃、かみさんが送ってくんだけど。一つはね、見てると、要は何を言いたいかっていうと、フリースクールの効果を知りたいんだよ。そこへ行けば不登校が解消される。あるいは元気になる。そういう実態ってどうなんですかってことね。だから不登校はいろいろ原因があって、様々な原因があって人それぞれ違うってことはよくわかるし教育委員会でもそういう手を差し伸べてやってるんだけど、それじゃあフリースクールへ行ってそこで救われた。それでまたもとのみんなと一緒に学校へ通う、そういう実態、実績、それを聞きたいんです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 最初の一つ、もう国は教育機会確保法というものは従来の公立学校に戻さなくていいというのが大前提でありまして、今教育委員会へもその学校へ戻すという支援は、支援ではないところもしてくださいっていう、それを周知徹底を基本方針であるところですね。そこを周知徹底しましょうっていうのがまず大前提としてお話をしますが、フリースクールに通う効果としてそもそもやはり子ども自身にも自分が家にいるという事態にすごく罪悪感を抱くようなんですね。ですので大体の不登校のお子さんが学校に行けなくてごめんなさいと言うみたいなんです。そういった子がフリースクールなり自分がここへだったら行けるっていう、その、安心と社会との接点が自分で持てて見いだせることで、フリースクールに行って何が良かったって聞いたら、自分で死にたいって言ってたような子が、学校に行けなくて申し訳なさ過ぎて死にたいって言ってたような子がフリースクールに行くことで、そのフリースクールはたまたま学校の方が出席扱いをしてれたと。なので出席扱いするかどうかの学校判断になってしまうので全部が全部共通した事例はないんですが、その一人の事例としては出席扱いにしてくれたし、まずそこで自信がついたと。学校という場所ではないけれども自分が通うことができたっていうので自信がついたっていうのと、あと自分で自分を好きになることができたっていう、本当にそれが自立だと思っているんですね。で自分で全て考えて自分の人生だから自分で歩くっていう決断ができたってことがフリースクールに行って一番良かったっていう話も聞きます。で、私の主人が実は40になる年なんです、中学校に行っていない不登校だったんですね。ほとんど中学行ってないんです。やはりそのときも引きこもっていたときは申し訳なかったと。ただ主人の場合はフリースクールじゃなくてたまたま地域の大人とずっと接する環境にいたことで自分の人生を中学校の2年生14歳とかで自分で将来これで生きると決めて本当に20代で一級建築士取って今親の跡継ぎとしてしているっていう、その自立の面ですね、が非常にやはりフリースクールなり現在の公教育以外のところにも自分が所属していいというサードプレイスという

言い方もしますが、そういったものを設けてそこに居てもらうことで自分自身の価値観だとか、そこがきっかけで高校から復帰するという私の主人のような例ももちろんありますし、その子が必要に思った段階で現状の教育に戻るケースもありますが、ただちょっと国は現状の教育に戻さなくてもいいというのが今大前提で進んできていますので、効果としては本当にそういうところかなというふうに思いますね。

以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。ほかに。副委員長

○6番 松本委員 ちょっとフリースクールと個人負担のとちょっと（聴取不能）あの最初に聞きたいのがこの7行目のところにフリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の事情を見ると利用料は3万（聴取不能）と書いてあるんですが、これは利用料というのは個人負担がそのフリースクールに払う金額という解釈でよろしいですか。ちょっとまだあります。それとこっちの記の方の下2番ですか。フリースクール等民間施設の設定及び運営補助金等の経済的支援制度の確立を講じることということになるとフリースクールの施設への援助も求めていたり、それで、さっきのあれに戻るんですが、個人負担これは平均です。さっき1万円とかなんとか大体この辺ではそのくらい関係ですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 この月額利用3万3,000円というのは個人が負担している金額です。でこれも平均です。で高遠のフリーキッズビレッジっていうところはこれよりも高い金額を設定されていますし、逆にその未来基金だとか、伊那市のオルタっていうところは、日本財団の未来基金っていうのもちょっと使っているみたいなんです。それがあうちは利用料ほとんどゼロでいける。ただ無くなると人件費が出てこないのやはり利用料をもらわないと継続できないというところですね。このへんの平均は先ほど申し上げましたがほんとにばらばら過ぎて規模にもよりますし、南箕輪でも一つオンラインも含めてやっているところなんかは、オンラインで月何回くらい使うんだったらいくらとか、そもそも入会費で何万円だとか、ちょっと施設によってばらばらなのが現状でして、ただ入会費で3~4万とかになるとどうしようっていう。です。で結構無料でいけるオルタだとかそういったところに人が集中するのかなというところではありますね。すごいいろんな市町村から通われているようなので。それでよかったです。あと、

○5番 寺平福祉文教常任委員長 副委員長

○6番 松本委員 それともう一つはフリースクールをやってる方です。経営してるというかやってる方は結局その個人でそういう思いがあってやってる。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 そうですね、思いがないとできないというか、（聴取不能）たぶんそうだと思います。私自身も子供がまだ小学校通ってないので不登校という当事者じゃないんです。ただ当事者の方たちって目の前の子どもを何とかしなきゃとかそれでいっぱいいっばいで動けないんですよ。なのでもう自分の子どもは大きくなったけれども、そういう経験

をしたからという思いでやってくださってる方達もいらっしゃいますし、飯島の方で今立ち上げようとしているのはたまたま当時者のママさんたち。もう週に1回でも自分の子供が笑顔で通える場所が欲しいという思いをきっかけにちょっといろんな使えるものないかなってすごく勉強して探していて。で、使えるものがあったらやったっていう、年間10万円の補助でもありがたいので。そういった方達でやってますね。当事者だろうが当事者じゃなかろうが、どこまで当事者意識を持ってできるかっていうところだと思っんですけど。そうですね、思いはあってやられています。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 副委員長

○6番 松本委員 で、もう一つなんですけど、フリースクールにいろんな事情があって通ったお子さんたちがね、その復帰をして普通の学校へ戻るつつうのはいくつかあるわけですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 再三になりますが、教育機会確保法は復帰させることを目的としないので学校に復帰させることを目的としないっていうのを、不登校という権利を認めた法律なんです。教育機会確保法というものが。なので復帰させるような支援はしないよという、ちょっとこれすごくかみ砕いてますけどね、通達文これコピーすればよかったですね。復帰させなくてもいいっていうのが大前提なんです。ただ学校って友達がやっぱりいるので、なんでしょ。やっぱりリズムによったりとか、それ、その子の状態によっては一時フリースクールを利用して、でも今日は普通の学校に行けるだとかこう両方使うっていう子もいますし、中学校は丸々いけなかったけれども、逆に小学校は丸々行けなかったけれども、で、フリースクール行ってたけれども、中学校からは行くだとか、もちろんそういうケースも見られますし、例としてはあります。が、ちょっと法律の前提、教育機会確保法というものの今の文部科学省の方針としては、学校、公立の学校ないしは法人格持っているところに別に行かなくてもいいが前提。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 副委員長

○6番 松本委員 行かなくてもいいっていうのはさっき説明で分かった。でも実際はそういう人も復帰する人もいるっていうことを聞いたかったですけれど。

○請願者 実際はいろんなパターンがあるのでいらっしゃいます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 今宮下さんの話を聞いてまして基本的に復帰させなくてもよいと。っていう考えは教育委員会と真逆だね、考えは。聞いてください。教育委員会はいろいろアシストして、なんとか学校に来てよっていう趣旨でいろいろフォローアップしてるのが教育委員会。で、今宮下さんの話はフリースクールは復帰を前提としていない考えということだね。で、例えば3万円も月に払って、例えば、学習効果、いろいろいるんだけど学習がついていけないという子どもは塾に行きゃあいいと思う。ね。で、例えばさっきの私、孫の話したけれどもほとんど月曜日不登校なんです。で、なぜかっていうと俺もさんざ息子と、孫と

話すんだけど。原因はね、ささいな事なんですよ。ここで言ってもあれだけどね、小学校に野球部ね、少年野球。4年生が一人しかいないんですよ。息子。で、何とか勧誘したいんだけど殆どが男の子はサッカーやってるっていうわけ。それで各教室一人ではだめだもんでコーチから言われ、選手を集めたいと。で、自分も集めたい、仲間を集めたい、それで各教室回ってサッカー入ってるやつに声かけたんだけど一人だけ入ってくれた。で今中部小にいるんだけど、中部小の野球部は4年生二人しかいない。あと殆どサッカー。で、きっかけはそれなんです。土日野球行って練習して月曜って学校行くのが嫌だと。皆友達もサッカーやってる。それがいろいろあるんだろうけどね。だけど自分が野球の友達を増やしたくて声かけたけれど、みんな拒否された。で、理由聞くと学校いきたくねえ。で、月曜日は殆ど行かなかった。そういう原因の不登校もあるんですよ。そうすると原因はいろいろあって、ほいじゃあフリースクールにお金を払って行ってうちの息子はなんかのきっかけで学校へ戻らなと思う。と思ってる私はね。で、今言うようにフリースクールは学校へ戻さないのが前提という話だからそれってちょっと違和感を感じるんですよ。本来手を差し伸べて、不登校なら学校へ戻せばいいんじゃないかって私は思う。だからいろいろ法律を言っただけで、そういう考えがあればちょっと違和感があるんだよね。フリースクールに対してね。という考えです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 教育委員会と真逆というのは、文科省から教育委員会にも公教育に必ずしも戻さなくてもいいですよっていうのは本当は下りていて、私駒ヶ根の議会でも趣旨説明をしてあの一般質問でも不登校の関連の質問が出たんですね。なのでその時の駒ヶ根の教育長の答弁は教育機会確保法があるので必ずしも学校に戻さなくてもいいという方針でやっていますって、教育委員会の方針なんですよね。これは全国の教育委員会に通達されている文言にも書いてありますし、ただ戻してはいけないわけではないので、あくまでもその子の希望を聞いて戻りたいのであれば戻ればいいし、ただ必ずしも現行の教育に戻す必要はないというのがその教育機会確保法の趣旨でそれが教育委員会にもその方針でやりますっていうのが通達が行っているはずなんです。なのでちょっと箕輪町の教育委員会の方とお話をしたことがないのでどの方針でやっているかちょっと私もわかりませんが、教育委員会としては全国の教育委員会が今教育機会確保法に則って必ずしも教室に自分がもともといた教室に戻さなくてもいいよっていうのが趣旨でやっていると認識しています。なので戻りたい子がいればもちろん戻っていいですし、友達と遊びに行きたいだけで勉強わかりません、ちんぷんかんぷんだけど、テストも0点だけ遊びにだけ行っているっていう意味で戻りたいって言ったらフリースクール卒業してどうぞどうぞっていう団体しか私は知らないですね。スクールをやっている方達で。学校に戻ることを反対している人達にはお会いしたことないです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 今、一部宮下さんも言ったけれど、箕輪町の教育委員会にとってね、教

育委員会は義務教育の立場で物申してるもので、義務教育の範囲の教育委員会だからね。だからこのフリースクールをこういう援助を差し伸べ、気持ちはわかるんだけど、私は一つ教育委員会にね、今言うように、その辺は教育委員会はどう考えているんだっていうことがわかったうえで私は判断したいわけよね。だから教育委員会も手を差し伸べて救える範囲もあるかもしれない。フリースクール使わなくても。学校でこういうことやってますよっていうこともあると思う。だからその辺の実態をもう少し私も把握しなきゃいけないんだけど、いろいろの理由で不登校になってるってことは実態をよくわかってます。だから一つね、経済的援助も確かに困ってるんだらうけれど、フリースクールね、さっき言ったように継続できない、援助を差し伸べたい。それは分かるにしてもちょっとね。まだ判断が私としてはこの、できづらい。整理がつかないということです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 この場はね、質問の時間ですよ。意見交換じゃないと。それで質問なんですけれどね、一番最初のこの請願者のところね、団体のところが空欄になってるんですよ。ちょっと私これ気になったんですけど。っていうのはよくやはり請願される場合の効果としてね、そういうなんか上伊那全体でも良いんだけど、そういう思いのある人をね呼びかけて、でなんかこうそういう団体を作ってねっていう、なぜそういうことをされないっちゃうか、今回個人の形で出されたのかっていう。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 あるフォーマットがね、請願にも作法がありますので、あるフォーマットを用いたら団体ってあったんですよ。ただ団体と属していないので純粋に残しておいても差し支えないかと思って残しておいたっていうのがそこに団体って記されていない理由で、私が個人が団体としてつくらなかったのは、もしこの請願のための付け焼刃の団体を作ったとしても、活動実績はどうなんだとか、逆に請願通りにくいとか、なんのための団体なのってなってくるので。じゃあ個人の思いがあって、これから団体は立ち上げるんですよ、飯島町でフリースクール立ち上げるので、これから任意団体として立ち上げるんですが、この請願を出したときには個人だったので個人でやってると。で、実は信毎さんにいつ付けましたっけ、新聞にも飯田でフリースクール関連の請願が採択されたという信濃毎日新聞にあったと思うんですが、あれが実は全く、たぶん殆ど同じ請願内容です。というのも私個人が周りのママさんとか不登校の子どもで活動していらっしゃる方たちを見ると、何かしたいけれども何をしたらいいか分からないという方がたくさんいらっしゃるって、陳情請願を出そうにも一番のネックは何かっていうとこの文章だということですよ。なのでじゃあ私が原案つくるのでこれを自由に使ってくださっていうふうに呼びかけた、全国へ呼びかけたら今全国で同じ内容の請願がでてます。なので個人発案の発信として活動していますが、全国で団体のような活動になってしまっているというのが実情。なので上伊那は辰野と中川以外と下伊那もほぼ全域、あと木曾郡もほぼ全域で同じ請願が出ていまして上伊那に関しては今のところ南箕輪はわからないかな、それ以外はほぼ採択の方針だな、下伊

那もまだ議会継続中のところがありますが、飯田市のように既に採択されているだとかそういう実例も上がっているんで団体名はついていないけれども全国に呼びかけて同じ思いでやっているというのが実情です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 今本当にいろいろな状況、詳しく説明していただきましてよくわかります。今そのお子さん一人一人は学校との関係は担任の先生とか、学籍持ってらっしゃると思うんですね、学校での。で、学校とか担任とか教育長、校長先生とかそういった方達との連携っていうのはご家庭を通してされてはいらっしゃる。家庭訪問があるとかそういうこともあります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 そうですね。大体まず学校だとか担任の先生に相談するので、保護者の方が。学校とは話ができていて学校側も例えば中間教室というものも利用してはどうですかだとか、じゃあこういう感じでやってみたらどうですかだとか、いろんな提案をしてくださるので学校側と家庭も連携してやってはいるんですが、やっぱりどうしても学校という名のつく場所が嫌だとか原因が本当に些細なんですよね。今日のあの先生が嫌だから学校に行かないだとか、正直人との相性もありますので、教育委員会の方で用意してくれている中間教室の先生と合わずに中間教室もいけないっていうふうになった子はじゃあどうしようというのが現状でして、本当に多様性が必要、不登校になる原因も多様なのでそれと同じぐらいの数だけ本当は多様な行ける場所、自分が所属する場所と自分が必要な学びを得るっていう場所が必要。もちろんこういう場所に行き始めましたっていうのも担任の先生とあと教頭先生、校長先生にご報告してくださいというものと、あとやっぱり子ども本人の意思で行きたくないとなればフリースクールももちろん行かせないだとか、そういった町との連携はやっぱり取りながら皆さんやっている印象ですね。

○3番 釜屋委員 そしてその出席という扱いになる30日の壁があると思うんですけれど卒業するためにフリースクールに行っているということが有利に働くというか、それで卒業できるという運びになってくるんですかね。

○請願者 フリースクールを出席扱いにしてくれるかどうかは学校長判断なんですね。なのでちょっと県内の事例ではないんですが、例えば他県だとそういうところに行き始めましたって言ったらずまず教育委員会が飛んでくると、場所に。現場に飛んできてどんな居場所なのかだとか、日中どんなことをして過ごすのかっていうのを視察してもらったうえでこれなら出席扱いにしましょうっていうような、校長先生と教育委員会が飛んできて、視察をして認めてくれるというのはそれをもって義務教育段階などで必ず卒業させる方向には入るんですが、高校進学をしたいだとかここから復帰したいっていう子はやっぱりその出席の日数をもって高校に行くだとか、あとやっぱり成績も学校長判断なんですよ、成績を認めるかどうか。なのでそこは学校側と連携して、それこそ高校の推薦を受けたいとかそういうことだったら必ず成績は必要になりますし、そこはそこは学校と民間施設の話し合いだ

とか親御さんとの話し合いだとかそういったところによるので一概にこうとは言えないのが（聴取不能）。

○3番 釜屋委員 今多様な学びの在り方が言われていて、こないだちょっと前に信毎に載っていた塩尻でしたっけ、映画館にお手伝いに行くだけで出席扱いにしてくれるって、それは校長先生が認めたってようなお話もあったりして、いろんな学校へ行けない子どもさんもタブレットで1台いただいて、それから学校とあれとのやりとりをする、それでまたそういうフリースクールに行ってもタブレット持っていければ1台預かっていけばできるっていう。本当に自由な学びの中でその子の一番合ったものが早くに見つけられるっていうことが私は学校行っているよりもむしろそういうことが早いっていうこともあると思うんですね、その子に合った道が見つかるっていう。だから今本当にいろんな方たちがね、自分は不登校だったとか発達の問題があったとかそういうのをカミングアウトして、もう堂々と生きてらっしゃることがいっぱいありますのでね、その過程においてこのフリースクールがね、法律的に例えばガイドラインができて、こういうこと満たしていればあの支援を受けられる基準になりますよとか、ちょっと協議に入っちゃった（聴取不能）。そういうようなね方法も考えられるし、例えばフリースクールを考える会とかそういうことで連携して一つの大きな力になることもありますけど、そういうような方向っていうのは今宮下さんの発言聞かしていただいて大変力強く思っているのもそういうこともあるんですが、その方向はできませんでしょうかね。一番理想ですけど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 自治体で助成金を制定してるところ実はあって、少ないんですけど。長野県内というと松川町ですね、事業所に対して運営補助金が出てるんです。で、NPO法人 Hug っていうところが松川町はあるので、そこも大きくフリースクール活動していて、すごくたくさんの方が通っている。で、飯島町にも同様の請願を出したところ、やっぱり他県の例ですね、同規模の市町村の他県の補助金の例をその場で調べてくださった議員さんがいて、年間予算これぐらいだったら補正でいけるだとか、やっぱそこらへんはね、議会のお力も借りながら何か模索していける方法はないのかだとか、あと今国の方で、子供未来応援事業だったかな、駒ヶ根市が地域こどもの未来応援事業という名前でのフリースクール関連の助成事業を今年制定したっていうのを聞いてどうやら国の補助金ももとになっているらしいと。で、やはり社協の方も生活困窮者っていう意味合いでのひきこもり支援だとか、そういった方の助成金はたくさんあるので、もう不登校の子を事実上学校以外行く場所がないとなると引きこもるしかないのが今は。だからそういったものをなんとか利用してできないかだとか、国の政策はもちろんあったらありがたいですけど、なければ動けない理由ではないのでいろんな方法ちょっと模索してやっちはいるところです。だから町にも働きかけをしてみたり、私上伊那中同じ請願なり陳情出してますので熱心に動いてくださる議員さんも各地で出てきていて、そういう方達と地域で通える場所があればいいなと思って動いているところではあります。

○3番 釜屋委員 ありがとうございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 先程来いろいろと説明していただいて、そのフリースクール自体が規模だったり大きさだったり、あと中で指導する人がどういう資格を持ってるかだとか、そういうフリースクール自体がいろいろと多様的で、そのスクールによって内容が違うっちゃうことと、あと利用料が3万3,000円が払えない人もいるけど、すごいお金持ちでそんなの幾らでも払えるっていう人も居たりして、そうするとこの支援制度のやり方がすごいいろいろケースが出てきて、それじゃあこのフリースクールにはいくら支援しましょうとかこの家庭にはいくら支援すればいいのかとか、そういうのがなかなか難しいんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどのように考えてますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 おっしゃるとおりでフリースクールの定義がないので非常に難しいところではあるんですが、国の方も考えてくださいっていうのが正直ですね。自治体でご家庭に直接フリースクールに通うための助成金を出すっていうのを制定しているところっていうのは収入制限をかけている自治体もあるんですね。で、かけていないところもあるんですが、自治体などでも制定している例があるので不可能ではないですよ。それが国の基準でいうとどれくらいになるのか分かりませんが不可能ではない。で、事業所に対する補助金っていうのも自治体によって制定しているところがあるので、自治体にできることが国でできないのかという話なんです。ただその基準は国の方で調整していただければいいだけで、それこそ予算を大きく取って各自治体にお任せするので、じゃあその中で自治体がベースを作ってくださいになるのか、国の方、わかんないですよ、いろいろな方法があると思うので、国の方に申請するのに、じゃあ年収証明出すとかそこら辺は主婦の考えることではないとか国の法律を整備している、これを決めた方達が必要な措置を講ずるっていう財政上の必要な措置を講ずることとあるので、それをあくまでもちょっと進めていただけないかっていうお願いなんです。ね、請願なんです。なのでそういう認識であります。難しいんですが。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 不登校の人、子どもを抱えて、すごい苦労している人もいるっていうことですが、それはそれでわかるんですけども普通に学校に通っていても親一生懸命働いて、やっとの思いで出している人もいたり、そういう人たちとの不平等化っていうか、なんで不登校の人の親とかそういうところだけ免除してそうでない部分、一生懸命学校に通ってる人はそういう援助もちょっとそういうふうに思っちゃったりもするんですけど、その辺はどうですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 いわゆる生活困窮している方たちは社協なり使える補助金がたくさんあるんですね。ほんとに先ほどおっしゃってくださったように、お金がめっちゃくちゃある人たちはな

んの懸念もなく、フリースクールないし私立学校に通わせたりだとか、なんだったら日本が合わないのであれば海外に行かせればいいんです。ただごく普通のって言う言い方もあれなんです、学校という今の場所が合わない子たちどれほどいるかっていうのが問題でして、学校に楽しく行けるのであればいいですし、なんていうんでしょうね、不登校だからお金をくださいというよりも、不登校の子も通える場所を欲しいので、そのための応援をしてくださいという感じなんです。現状本当に通う場所が少なくて、いろんなちょっと繊細な子がいますので、多様性はやっぱり教育としてあってもいいっていうのが今流れだと思えます。その教育機会確保法にしてもいろんなアクティブラーニングにしてもそうなんです。その場所を確保するための助成をお願いしたいというところですね。

以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 一応私も一般質問で不登校に関しては何回か聞いたりして、今回の一般質問の中でほかの議員の発言の中で小学校については数名いる、それは増えたり減ったりしながらおんなじ位の人数ですとここんところは来ているっていうような話で、中学校については今30人くらいいるっていう答弁だったと思います。30人っていうとなんか一クラスが全部抜けちゃうっていうような感じでちょっと自分としては結構多いなっていう感覚はあったんですけども、箕輪町としてはさっき言ったように中にもありましたけれど中間教室っていうのも設けたりして、それも今まで一人体制だったんだけど二人に増やしてもらったり、あとどうしても教室に行けない人は保健室にとかね、中学の方ではなんかそういう人がなんとか通って来られるような教室っていうのがあったりして、いろいろそれなりに町の方も考えてくれたりしてやってると思うんで、こういうフリースクールっちゅうのも大切だと思うんですけど、そこでずっと逃げてたらね、ずーっと逃げていかなければいけない人生になってっちゃうので、ある程度は我慢して通ってもらっていか、そういうような方向も持って行かなければいけないと思うし、変な話僕たちの通ってた頃はそんな不登校なんていたかなっていうくらいいろいろ考え方とか情報とかいろいろ変わってきちゃって、そういうふうにはなってると思うんですけども、ある程度は親もこういうフリースクールがあればそれじゃそこに出せばいいやとかそうじゃなくて一緒に考えてなんとか対処していかなければいけないっていう面もあったりするので、なかなかそれ自体が本当に良いものかちょっとそういうのも覗いてみたりはしてないので、ちょっと今回お聞きしたんで私は勤務が伊那市なのでそういうところも見せてもらえるのならちょっとそうっと行って見せてもらったりしようかなと思いますけれど、このフリースクール自体がどういうものであるっていう定義がはっきりしていないところになかなかその、いくら払うとかそんな決めていくのはまだちょっと早いんじゃないのかなって思ったりするんですけど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 我慢させた結果病気になる子が多いっていうのと、もう時代は我慢させる時代

ではないというふうに国も思った上での教育機会確保法、不登校という権利を守る法律だと解釈しております。(聴取不能) 我慢するメリットがどこにあるんだろうって思っていますね。ただちょっとやっぱりフリースクールっていう定義が本当に今無いので、そもそも学校という定義以外ないんですよ、法律は。学校というのはこういうものっていうのは法律では決められてますが、それ以外のものっていうのが今無くて、概念を決める法律が無くて。でも、もういろんな調査の結果、現行の教育委員会や学校だけでは不登校支援については限度があるって文科省も通達をしております。で、それで民間施設も手をとって一緒に連携しながら子供の未来を育てましょうという方針でいろいろ各機関も動いているようですので、一つの時代の変わり目といたしますか、そういったものも鑑みて、現状本当に増えてしまっている。私も飯島町の中学校に不登校生徒数を聞いたら最初15人って言われたんですよ、で、病欠を入れると何人ですかって聞いたら30人って言われたんです。その倍の幅の中に、いわゆる朝起きられないだとかそういった子も入ってしまっていて、病欠だろうがなんだろうが30名は来られていないっていうのが現状なんですよ。じゃあその30名を、中間教室の利用は何人いますかって。30名不登校のうち30名中間教室利用してたらいいと思うんですが、利用の数を見ると飯島町においては一人とか、二人とか。やっぱり合う合わないありますからね。多様な学習の機会を提供しましょうっていうそのガイドラインもありますし、それに基づいて請願を、現場の思いもそういうことでありますので、じゃあちょっとガイドラインであるようだったら具体的にもう少し進めてほしいですっていうその請願を今回出したっていう経緯があるのでそういう形でご理解いただけるとありがたいです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 質問ございますか。ちょっと私の方から1点。先ほど来フリースクールの定義というところで議論になってるんですけど、やっぱり憲法上の問題とか、そのやっぱり公の支配に属さないところには公金を支出できないということで、私もほかの自治体の補助制度とか見たんですけど、そこを何とかクリアして、一応公の支配がかかる、要は行政と係わりっていう条件付き支援なんですよ。で、今回のその法の制定もやっぱり苦慮していて、フリースクールと言い切っていない。いわゆるフリースクールっていう形でぼやかしてるのはフリースクールって書いちゃうと、もうやはり憲法の壁というのがあって憲法が良かろうと悪かろうと禁止しているものはできないんで。で、その中でそのフリースクール二つあると思うんですよ、先ほど来議論の中で。学習支援をするフリースクールも当然あると思うんですけど、その一方で要はそもそもフリースクール、不登校になった理由ってのが学校のカリキュラム合わないっていう人もいると思うんですよ。で、その人たちのために一切学校のカリキュラムに沿わないフリースクール、これもある。それが多様な学習機会の創出という中で進めて行きましょうっていうのが国の判断だと思うんですけども。となってくると補助内容ですね。要は国のカリキュラムに沿わないフリースクールっていうのは、いわゆる公の支配に関係ないっていう、関われないっていうところがちょっと議論になってるんですよ。国の、要は文科省の指導にそもそも合わない人達がいるんだから文科省の指導は受けませんっていうフリースクールがあるんですよ。で、要は今回の請願

ってというのはどの範囲までの支援を想定して、(聴取不能) 来年飯島町でつくられるフリースクールってどういう感じのものをイメージしてるのかお答えいただければと思いますけれど。

○請願者 いわゆるフリースクール、国、文科省が附帯決議したものなのでこれはできるでしょっていう前提なんですけど、多分できないものは国で決議しないですよ。明らかに憲法違反だとか。ただ、法律において、決められ、附帯決議したのであれば進められるし、進める準備もあるのであればそれをもう少し、今具体的に進めてくださいという、もうあくまで本当でないものをつくるかそういうものじゃなくて、決めてもらったものを国が決めてもらったものを進めてくださいっていう、その範囲なんですけれど。今飯島町でつくろうとしているのはいわゆる学習という言葉に拒否反応をする子がいる。ただその子自身は学習が苦手なんじゃないんですよ。できてしまうんです。で、今できすぎる子も今小学校1年生の段階で、自分の名前が入学時点ですよ、自分の名前が平仮名で書いたらバツをされるそうなんです。まだ習ってないって。で、うちの息子は漢字で書いてしまうんですが。保育園、年長さんでね。おそらくバツをいただくと思います。小学校に行ったら。なのでそれがきっかけで嫌になる子は学習拒否反応示しますよね。でもバツをもらうのが嫌な子はそれ以外の方法で勉強すればいいので今多様な学びっていうのもアクティブラーニングっていうところにかかってくるんですが、体験を通した学びを文科省も今進めていますよね。で、体験を通した学びってのが教科書とは向き合わないかもしれないけれども、例えば自分達で犬小屋を建てたいっていった時にじゃあ必要な面積はどうなのかって言ったら掛け算が必要になりますし、じゃあどこに行っていくらぐらい持っていたらいくらおつりがくるのかって言ったらやっぱ算数になるし、じゃあ環境はどうなのかだとか言ったら理科社会が入ってくるとか学習を目的としないと銘打っていても経験から学べることはあるのでそういったところを目指そうとして作っているのが一個と、あともう一個は、もう一つ立ち上げようとしているんですけれど、それはいわゆるオルタナティブスクールというもので、それは結構学習の方法を少し変えようってというのが趣旨。だから学習の、両方学習の方法変えるんですけど、両方学習というものに特化せず、体験を重視の学校が一つ作られようとしているのと、教科書のカリキュラムの方法、教える指導方法を少し変えましょうというのを一個作ろうとしているっていう、一見極端なんですけど、両方学びがある。と思っ

いますので、飯島町でつくろうとしているのはそんな感じですね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細かい質問ばかりで申し訳ないんですけど、私はその教育機会確保法の附帯決議を全部読んだんですけども、1番については書かれてたんですけど2番については書かれてなかった。記書きの。

○請願者 記書きの2番に関しては書かれてはないです。1番に関しては書いてあるんですけど。ただその、附帯決議が出されているのは1番だけだと思う。でも財政上の経済的支援措置がほしいのは家庭もそうだし事業所もそうだという意味で、記書きの2番に関しては私が付け足したものです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 で、要は先ほど来、2番、これ書かれなかったのもおそらく憲法上の議論がやっぱり壁になって公的支援がそもそも憲法上できないというところが壁になって。本当はここ入れた方がいいと思うんですよ僕も。だけどそこがやっぱりネックになってるかなと予想してたんですけども。確かにそのそこはこれから議員内協議でもむとこだと思うんですけど、ちょっとそこだけ。それを踏まえての請願ということで。

○請願者 そうですね、法整備も合わせて。だから法務大臣もちょっと提出希望先にいれればよかったと思うくらい。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それは今からでも入れられますけどね。青木委員

○9番 青木委員 今の質問聞いててちょっと思ったんですが、飯島町の今ねイメージが私今一つわからないんですが、今宮下さんがおっしゃったことは、まさに飯島町の教育委員会がそういうことをやるべき仕事だと私は思ってます。その辺は飯島町の教育委員会なんつってるんですか。学習のそういう例えば（聴取不能）をやって、バツをもらうと。それは学校が考えることだと。ね。できる人は飛び級でもいいじゃん。それは教育システムの内容だから。だからできる人は1学年から3学年飛び級でもいいと思ってる。そういうシステムね。学校で（聴取不能）。それはまさに教育委員会がフォローアップするところで、飯島町が目指そうとしているフリースクール、ちょっと私イメージがわからないんだよね、今宮下さんのイメージでおっしゃったことが。だからそれはまさに教育委員会がフォローできないければフリースクールがやることだけれど。多分、教育委員会なんつってるんですか。飯島町の。フォローできないんですかねその辺は。

○請願者 フォローできないと。担当がまず不登校の数さえ把握できていません。担当さん窓口に出ていたときに不登校児童生徒数を教えてくださいっていたらわかりませんって最初に言われましたね。で、町長の方にこういった助成金の申し入れをっていう話もしたんですが、調査、検討しますと。調査研究しますから入ってしまっ。どこまでこう、動こうとしていってくれるの（聴取不能）。まさに教育委員会が動いてそういう、もしね、学校のカリキュラム自体見直して飛び級にしましょうとか、そういう方針でやっていただくのであれば別にフリースクールとか要らないと思うんですよ。ただできないから民間も連携しなさいって国が言ってるわけで。でも教育委員会さんも頑張ってくれてはいるんですよ、中間教室の見直しをしたりとか。いろいろやってるんですけど、やっぱ公的のところと民間のところちょっと自由度も違いますしやっぱカバーしきれない。いろんな他のお仕事もしてくださっている中で不登校のことだけをするっていうのはやっぱ難しいっていう話を教育委員会さんから聞きますし。限度が（聴取不能）だから6月10日の通達文では現行のものでは限度があるっていうふうに通達もされています。で、今私がフリースクールで作ろうとしているっていうものは個人が動こうとしているだけで個人で立ち上げようとしているだけなので、なんていうんでしょう、飯島町は飯島町のこの考えでいろいろやってはくれているし、やろうとはしてくれているんですが、まず担当から数字が把握しきれないだとか、そういう現状ですね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 そういうことで意見としてわかりました。それで今言ってることはね、請願の趣旨、採択を求める請願書の中にフリースクールの経済的支援じゃなくて、今まさに宮下さんが言った教育委員会とのそういう請願の趣旨、それがあってもよかったような気がするんですが、そういう検討はなされなかった。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 やっぱりちょっと教育委員会の方とギャップがあるので何ていうんでしょう、本当に教育機会確保法で学校に必ずしも戻す指導はしないっていうふうにもう定義付けられているんですが、やっぱりちょっともともと教職の経験が長い方はやっぱり学校にいかなきゃだろうっていう頭になってしまったり。それで実際に不登校の親御さんが教育委員会と学校と話し合った時にやっぱり意見がそぐわないと。学校に行かなくてもいいっていうから、学校以外の場所に通わせたい意向があるって言うても、どうしても学校に戻される相談をしてしまう。それが子供が嫌で中間教室も通えないとか。で、国が今不登校対策として不登校特例法の設置も推進しているんですが、やっぱりそれもやっぱり公立学校扱いなので、そこで勤務する先生は教員免許を持っていないといけませんよね、で、これだけ教員不足で騒がれている中で、さらに公立校増やすっていうのがもし教育委員会から打ち出されたとしてもそれはどう、ちょっと結局学校なのかなって思ったりとか、そういう議論も実際にあった中で教育委員会とは連携します。排除しようとかっていう訳じゃないです。連携はしますがやっぱり多様な理由で不登校になっているのが現状ですので、その多様性に合わせるのには民間の力をも借りながらみんなでやっていかないといけないよねっていう、そういうことだなと思ったので教育委員会は入れてません。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 内容の趣旨はよく分かります。それで提出先ですけれども国に提出するっていうことについては憲法の（聴取不能）があるっていうことがある。けど県の教育委員会とか県に対しては、これ一つ見ると兵庫県なんかは県でガイドラインを作って民間に一斉に各町村がこの通わせているお子さん達の先まで支援ができるような体制を作っている。これも珍しいようですけど、そういうことも考えて県に提出するとかっていうことは考えられないですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 宮下さん

○請願者 先にこの請願書を書いた際に紹介議員さんを必要とするのが請願ですので、色々議員さんと相談させていただいたんです。させていただいた時に県の運営はちょっと国とは違うからこの請願書に対して県まで入れてしまうと難しいのではないかとというご意見がありましたので、県は一旦省かせていただきました。そうですね。ただ、やっぱ個人的に県の方にもかけあったらどうかっていうふうには思ってください議員さんもいらっしやう。だから飯島町では中部伊那っていうんですか、郡境の4市町村を集めて中部伊那っていうどうも討議会があるようでして、そこら辺も全部請願出てるので、地域の課題として、

今度県の方に訴える、議題として持ちかける。で、県の方からも意見書を出してくださいってアクションも出来ますだとか、そういう話をいただいている、その中部伊那の方にはこの議題の方にもまたちょっと現状協力、現状お聞かせくださいって話もいただいているので、動きとしてはあります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。いいですね、では請願者に対する質疑を終わります。暫時休憩致します。10分程度休憩したいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 会議を再開いたします。ただいま請願者に対する質疑は終了しましたので議員内の質疑を行いたいと思います。質疑またご意見ございますでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 副委員長

○6番 松本委員 今説明をされた方のお話を聞いてみますと、非常に深刻な話ですけども非常に難しい話ということで、討論じゃないものですから私は質疑のあれだと(聴取不能)この実際現実にある、あってやっているとこでするので私は出してもね、出すような方向でね、行った方がいいんじゃないかと。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかに質疑ご意見ございますか。中村委員

○14番 中村委員 一応こうすることで下の方に記書きで1番2番とあるんですけども、先程からちょっといろいろとその規模とかいろいろの関係で援助っちゃうことに対してはなかなか難しい面もあるっちゃうふう思うので、取りあえず今回は1番の方だけを行うってような考え方はいけないんですかね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 一部採択。要は記書き1番2番とあってその1番を採択するっていう、一部採択っていう意見。ほかはなにかございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 これからの子どもの成長に関して、いろんな子供の個性なり持ち味、力を発揮させる方法は学校教育だけではないということもう世界的な流れでこのやはり意見書、請願をきっかけにそういうことも学校に合う子がいい子だとかそういうことは決してないので、そういうことを考えるきっかけになったので、これはもうほんとに前向きに考えていく必要があるということをおは今回感じました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにご意見ございますか。入杉委員

○13番 入杉委員 先ほど来不登校の生徒に対して、そのフリースクールからフリースクールというのは決してその病院でもないし、それから更正な施設でもないのでフリースクールに行ったからといって学校に戻れるのかとか学校に戻さなきゃいけないとか、そういう今考え方はほぼないに等しいという感じで推移しているんじゃないかと思います。で、私が学習支援を行って来ました不登校の生徒も実は学校に戻って勉強したいという気持ちがあるわけではなくて、ただたまたま勉強をしていた、私のもとに来て勉強をしていた段階で、じゃあもっと知りたいから学校に戻ろうよというふうになっていくわけで、決してそのフリースクールが更生的な目的をもって設定されるものではないと私は思っております。ですから、フリースクールというものが今箕輪町の中で推進されておりますその居

場所という在り方の中に含まれておりますので、フリースクールが決してお勉強をもっと学校へ戻ってやらなきゃいけないんだという押しつけの場所ではないというふうに私は思っております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。これからの採決の方法なんですけれど、一部採択っていう声があったんですけど、採決の方法ってどういう形に（聴取不能）。討論これから、これからこれから。討論になっちゃうともう戻れないから。動議は出してもら手順、今後の運営の手順は。事務局。今一部採択って意見が出たんで。副委員長

○6番 松本委員 せっかく1,2出ていますし、2番は非常に重要なところだと私は思いますが。だからこれは一部ではなくてこのままの。

○深澤議会事務局長 一部採択の決議を取っていただいて、その次に本案に（聴取不能）。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 本案ということですね。わかりました。ほかにご意見ございますか。質疑を打ち切ります。動議出しますか。一部、さっきの1番だけっていう。青木委員

○9番 青木委員 一部採択のもう一度詳しい確認をお願いします。どこが一部なのか

○5番 寺平福祉文教常任委員長 私の方から説明します。一部採択というのは記書きの部分、1番2番のうち1番だけを採択。で、2番を削除という、それを一部採択となります。二つとも出したいよっていう場合は、一部採択、今採決先にやるので反対していただいて、そのあとも一部採択が否決されれば今度は全部採択についての採決を取りますので、そこでまた判断していただくという手順になります。唐澤委員

○7番 唐澤委員 2番の方ですけどね、ここを外して一部採択っていう話もありますけれども。この2番については、少し表現を変えていくってということもあるんじゃないかと思うんですけど。その辺どうでしょうか。少し今までの議論の中でもう少しこの、何とかな、表現を和らげるというかですね、制度まで行かなくて例えば体制というような表現にするとか、確立を講じるというとちょっと強いで、そういう対策を、あるいは充実を求めるとか検討するとかですね。少しこの2番についてやわらかな表現にしたらどうかと。ちょっとそんなこと今考えたんですけど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 副委員長

○6番 松本委員 採択されれば、意見書を出すのはこの委員会になりますので委員長の名前で。だからそれは可能じゃないですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それは可能です。もし2番に、もしこれ2番も採択されればその表現は、またその時点でそう、要はその請願趣旨を変えない範囲でそれはできます。よろしいでしょうか。一応提案が出てるんで、一部から採決しますけど。青木委員

○9番 青木委員 1番のね、多様な学習活動っていうのは言葉では分かりますよ。多様な学習活動。で、具体的にフリースクールにおいて、多様な学習活動ってどのようなことを言ってるのかが文章からでは分からないんで、そこを明確にしてもらって、そのための軽減の経済的負担をお願いしますっていうことが文言で分からないと多様ってなんですかっていう

話になっちゃうよね。と思います。私は。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 今宮下さんは傍聴なのでお話しできないと思いますが、いわゆるフリースクールに通うことが多様な学びの一つになるっていうそういう表現なので、そこに詳しく書かなくてもいいんじゃないですか。(聴取不能)

○9番 青木委員 私は聞いてて分かるんだけど、文言だけでフリースクールに通って、多様な学び、あるいは多様性、っていうのがいまいわからないですよ。それは、それは教育委員会の中でも話ができる話だと思うんでね。実はもっと言えば教育委員会の網に引っ掛からない部分、例えばセーフティネットで外れたこういう部分がある、そこは多様性を救うためにフリースクールでいけば、こういうメリットがあるということが分からないと文章だけでは分からないと思います。その意味で私は言ってるわけです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにありますか。入杉委員

○13番 入杉委員 フリースクールに通うというか、不登校の子供たちがどんな子供たちなのかっていうことのが、多分青木委員がどのくらいご理解いただいているかちょっとあれなんですけれども、本当に一人ひとり千差万別。もっと言えば一人ひとり先生がほしいくらいの状況でいるので、そのこと自体がもう既に多様なんですよね。だから多様ってじゃあどう書けばいいかって、表現のしようがないと思うんですよね。なのでここでいう多様についてここに定義のように書けても私には提出者の方も書けないんじゃないかと思うし国の方でも多様という言葉を使っているんで、別にその多様な学習活動という表現が決して外れているというか不足しているかということではないと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。よろしいですかね。多分この1番の括弧内の多様な学習活動、これももう附帯決議なので、多分これが自体は変えられないと。要は別立ての文章にすればまた話は別ですけど。ほかによろしいですか。言い尽くしました。大丈夫ですか。では一部採択と次、全部採択の順番で採決を、その前に討論になりますけどもしたいと思います。それでは質疑を打ち切ります。まず中村委員より一部採択の動議が出されました。1番、記書きの1番のみを採択すべきという意見です。これについて討論ございますか。入杉委員

○13番 入杉委員 一部採択に反対の立場で発言させていただきます。この請願の趣旨から見まして、フリースクールそのものに対する助成とか補助ということがあって然りなんですよね。ですのでこれをとってしまうと多様な学習の場に対する補助助成というものがなくなってしまうのでこれは片手落ちといいますか、個人の経済的な援助だけではそれは成り立たないので私は両方を載せるべきだと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 私も一部採択に反対の立場での討論です。やはり請願の趣旨から見て、やはりこの辺はただ1番だけのこういうことを進めるというだけじゃなくて、もうすこし立ち入って強い支援をとるところをやはり表現していく必要があるんじゃないかなという

ふうに思いますので両方入れていいんじゃないかと思います。で、ただし先ほどちょっと申しましたけれど、表現は少し変えた方がいいかなというふうに思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。青木委員

○9番 青木委員 反対の立場で言います。先ほどもずっと言ってきたので一言で言えばこの支援を求める前に箕輪町として出す以上は教育委員会とのすり合わせが必要、あるいは教育委員会がこういうことできないっていうそういうことがあった上での請願なら私はいいと思います。

以上です。一部採択に反対です。(聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。では討論を終結し採決に入ります。請願第2号一部採択の動議に賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○5番 寺平福祉文教常任委員長 賛成少数で否決となりました。

次に請願第2号 全部の採択に対しての討論を行います。討論ございますか。釜屋委員
○3番 釜屋委員 私はこの請願に対して賛成の立場で討論させていただきます。今の教育現場、そしてまた今後将来を見据えての現実的な子供の成長、こども家庭庁も出来てくるということのお話もありますし、子供は何よりも真っ先にいろいろな形で支援すべきだと思います。公立学校、また私立学校に対しての補助がありながら、そういうフリースクールが認められていないこの現実、これも皆さんの町民の方々、住民の方々の一人ひとりのこの意思で変えていくっていうことの意味で発信していくべきだと思いますので、私はこの請願に賛成です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。反対討論ありますか。青木委員

○9番 青木委員 反対です。先ほどと同じ理由です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 賛成の立場で討論に参加いたします。不登校の生徒が本当に家庭の中に一人でもいるということが、どれだけ家庭が成り立たなくなるかという状況は私も何例か見てまいりました。ですので、この不登校の子供がそののち、引きこもりになっていかないためにはやはり家を出て、そしてその子が本当に行かれる居場所というものがないためにはやはり家を出て、そしてその子が本当に行かれる居場所というものがなければこのことがひいては引きこもりにつながっていくことになり、そして家庭の中の家族全員が本当に大変な悲しい切ない毎日を暮らすことになるので、私はこのフリースクールというのは本当に学校に行かれない、行く場所がない、機会が本当に教育の機会が均等に子供たちに行き渡らなければいけないという義務教育の場からそういう居場所の求められない子どもがいるということはもう本当に切ない現状だと思いますので、この請願をぜひとも採択していただきたいと。思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。討論は一回だけ。また本会議で言ってください。ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは採択に入ります。請願第2号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の採択を求める請願について採択すべきに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ありがとうございます。賛成多数で請願は採択となりましたのでその旨本会議で報告いたします。では請願文書の作成に入ります。次長

○井上議会事務局次長 先程お配りした意見書なんですけれども、題名のところに括弧のあとの採択を求める意見書っていうところちょっと入れてなくて申し訳ないです。これからちょっと必要かどうか皆さんの方で検討していただいて、そちら入れた方がよければ当然入れさせていただきますのでお願いしたいかなと思います。あとすみません、一番下のところですね、長野県上伊那郡箕輪町議会議長っていうことで、当初は案としていただいておりますけれども、一応ちょっと長野県箕輪町議会議長というもの、長野県上伊那郡箕輪町議会ということちょっとこちらの方させていただいておりますけれども、それにつきましても皆さんでやっぱり議長の方がいいっていうことであればそのようにしていただければと思いますのですみません、ちょっと内容の方見ていただいて訂正箇所等ありましたら言っていただければと思いますのでお願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 では2点ですね。まずちょっと表題ですよ、そういうことか。

○井上議会事務局次長 (聴取不能) 意見書っていう(聴取不能)が多かったものですから(聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 全然意味合いが変わるっていう事ですね要は。

○井上議会事務局次長 (聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご意見ございますか。確立を求める意見書か、採択を求める意見書か。意味合いが大分変わってくる。まず表題。唐澤委員

○7番 唐澤委員 皆さんの(聴取不能)をお聞きしながらというふうに思うんですけども先ほど2番のところ、もうちょっと表現を変えた方がいいんじゃないかっていうことを申し上げたんですけども、その中で経済的制度よりも支援体制の方がすこし制度的よりも緩くていいのかなって思うし、幅広しい。それから確立というところを充実というふうな形の表現の方がいいかなというふうに思っ。ということになればタイトルの方も経済的支援体制の充実を求める意見書という形が良いのかな。そんなに請願の趣旨はこれで変わるわけではないかなというふうに今思ってるんですけど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 唐澤委員さんのお話もごもっともですけど、この趣旨に沿ってみると今そのフリースクールの学校自体にも支援制度は無いし、家庭にもないのでいわゆる経済的支援の制度を確立してほしいということになると思います。けれどもその辺の私たちとしての議会としての意見はどこへ持っていくのかですけどもどうですかね。(聴取

不能) 私はこのままでいいような気がします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 今いいですよ、討論じゃないので。これはもう決まったから、文面の作成のなんちゅうかやっているとことですよ。という事の中でね、今も制度か体制か、ほかにまた良い表現があればあれですけど、私としては支援体制の充実でほぼカバーできるんじゃないかなという思いはありますけど。皆さんの意見どうでしょうか。

○3番 釜屋委員 言ってみれば今全く殆ど無いので、無いのでそれを制度を作らないとそれに従って自治体は動くので、制度を作るっていうことがまず私は先かなと思います。

(聴取不能) 意見書って (聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それが絡んで。

○3番 釜屋委員 (聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 だから、要はこの採択を求める意見書ってなると、例えばこれ意味合いが衆議院でとりあえず意見書を出し、つくってくださいよっていう内容になっちゃう。採択はいらくないですねこの最初の。ほかにございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 それじゃあいいです。私それほど強くこだわっているわけじゃなくて、あくまでも表現の問題でどうするかということなので。皆さんがやはり制度ってしっかりと形をつくった方がいいっておっしゃるならばそれでいいです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。あと議長名か議会名かで。では今まで通り議会で。あと提出先なんですけれど、先ほど法務大臣も入れた方がいいと請願者の意見もあったんですけど、提出先をどうしますか。衆参、総理大臣官房長官、総務、財務、文科大臣、と法務大臣も入れとく、別に入れても入れなくても、入れときますか。じゃあ法務大臣追加。提出先、ここにはないんですけども。

○7番 唐澤委員 法務大臣はちょっといいんじゃないかな。だって法律作ったり制度であくまでもね、制度ってことなので、特に文科省中心のそれから財務省の方がというお金とね、その体制づくりの問題なので法務省まで法律を変えろっていう事じゃないんで、それはいいんじゃないかな。

○3番 釜屋委員 (聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 特に憲法変えなくていいっちゃうこと。ほかにございますか。あと、内容は。よろしいですかね。(聴取不能)

○7番 唐澤委員 先程のね2番目のところなんですけれど、その上にね、四角の中の最後1番のところに講ずることってありますよね、それで2番目の下が講ずることなんで、ちょっと講ずるの方がいいし、繰り返しになるという事もあってね、ちょっと私、最後のところの2番目の表現少し変えてもいいんじゃないかなと思ったところですけどね。皆さんどういうふうに思われるか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 表現をそろそろ。「ず」にそろえる。1番がいじれないから。どっちでもいいんですけど「ず」に揃えるで。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ではこのとおり本会議に提出いたします。次が資料ありますか、6月定例会。どうされますか宮下さん。ここで今終了したんですけれど請願。次の議案に行きますがそのまま傍聴していただいても別に。今賛成議員の方は今署名していただければ。意見書案無い方。大丈夫ですか。

それでは6月定例会より継続審査になっておりました議案23号 国民健康保険の交付金減額制度の見直しと18歳までの医療費無料化を求める意見書の提出についてを議題といたします。この議案書に関しては質疑から入ります。質疑意見ございますか。青木委員

○9番 青木委員 文章の中でペナルティを伴うっていう、それをペナルティって何よっていう人もいると思うんだよね、この文章だけ見ると。だからそのペナルティは何かっていうのをどこかへね、附則でもいいけどあるいは文言の中へペナルティっていうのはこういう事ですよっていうのを追加しないとなかなか分かりにくい。それじゃあ議員の皆さんでいいんだけど、ペナルティって何よって説明できる方、(聴取不能) できる方います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 それに対してですけど私たちはこの請願だか陳情出されたときに内容については学ぶべきものであるし、相手先が衆議院議長であったり内閣総理大臣であったり関係の省庁ですので、ペナルティについてはもう常識化されていますので出す相手にもよると思うんですが、そこを詳しく説明文を入れる必要があるかなっていうふうに思うんですが。ペナルティっていうのは、いわゆる私たちが(聴取不能) 減額措置がとられるっていうこと。私達が18歳までやっている。隣の町は12歳まで医療費無料化になっている。この高校生、18歳までやってる部分、努力しても国から認められていない制度なのでその分国保のいわゆる減額措置がとられる。補助。国からの。そういう(聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 だもんでね、私がいうのは交付金ってそういう事だもんで、要するに国がやらないことを市町村がやるとペナルティ取られてると。ね。減額されるよと。その交付金の制度ってそういうことだもんで。それは釜屋さんもペナルティってそういうことだって意味がわかってればね。相手先があつてそういうことかなって私も聞いたんだけど、わかりました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 あとはペナルティという言葉が要望じゃないし、刺激が強いということであれば記書きに書いてある国民健康保険の国庫補助の削減を伴う現行制度、そこは文言は変えられるんで。入杉委員

○13番 入杉委員 ペナルティという言葉そのものから受け止められる印象といたしますか、それがちょっと文章にそぐわない感じがしますので、これ置きかえた方がいいように思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 そう通すかどうか、意見。今文章の作成はちょっと今の議論も踏まえて討論します。採決になります。変えるべきではないというのも今出しといた

方がいいですけどどうでしょう。唐澤委員

○7番 唐澤委員 ちょっとペナルティという以外の言葉で何かあれば、やっぱりペナルティってある程度通用してる表現じゃないのかなというふう思いますので良いと思いますけどね。もっとこれに代わるいい表現があればいいですけど。この辺が妥当かなって私は思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。よろしいですかね。特に記書き1番2番が一番請願項目になりますのでもう一度ご確認ください。中村委員

○14番 中村委員 一応これがこないだ出てきた時に即はどうするかっちゃうこと、なんだ、決まらなかった、理由っちゃうか、なんかあったと思ったんですけど、それはどういうことでしたかね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 私の記憶ではこれ6月ですよ。だからその時の一つの要因として私が挙げた意見としては今コロナの時期で大変医療費もひっ迫している。国の支出が大きくなってきている。この時期にさらにそのペナルティを廃止するかそういうものを保険、いわゆる医療保険の制度の中に今これをいう時期ではないんではないかということで継続をしたような覚えがあるんですけど。その時期が今変わってはいないので、まだまだコロナ続いている少し減少傾向にありますけれど、どうなるか分かりませんので、私とすれば継続をお願いをしたいところでありますけれど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 あと追加すると当時、私の方から。詳しくは議事録を見ればとは思んですけど、記憶の範囲内で説明します。最終日の提案であったのが1点と、十分な審議時間を確保すべき、期間を置くという意見が出されたのが1点と、ちょうど医療費無料化が8月から開始されるということで、その具合を見てから判断した方がという意見で、じゃあ一旦継続しましょうという形になったと記憶してますけれど。ほかにございますか。中村委員

○14番 中村委員 そうするとそれ8月から始まったという事で8月が終わって今9月はまだ半ばでは、それが18歳まで無料化にして、そのペナルティがいくらくらい箕輪町としては出たかとか、そういうまだ数字的なことはまだまとまってないでしょうね、多分。2カ月じゃ。そういう、どの位の影響があったのかということが詳しくわからない時点でちょっとこれを判断するというのはなかなか難しい面がまだあると思うので、先ほど釜屋委員が言ったようにまだちょっとここですぐにどうするかっていうことを決めるにはまだ無理かなとは思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 松本委員

○6番 松本委員 ペナルティのことなんですけど、これ急に決まってるわけじゃないんですね。随分前からペナルティになってる。このペナルティっていうのは、いわゆる地方でいろいろ無料化が始まってきたわけですね。だから最初に始まったのは群馬県やなんかでも始まったんです。ペナルティは年間に1億何千万だか群馬県は払ってたんですね。払うのは

(聴取不能) 払ってるわけじゃなくて、子どもたちを優先、医療が無料になるように、優先するために、国が決められたペナルティを払ってまで群馬県は窓口無料化にしようということでやっていたんですね。それで長野県はそれがずっともちろん、ペナルティ制度っていうのがあったんですけども、今から5~6年前になるのかな、現物給付になったんですね。だけど受給者負担金っていうのは無くならなかった訳です。だけどそのペナルティ制度というのは無くなったわけじゃなくて大分下がったみたいね。それでこれ私がちよっと担当課に聞いたわけじゃないんですけど、岡田君が聞いたんですけども、実際まだ取られているんですけど、そんなに高くはないですが、大分落ちてる。でもそのペナルティの料金を払ってますので。払ってるってこの、文章がちよっとこういう感じになるんですけど。ただ、ちよっと値段、金額的なものはちよっと聞いたけど忘れちゃった。すみません。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 この趣旨は、岡田さんの方から出されたんですけど、箕輪町に限らずね、裕福な自治体は支援制度をやってるけど、財源的に余裕のないところは国から受けて。だから子供の医療費の公平さから考えると、本来国がやるべきことですよね。裕福な自治体は支援制度を設けてる。財源の余裕のないところは国から受ける。しかも、財源の余裕あるところはペナルティを果たす。ちよっとそれって本来の趣旨から外れてると思うんで国レベルで考えれば公平性から考えると、私はこういう趣旨は理解できると思いますよね。箕輪町が幾らとかそういうことはなくて。本来、国がやるべきことじゃないかなと私は思うんですけどね。以上。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。継続という意見も出されておりますけど、動議出されます。ほかにご意見ございますか。この質疑を打ち切った後に採決は、継続の動議に対して賛成反対の賛否を問います。その後その結果に応じて、またこの意見書案についての採決になります。質疑ご意見ございますか。よろしいですか。まず討論に入ります。議案第23号について継続の動議が出されました。これについての討論を行います。討論ございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 先ほど申しましたとおりに、国の今コロナの感染の状況の中医療費ひっ迫をしております。その中でこれをさらに何でも出せばいいというわけではありませんので、時期を見て出すべきだと思いますので継続にしていきたい。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。副委員長

○6番 松本委員 継続二度もやるというのも非常に大変なことです、今回でして(聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 今の状況ということでお話しされましたけどなんか国の方もコロナ対策で既に15兆円使ったとかね、言われてますけれど。ただし、やはりほんとにそれが有効に15兆円使われたかどうかというのはいろいろ疑問がという意見もあるわけですね。そういう中でですね、やはりこれこういう請願を出してすぐ次にこれが実施されるってもんじゃ

ないんでね、早めに出してもこれは特に問題はないので、もうこの時点でも出していいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは討論を打ち切って採決に入ります。議案第23号 国民健康保険の交付金額減額制度見直しと18歳までの医療費無料化を求める意見書の提出について継続の動議について賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ありがとうございます。賛成少数となりますので継続の動議は否決されました。

次に討論になります。議案第23号 についての討論になります。討論ございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 継続は否決されましたので私はこの意見書の提出について反対の立場で討論させていただきます。国は医療費、子どもの医療費無料化については徐々に子どもの対象を増やしてきております。それも医療費ひっ迫する中で大きな財政の援助をしてきておりますので、そこを鑑み、財政、子育て支援として各自治体が考えるこの方策として医療費無料化を入れているということで、それも一つの町の財政力にもよるわけですが、これを即廃止というわけにはまいりませんので、私はこの意見書については反対を致します。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。副委員長

○6番 松本委員 私は賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。すべての子どもたちが安心して医療が受けられる制度を求めて全国各地で運動が始まったわけです。この箕輪町をはじめとする上伊那郡でもほとんど市町村が子供の医療費が完全無料化に8月からなりました。しかし国は医療費が増大するため、公平な財源配分の観点から増加した医療分を減額するという公言をし、自治体に対し国民健康保険の国庫補助の削減ペナルティを課しているわけです。したがって、国の健康保険の交付金減額制度の見直しを求めることには賛成を致します。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは討論を打ち切ります。採決に入ります。議案第23号 国民健康保険の交付金減額制度の見直しと18歳までの医療費無料化を求める意見書の提出について賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ありがとうございます。賛成多数で意見書については可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

では文言についての検討を行いたいと思います。お願いいたします。ペナルティの件はどういたしますか。提出者が国なんで意味がわからないってことはないと思います。よろしいですか。じゃあ文面はこれで。

ではこれで審査を終了します。協議会に切りかえますが委員の方から何かございますか。無ければこれで委員会審査を終了します。お疲れさまでした。

午後 11 時 32 分 閉会

福祉文教常任委員長 寺平 秀行

署名委員 第9番 青木 俊夫

署名委員 第13番 入杉 百合子